

西尾市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月

西尾市

目次

第1編 ごみ処理基本計画.....	1-1
第1章 計画の概要.....	1-1
1. 計画の目的.....	1-1
2. 計画の位置づけ.....	1-1
3. 計画期間.....	1-1
4. 一般廃棄物処理行政の動向.....	1-2
5. 計画の進行管理・推進体制.....	1-2
第2章 地域の概況.....	1-3
1. 地域の特性.....	1-3
2. 人口及び世帯.....	1-5
3. 産業の動向.....	1-8
4. 土地利用.....	1-12
5. 将来計画・地域計画.....	1-14
第3章 ごみ処理の現状.....	1-16
1. ごみ処理の概要.....	1-16
2. ごみの排出量及びその性状.....	1-28
3. ごみ処理の実績.....	1-40
第4章 問題点・課題の抽出.....	1-46
1. 排出抑制・資源化における課題.....	1-46

2. 中間処理・最終処分場における課題.....	1-46
第5章 ごみ処理基本計画.....	1-47
1. 基本方針の設定.....	1-47
2. 人口の将来予測.....	1-54
3. ごみ発生量の予測（現状推移）.....	1-56
4. 目標の達成状況.....	1-64
5. 施策の効果を見込んだごみ発生量の予測.....	1-65
6. ごみの減量化のための方策.....	1-73
7. 分別区分.....	1-79
8. 収集・運搬計画.....	1-80
9. 中間処理施設計画.....	1-81
10. 最終処分場計画.....	1-83
11. その他.....	1-84

第2編 生活排水処理基本計画	2-1
第1章 基本的事項	2-1
1. 計画の目的	2-1
2. 計画の位置づけ	2-1
3. 計画期間	2-1
4. 計画の進行管理	2-1
第2章 生活排水処理の現状	2-2
1. 生活排水処理の現状	2-2
2. 収集・運搬の現状	2-10
3. 中間処理及び最終処分の現状	2-12
4. 放流先海域の水質状況	2-17
第3章 問題点・課題の抽出	2-24
1. 水質に関する課題	2-24
2. 下水道整備に関する課題	2-24
第4章 生活排水処理基本計画	2-25
1. 基本方針	2-25
2. 生活排水処理主体	2-25
3. 生活排水処理に関する目標	2-25
4. 生活排水を処理する区域及び人口の予測	2-26
5. 施設及び整備計画の概要	2-28

6. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測	2-30
7. 排出抑制計画	2-31
8. 施設整備に関する事項	2-31
9. し尿・汚泥処理計画	2-32
10. 生活排水の処理に関するその他の事項	2-33

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

現在、我が国においては、

- ①環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」）の改正
 - ③容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」）、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」）等のリサイクル関連法の整備
- 等が進められ、循環型社会への転換が求められています。

このような状況を踏まえ、西尾市（以下、「本市」）では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的として平成23年度に一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」）を策定しました。

本計画策定から5年が経過し、本市における一般廃棄物の発生状況等の変化に対応するため、目標値に対する評価を行い、計画の中間的な見直しをするとともに、新たな施策等を検討し、本市におけるごみ減量・資源化のさらなる充実拡大を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づく法定計画で、「第7次西尾市総合計画」、「西尾市環境基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、「愛知県廃棄物処理基本計画」及び本市の諸施策との整合を図るものとします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成38年度までの15年間であり、目標年度は平成38年度としています。

また、本計画は、概ね5年後及び社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合に見直しを行うものとしており、本年度がその見直し年度となっています。

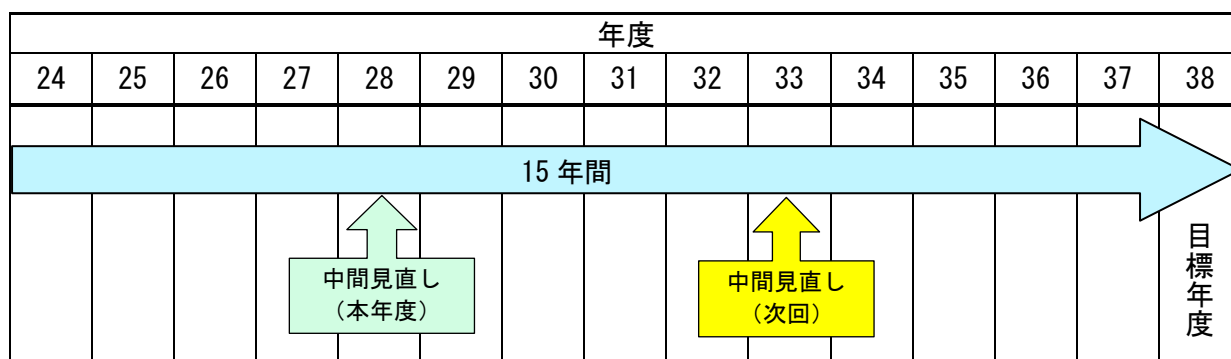


図 1.3.1 計画期間

4. 一般廃棄物処理行政の動向

近年の廃棄物関連法の動向をみると、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されたほか、平成 27 年 7 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の一部改正が公布されています。

我が国における廃棄物関連計画の策定状況をみると、平成 24 年 4 月に「第四次環境基本計画」が策定されたほか、平成 25 年 5 月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

愛知県における廃棄物関連計画の策定状況をみると、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定されたほか、平成 29 年 3 月には「愛知県廃棄物処理計画」が策定される予定となっています。

本計画は、廃棄物関連法や国、県において策定された最新の廃棄物関連計画との整合性を図りながら見直しを行いました。

5. 計画の進行管理・推進体制

5.1 進行管理

施策や事業を推進し、本計画をより実効性のあるものとするため、庁内連絡調整会議において、各事業の進行管理を行っていきます。

計画の見直しは、概ね 5 年ごとに行い、施策の推進状況の確認や目標値の見直しを行います。また、必要に応じて、西尾市ごみ減量等推進協議会に諮問します。

5.2 推進体制

本計画は、図 1.5.1 に示す体制で推進していきます。

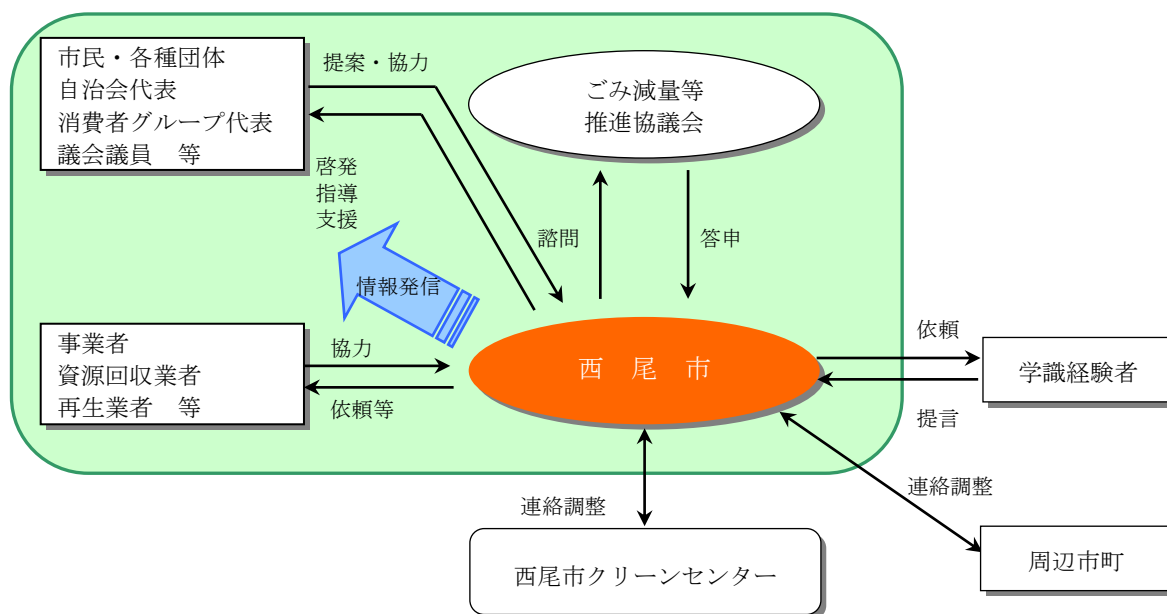


図 1.5.1 推進体制

第2章 地域の概況

1. 地域の特徴

1.1 地理

本市は、平成23年4月1日に西尾市及び旧幡豆郡の一色町、吉良町及び幡豆町が合併して現在の市域となりました。

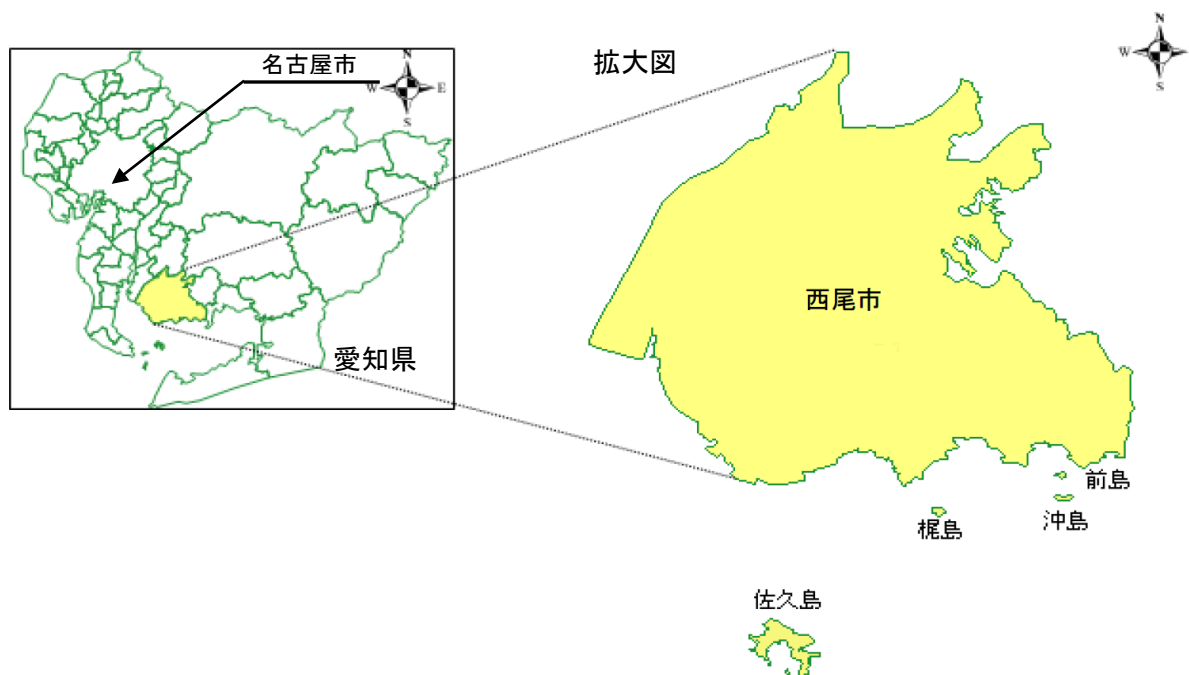
本市は、愛知県の中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は161.22km²で、愛知県全体の3.1%を占めています。

東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市に接し、南の三河湾には佐久島、梶島、前島、沖島が点在しています。

なお、中部圏の中心である名古屋市から45km圏内にあることから、ベッドタウンとしての一面も持っています。

表 2.1.1 行政面積

自治体名	行政面積 (km ²)
西尾市	161.22



出典：西尾の統計

図 2.1.1 行政区域図

1.2 自然・歴史

(1) 自然

本市は、矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、かつての矢作川本流（現矢作古川）に沿って形成された、標高 10m以下の低地が広がっています。

一方、東部は標高 349mの主峰三ヶ根山を頂点とする山地で、南は三河湾で太平洋に面しています。三ヶ根山や湾内の諸島を含む一帯は、三河湾国定公園に指定されており、風光明媚な行楽地となっています。

本市の気候は、太平洋側気候に分類され、温暖であるため、真冬でも氷点下を下回ることはまれです。冬季の平均気温も概ね 5℃以上あり、降雨量もそれほど多くはないため、一般的に過ごしやすい気候と言えます。

表 2.1.2 気象の概況

区分	月別平均気温（℃）			平均気温（℃） （平成17～26年）	月別降水量（mm）			平均降水量（mm） （平成17～26年）
	平成24年	平成25年	平成26年		平成24年	平成25年	平成26年	
1月	4.6	4.5	4.9	4.9	43.0	46.5	33.5	37.1
2月	4.7	5.0	5.6	6.1	118.5	63.5	119.0	86.2
3月	8.8	10.6	9.5	9.2	82.0	63.5	113.0	95.3
4月	14.4	14.1	14.4	14.2	91.5	96.5	73.0	99.2
5月	19.0	19.2	19.2	19.0	32.5	67.0	130.0	139.0
6月	22.2	23.2	23.4	23.1	188.5	147.5	43.5	147.7
7月	26.7	28.1	27.1	26.9	100.5	53.0	65.0	146.8
8月	28.5	29.3	27.0	28.2	55.0	96.0	139.0	84.8
9月	25.8	25.3	23.6	25.0	274.0	125.0	103.0	152.8
10月	19.4	20.5	19.1	19.4	83.0	300.0	137.5	152.6
11月	12.0	12.0	13.7	12.9	52.0	53.0	72.5	61.5
12月	5.9	6.9	6.0	7.1	91.5	48.0	56.0	56.8

出典：西尾市市政情報

(2) 歴史

本市の歴史は古く、史跡や名所が点在するほか、伝統的な祭りや芸能が数多く伝承されています。矢作川の堆積作用で形成された肥沃な平地には、その温暖な気候と相まって、古くは縄文のころより人々の暮らしが営まれていました。

江戸時代には、西尾藩とその周囲の様々な領主の所領となり、明和元年（1764年）に松平家の居城になると、六万石の城下町として大いに賑わいをみせ、今も城下町のなごりを残しています。

明治2年（1869年）に大政が奉還されると、同4年の廃藩置県により、西尾藩は西尾県となり、さらに同年11月には、三河全部と知多を併せた額田県となりました。その後も、明治維新におけるめまぐるしい地方自治制の変遷により、額田県が愛知県に入る等、現在の西尾市を構成する地域も合併、分裂を繰り返しました。直近では、平成23年4月1日に西尾市及び旧幡豆郡の一色町、吉良町及び幡豆町が合併して現在の西尾市を形成しています。

2. 人口及び世帯

2.1 人口及び世帯数

人口、世帯数の推移を表 2.2.1 及び図 2.2.1 に示します。

平成 17 年度から平成 27 年度までの人口及び世帯数は、いずれも微増傾向を示していますが、1 世帯当り人口は、減少傾向がみられます。

表 2.2.1 行政区域内人口・世帯数・1世帯当り人口

区分	人口 (単位：人)	世帯数 (単位：戸)	1世帯当り人口 (単位：人/戸)
平成17年度	166,054	51,990	3.19
平成18年度	166,666	53,129	3.14
平成19年度	168,247	54,416	3.09
平成20年度	169,351	55,598	3.05
平成21年度	168,989	55,827	3.03
平成22年度	169,100	56,302	3.00
平成23年度	169,450	57,104	2.97
平成24年度	170,036	58,152	2.92
平成25年度	169,889	58,807	2.89
平成26年度	170,166	59,627	2.85
平成27年度	170,409	60,724	2.81

※各年10月1日現在

出典：住民基本台帳、西三河の統計

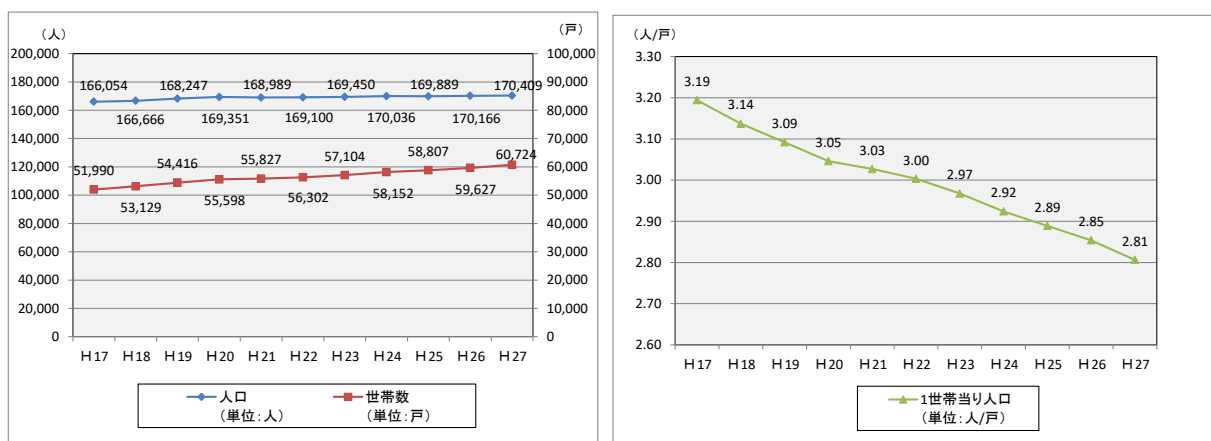


図 2.2.1 行政区域内人口・世帯数・1世帯当り人口

2.2 人口構成

年齢別人口の推移を表 2.2.2 に、年齢層構成比の推移を図 2.2.2 に示します。

幼年人口は、15.2%から 14.5%までやや減少傾向がみられます。生産年齢人口は、66.4%から 61.9%までの減少傾向である一方、高齢人口は、18.4%から 23.6%まで顕著な増加傾向にあります。

平成 27 年 10 月における 5 歳別人口を図 2.2.3 に示します。

5 歳別人口は、40 歳～44 歳の年齢層を頂点として、若年齢層は男女とも徐々に減少傾向を示しています。本計画の策定時（平成 23 年度）は、35 歳～39 歳の年齢層を頂点とした減少傾向であったため、傾向が変わらないまま出産が減少していることが分かります。

表 2.2.2 年齢別人口の推移

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
幼年人口	人口（人）	25,199	25,054	25,040	25,235	25,110	24,985
0～14歳	構成比（%）	15.2	15.0	14.9	14.9	14.9	14.8
生産年齢人口	人口（人）	110,321	110,301	110,876	110,983	109,865	109,479
15～64歳	構成比（%）	66.4	66.2	65.9	65.5	65.0	64.7
高齢人口	人口（人）	30,534	31,311	32,331	33,133	34,014	34,636
65歳以上	構成比（%）	18.4	18.8	19.2	19.6	20.1	20.5
計	人口（人）	166,054	166,666	168,247	169,351	168,989	169,100
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼年人口	人口（人）	25,061	25,020	24,909	24,862	24,637
0～14歳	構成比（%）	14.8	14.7	14.7	14.6	14.5
生産年齢人口	人口（人）	109,312	108,567	107,146	106,099	105,518
15～64歳	構成比（%）	64.5	63.8	63.1	62.4	61.9
高齢人口	人口（人）	35,077	36,449	37,834	39,205	40,254
65歳以上	構成比（%）	20.7	21.5	22.2	23.0	23.6
計	人口（人）	169,450	170,036	169,889	170,166	170,409
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年10月1日現在

出典：西三河の統計、西尾市HP（人口の動向）

※年齢不詳を除く

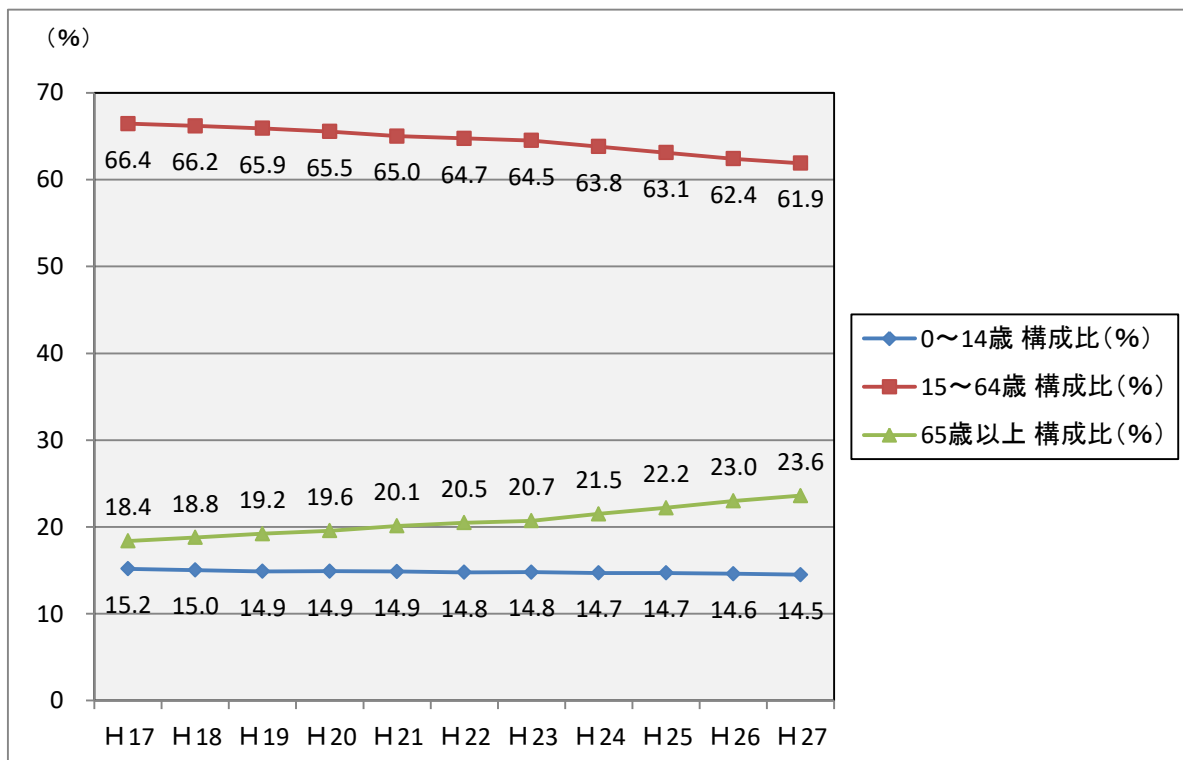


図 2.2.2 年齢層構成比の推移

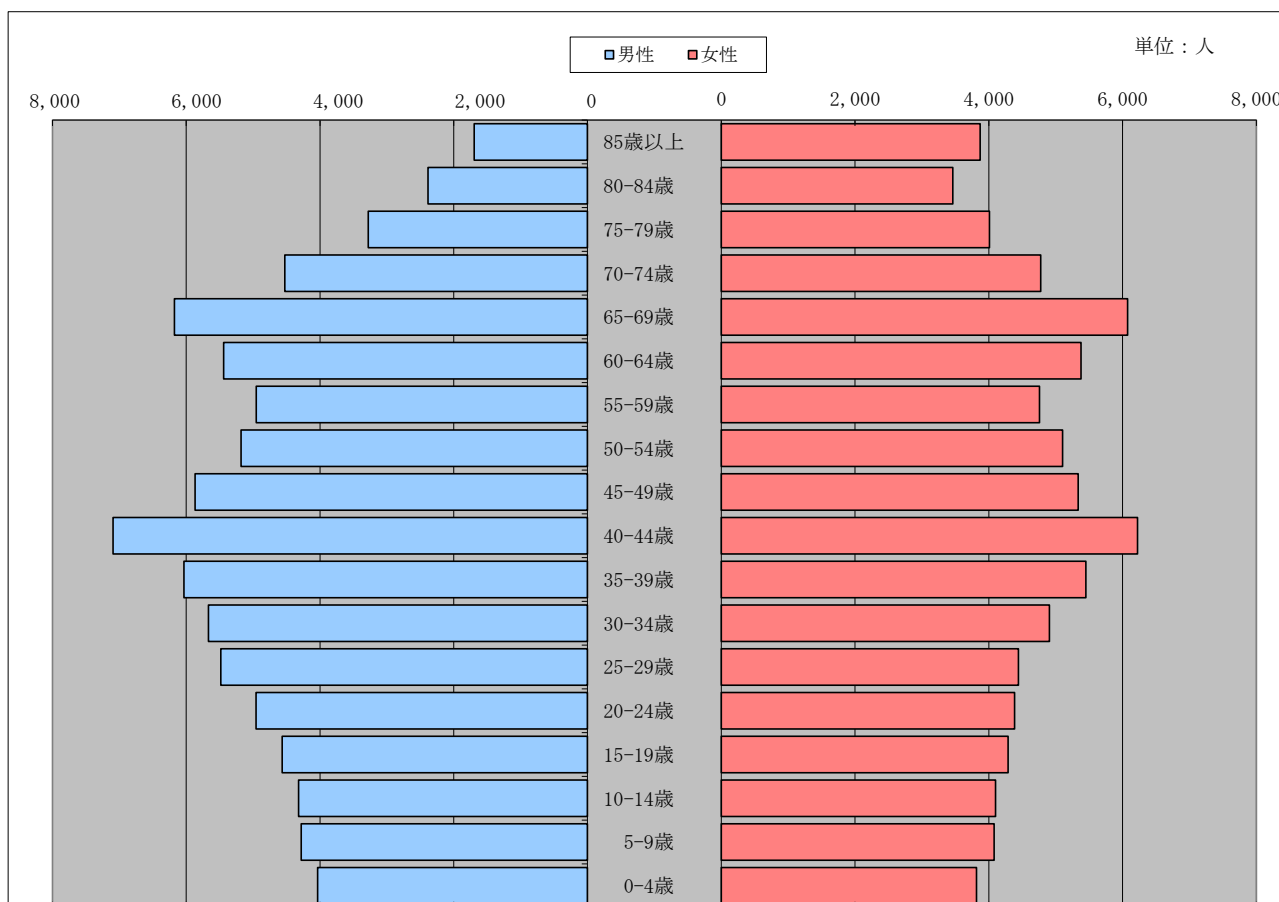


図 2.2.3 5歳別人口（平成27年10月）

3. 産業の動向

3.1 就業人口

産業別就業者人口の推移を表 2.3.1 に示します。

本市の産業別就業人口は、第 1 次産業、第 2 次産業については減少傾向、第 3 次産業についてはほぼ横ばいとなっています。

平成 22 年度における構成比は、第 1 次産業が 6.2%、第 2 次産業が 43.5%、第 3 次産業が 47.9% となっています。

表 2.3.1 産業別就業人口

区分	平成17年度		平成22年度	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
第1次産業	6,898	7.7	5,378	6.2
農業	5,334	6.0	3,987	4.6
林業・狩猟業	2	0.0	1	0.0
漁業・水産業	1,562	1.7	1,390	1.6
第2次産業	39,825	44.6	37,790	43.5
鉱業	27	0.0	25	0.0
建設業	7,095	7.9	6,216	7.2
製造業	32,703	36.6	31,549	36.3
第3次産業	42,005	47.0	41,543	47.9
卸売・小売業	12,775	14.3	15,818	18.2
金融・保健・不動産業	1,842	2.1	2,123	2.4
運輸・通信業	3,143	3.5	3,481	4.0
電気・ガス・水道業	235	0.3	245	0.3
サービス業	22,110	24.7	17,897	20.6
公務	1,900	2.1	1,979	2.3
分類不能	629	0.7	2,095	2.4
総計	89,357	100.0	86,806	100.0

※各年10月1日現在

出典：西尾の統計

※旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

3.2 第1次産業

農家数の推移を表 2.3.2 に示します。

本市の総農家数は、平成 27 年度では平成 12 年度比で 69%まで減少しています。内訳をみると、専業農家は減少していますが、自給的農家（経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家）は増加しています。このことから、比較的小規模に農業を営む農家が増えていることが考えられます。

経営耕地面積の推移を表 2.3.3 に示します。

本市の経営耕地面積は、平成 27 年度では平成 12 年度比で 87%まで減少していますが、平成 22 年度からはほぼ横ばいの傾向となっています。内訳をみると、田は平成 22 年度から増加に転じており、経営耕地面積の増加に影響していることが分かります。畑は平成 22 年度に大きく減少した後、ほぼ横ばいの傾向となっています。一方、樹園地は平成 17 年度と、平成 27 年度に大きく減少しています。

表 2.3.2 農家数の推移

単位：戸

区分	総農家数	減少率 (平成12年度比)	専業農家	自給的 農家	兼業農家	
					第1種	第2種
平成12年度	5,688	100%	504	1,716	638	2,830
平成17年度	4,978	88%	521	2,184	517	1,756
平成22年度	4,433	78%	351	2,325	433	1,324
平成27年度	3,950	69%	443	2,363	253	891

※各年2月1日現在

出典：農林業センサス

表 2.3.3 経営耕地面積の推移

単位：a

区分	経営耕地	減少率 (平成12年度比)	田	畑	樹園地
平成12年度	422,641	100%	304,598	79,114	38,929
平成17年度	382,845	91%	281,323	71,555	29,967
平成22年度	368,758	87%	276,954	62,578	29,226
平成27年度	369,300	87%	288,200	61,300	19,900

※各年2月1日現在

出典：農林業センサス

※数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある

3.3 第2次産業

主な製造品目出荷額の推移を表 2.3.4 に示します。

本市は、自動車関連企業の進出により輸送機械産業が発展しており、増加と減少を繰り返しているものの、平成 25 年度は近年における最高額となっています。

また、生産用機械と電気機械は、平成 23 年度に大きく減少しましたが、以降は増加に転じ、平成 25 年度は近年における最高額となっています。

表 2.3.4 主な製造品目出荷額の推移

単位：万円

産業分類	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
食料品	525,558	2,273,593	2,135,960	1,943,000	2,053,100
飲料・飼料	849,137	—	848,767	871,951	898,731
繊維	964,389	1,403,954	1,548,688	1,641,274	1,724,703
木材・木製品	—	—	20,319	19,316	—
家具・装備品	113,620	—	28,641	25,818	49,877
パルプ・紙	—	—	257,963	—	303,166
印刷	410,833	—	484,925	473,346	47,448
プラスチック	1,669,674	3,063,861	2,768,834	3,234,936	2,901,322
ゴム製品	—	—	8,939	9,639	9,525
窯業・土石	499,273	—	753,112	698,315	855,610
鉄鋼	2,835,862	—	6,589,949	7,819,529	7,295,238
非鉄金属	2,084,605	—	2,646,384	2,365,701	2,443,658
金属製品	2,139,695	2,448,737	2,750,940	2,632,362	2,924,677
はん用機械	392,342	—	303,450	445,922	414,996
生産用機械	4,777,826	7,017,600	2,871,656	7,353,548	8,047,629
電気機械	938,871	932,245	852,846	955,348	1,007,328
輸送機械	81,087,327	96,464,271	87,028,602	81,116,759	103,076,209
その他	193,938	—	138,427	124,433	138,098

※各年12月31日現在

出典：西尾の統計

※「—」は非公表

※平成22年度までは旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

3.4 第3次産業

商店数等の推移を表 2.3.5 及び図 2.3.1 に示します。

本市の商店数及び従業員数は、平成24年度を小さなピークとしてやや減少傾向となっていますが、販売額は増加傾向がみられます。

表 2.3.5 商店数等の推移

区分	平成19年度	平成24年度	平成26年度
商店数	1,259	1,464	1,393
従業員数（人）	8,250	9,191	8,646
販売額（百万円）	187,458	224,716	283,301

出典：商業統計調査（平成19年度、平成26年度）、経済センサス-活動調査（平成24年度）

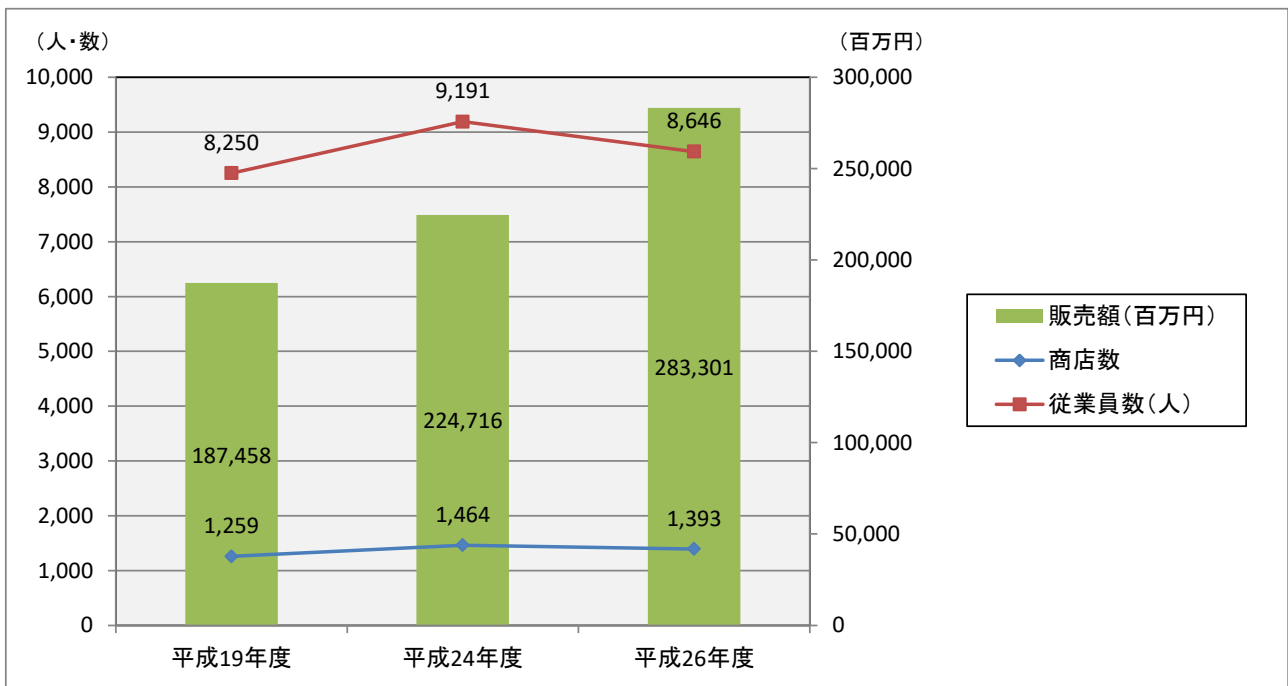


図 2.3.1 商店数等の推移

4. 土地利用

4.1 土地利用

地目別土地利用面積の推移を表 2.4.1 に示します。

本市の総面積は、平成 27 年度現在で 161.22 km²で、農用地面積（田・畑）が総面積の 35.8%を、宅地が 17.8%を占めています。

推移をみると、農用地面積は減少傾向がみられる一方で、宅地面積は増加しており、都市的土地利用への転換が進んでいることが伺えます。

表 2.4.1 地目別土地利用面積の推移

単位：km²

区分	総面積	田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他
平成17年度	160.33	37.48	22.68	26.09	13.10	8.30	52.68
	100%	23.4%	14.1%	16.3%	8.2%	5.2%	32.9%
平成18年度	160.34	37.14	22.97	26.32	12.90	8.40	52.61
	100%	23.2%	14.3%	16.4%	8.0%	5.2%	32.8%
平成19年度	160.34	36.90	22.94	26.96	13.00	8.67	51.87
	100%	23.0%	14.3%	16.8%	8.1%	5.4%	32.4%
平成20年度	160.34	36.77	22.83	27.26	13.00	8.73	51.75
	100%	22.9%	14.2%	17.0%	8.1%	5.4%	32.3%
平成21年度	160.34	36.46	22.59	27.61	13.06	9.04	51.58
	100%	22.7%	14.1%	17.2%	8.1%	5.6%	32.2%
平成22年度	160.34	36.36	22.49	27.74	13.10	9.18	51.47
	100%	22.7%	14.0%	17.3%	8.2%	5.7%	32.1%
平成23年度	160.34	36.23	22.33	27.88	13.13	9.31	51.46
	100%	22.6%	13.9%	17.4%	8.2%	5.8%	32.1%
平成24年度	160.34	36.07	22.28	28.02	12.98	9.33	51.66
	100%	22.5%	13.9%	17.5%	8.1%	5.8%	32.2%
平成25年度	160.34	36.00	22.26	28.09	12.95	9.41	51.63
	100%	22.5%	13.9%	17.5%	8.1%	5.9%	32.2%
平成26年度	160.34	35.88	22.12	28.29	13.09	9.51	51.45
	100%	22.4%	13.8%	17.6%	8.2%	5.9%	32.1%
平成27年度	161.22	35.70	22.05	28.77	13.08	9.40	52.22
	100%	22.1%	13.7%	17.8%	8.1%	5.8%	32.4%

※各年1月1日現在

出典：西三河の統計

※平成22年度までは旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

4.2 都市計画区域の状況

本市の都市計画用途地域面積を表 2.4.2 に示します。

本市の都市計画区域面積は、15,949ha で、そのうち市街化区域面積は 2,832ha と、本市の 17.6% を占めています。内訳をみると、市街化区域では第 1 種住宅地域が 994 ha と市全域の 6.2% を占めています。

一方、市街化調整区域面積は 13,117ha で、本市全体の 81.4% を占めています。

表 2.4.2 都市計画用途地域面積

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
市全域面積		16,122	100.0
都市計画区域 (行政区域全域)		15,949	98.9
市街化区域		2,832	17.6
住居系	第1種低層住居専用地域	80	0.5
	第2種低層住居専用地域	73	0.5
	第1種中高層住居専用地域	403	2.5
	第2種中高層住居専用地域	35	0.2
	第1種住宅地域	994	6.2
	第2種住宅地域	70	0.4
	準住居地域	149	0.9
商業系	近隣商業地域	94	0.6
	商業地域	63	0.4
工業系	準工業地域	327	2.0
	工業地域	338	2.1
	工業専用地域	206	1.3
市街化調整区域		13,117	81.4
都市計画区域外(佐久島)面積		173	1.1

※平成27年1月1日現在

出典：西尾市HP

5. 将来計画・地域計画

5.1 上位関連計画の整理

上位計画における一般廃棄物処理の方針等は、以下に示すとおりです。

(1) 第4次愛知県環境基本計画（平成26年5月）

第4次愛知県環境基本計画では、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、4つの取組分野ごとに施策を展開しています。

■ 安全・安心の確保

- 事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減
- 化学物質の自主的な管理
- 健康で安全な暮らしができる環境の確保
- 非常時の環境汚染に対する体制の構築
- 身近な環境における気づきと行動の促進
- 環境学習の総合的な推進

■ 社会の低炭素化

- 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制
- 社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出
- 再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消
- 環境と自動車利用の調和した社会の実現
- 環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり
- 社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革
- 環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進

■ 自然との共生

- 生物多様性の保全と開発・事業活動との調和
- 生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全
- 恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生
- 生物多様性の価値（自然の恵み）への理解と保全に向けた実践行動の促進
- 健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進

■ 資源循環

- 廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化
- 事業活動に伴う廃棄物の削減
- 廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備
- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止
- ごみの発生抑制・再利用を意識したライフスタイルへの変革
- 地域に根ざした環境美化活動への参加

(2) 愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）

愛知県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年から廃棄物処理計画を策定しています。

平成 29 年 3 月に改訂された最新の愛知県廃棄物処理計画では、次の 5 つの施策を挙げて循環型社会の構築に取り組んでいます。

- 3 R の促進
- 適正処理と監視指導の徹底
- 廃棄物処理施設の整備の促進
- 非常災害時における処理体制の構築
- 地域循環圏づくりの推進

(3) 第 7 次西尾市総合計画（平成 25 年 3 月）

第 7 次西尾市総合計画では、将来都市像を「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」と定め、3 つのまちづくりの考え方を掲げています。

- 活力・創造 地域の個性を生かして新たな魅力を創造する
- 安心・便利 市民の暮らしを守りゆとりある暮らしを育む
- 自立・協働 誰もが活躍できる市民主体のまちづくりを進める

(4) 西尾市環境基本計画（平成 29 年 3 月）

第 2 次西尾市環境基本計画では、めざす環境像を「海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」と定め、5 つの環境目標を掲げています。

- 豊かな自然のつながりを感じられるまち
 - 豊かな自然環境の保全
 - 身近な緑と水の創出
 - 環境保全型農業の推進
 - 緑と水のネットワークづくり
- 資源を有効に活用するまち
 - 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進
 - 適正なごみ処理体制の構築・充実
 - 水資源の有効活用
- 社会の低炭素化に貢献するまち
 - 環境にやさしいライフスタイルの実現
 - 再生可能エネルギーの利用促進
- 地域に誇りと愛着を感じられるまち
 - 環境に配慮した都市基盤の整備
 - 潤いのある美しいまちづくりの推進
 - 公害発生の防止
- みんなで環境を良くするまち
 - 環境教育・環境学習の推進
 - 連携・協働による環境保全活動の推進
 - 環境に関する情報の収集・発信、共有

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要

1.1 ごみ処理の経緯

本市におけるごみ処理の経緯を表 3.1.1 に示します。

表 3.1.1 ごみ処理の経緯

年 月	沿 革
昭和28年12月	市制施行（県下14番目の市）、人口32,000人 西尾町と幡豆郡平坂町の内中畑、田貫、新在家、国森地区合併
昭和29年4月	清掃法施行…汚物掃除法（明治33年）の全面改正
8月	幡豆郡平坂町、寺津町、福地村、室場村を合併、人口57,226人
昭和30年1月	幡豆郡三和村合併、人口62,893人
4月	碧海郡明治村の内米津、南中根地区を分割合併、人口66,144人 清掃条例施行
昭和33年9月	塵芥、し尿収集 週1回へ し尿汲取券販売所を増設 4か所から28か所に
昭和34年9月	伊勢湾台風来襲、災害救助法が適用(死者20人、流失全半壊家屋4,000戸)
昭和36年8月	西尾市衛生委員設置規則施行
10月	第1回西尾市衛生委員大会開催
12月	西尾市役所 寄住町へ移転
昭和37年9月	西尾市外二町衛生組合設立
12月	し尿投棄船「みかわ丸」進水（75総t、120m ³ 積載）
昭和40年2月	市章、市旗制定
3月	衛生組合衛生センター（し尿処理施設）竣工 消化方式、100kl/日 し尿の海洋投棄中止
昭和41年1月	衛生組合に一色町加入、西尾市外三町衛生組合に改称
昭和43年9月	衛生組合し尿処理場操業中止、し尿海洋投棄処分
10月	危険物の収集方法 ステーション方式へ変更 *危険物入れ容器の常設→町内会ごとに指定場所、収集日を定め、袋又は箱で収集
昭和44年3月	衛生組合「山田ごみ焼却場」竣工 (強制通風式円筒型固定炉 処理能力 40t/日)
4月	し尿汲取り料金を統一、月1回収集 *料金 定額制1世帯均等割50円、人員割1人につき70円 従量制360につき70円
8月	危険物捨て場 平坂町山崎地内から平坂町鳥多地内へ移転
12月	市街地、商店街のごみ収集 週2回に、危険物は週1回収集 危険物捨て場 寺津町横道東四の割地内へ移転
昭和45年4月	・ごみ収集料金（1世帯につき 月30円）を無料化し、収集方法を変更 ・容器 木箱、ポリバケツ→紙袋

年 月	沿 革
昭和 45 年 4 月	・収集回数 市街地 週 2 回 ・新規収集地区 農村部の住宅団地と密集地区 週 1 回 し尿汲取りの基本料金(1 世帯につき 月 50 円)を無料化 危険物処理場 平原町尾呂曾地内へ移転
12 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
昭和 46 年 5 月	汚泥収集車導入、側溝清掃開始
8 月	危険物類(空き缶、空きびん、不燃性の廃品)の月 1 回の定期収集開始
昭和 47 年 4 月	西尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 し尿汲み取り料金を半額化(1 人につき 70 円→35 円)
10 月	危険物処理場 小島町地内へ移転
昭和 48 年 9 月	衛生組合し尿処理施設増設工事竣工(消化、曝気式 160 kℓ /日)
12 月	衛生組合衛生センターを第一清掃工場に名称変更
昭和 49 年 3 月	衛生組合ごみ焼却場増設工事竣工、全連続燃焼式機械炉(90t/日)を導入 処理能力 130t/日
4 月	衛生組山田ごみ焼却場を第二清掃工場に名称変更
11 月	西野町危険物埋立場供用開始(埋立容量 55,000m ³)
昭和 50 年 11 月	危険物直接搬入分有料化実施 1t あたり 1,000 円 一般ごみ直接搬入分有料化実施 家庭系:100kg まで無料、以降 100kg ごとに 100 円 事業系:100kg につき 200 円
12 月	資源ごみ特別収集 福地地区で開始
昭和 51 年 4 月	し尿汲取り料金有料化 ごみ収集にロータリーローダー車導入
8 月	清掃の日(8 月 1 日)、清掃週間(1 日から 7 日)制定
昭和 52 年 3 月	下法不燃性一般廃棄物埋立場供用開始 (法光寺町東山地内、埋立容量 約 150,000m ³)
昭和 53 年 4 月	機構改革 衛生課から清掃課へ
8 月	「ごみの中からこんなもの展」開催
昭和 55 年 5 月	ごみ減量運動にしお推進協議会設置(委員 19 人)
昭和 56 年 4 月	不燃ごみ収集用にパッカー車導入
9 月	衛生組合第一清掃工場第 3 次処理施設竣工(オゾン酸化+砂濾過処理)
昭和 57 年 8 月	資源再利用展開催(市役所南庭)
昭和 58 年 7 月	八ッ面小学校区で空き缶、空きびん収集開始(月 2 回)
昭和 59 年 3 月	衛生組合ごみ焼却場増設工事竣工 処理能力 180t/日に(全連続燃焼式)
7 月	初の管理型の最終処分場、平原最終処分場供用開始(平原町恵ヶ入地内、埋立容量 28,800m ³ トラックスケールを導入、処理手数料改正、トン単位から 100kg 単位に)

年 月	沿 革
昭和 59 年 7 月	廃乾電池の収集開始、年 2 回
昭和 60 年 5 月	生ごみ処理器のモニター依頼、16 人
昭和 61 年 4 月	可燃ごみ収集用にパッカー車導入
5 月	生ごみ処理器購入費補助制度実施
7 月	事業系廃棄物の処理手数料引上げ 可燃 300 円→400 円 不燃 200 円→300 円
9 月	貝吹最終処分場供用開始(貝吹町大牛切地内、埋立容量 134,777m ³)
昭和 62 年 7 月	不燃ごみの収集 月 2 回から週 1 回
昭和 63 年 8 月	合併処理浄化槽設置費補助金交付開始
平成元年 1 月	消費税導入、し尿汲み取り料金改正
10 月	六万石フェスティバル'89 でリサイクル展開催(総合グラウンド)
平成 3 年 4 月	西尾市外三町衛生組合を西尾幡豆広域圏組合に改称 資源ごみ回収報償金制度実施 再生資源の利用の促進に関する法律公布
10 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律大幅改正
平成 4 年 2 月	広域圏組合第一清掃工場(し尿処理施設)全面改築工事開始
4 月	し尿汲み取り事業を委託制度により実施
6 月	空き缶回収機(くうかん鳥)設置(市役所 2 基)
7 月	空き缶・空きびん分別収集事業開始(モデル地区 平坂小学校区) 小学校空き缶収集開始(モデル校 平坂小、矢田小) 資源化処理施設建設、空き缶選別機、プレス機を導入
平成 5 年 3 月	西尾市ごみ減量等推進協議会設置
7 月	空き缶・空きびん分別収集モデル地区拡大(新規 花ノ木、八ッ面小学校区)
平成 6 年 2 月	西尾市ごみ減量等推進協議会答申書提出
4 月	西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 西尾市空き地の環境保全に関する条例施行 清掃課にごみ減量係新設
6 月	広域圏組合の施設名変更 第一清掃工場→浄化センター 第二清掃工場→クリーンセンター 生ごみ減量モニター(ぼかしによる堆肥化)開始
7 月	空き缶・空きびん分別収集地区拡大(新規 8 小学校区) 5 地区(福地、三和、室場、寺津、米津)の資源ごみ収集廃止
平成 7 年 2 月	西尾市ごみ減量等推進協議会答申書提出
4 月	資源保管倉庫設置費補助金制度開始
6 月	ぼかし無料配布開始
7 月	空き缶・空きびん分別収集を市内全地区に拡大(新規 3 小学校区)

年 月	沿 革
平成 8 年 2 月	ペットボトルと食品トレーの拠点回収を開始(回収場所 10 か所) 西尾市ごみ減量等推進協議会報告書提出 手作り買い物袋講習会開催
4 月	平原最終処分場供用開始 (平原町花籠地内、埋立容量 146,000m ³) 西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例施行 不燃物減容化施設稼働 (日 25 t / 5H)
6 月	粗大ごみの有料収集開始 生ごみ処理機購入費補助金制度開始
7 月	ペットボトルと食品トレーの回収場所を増設 (新規 12 か所)
8 月	花ノ木小学校区で地域ぐるみ集団回収モデル事業を開始
10 月	西尾市分別収集計画策定
平成 9 年 3 月	空き缶回収機 (くうかん鳥) を廃止 西尾市ごみ減量等推進協議会報告書提出
4 月	容器包装リサイクル法施行 祝日収集開始
6 月	ペットボトルと食品トレーの回収場所を増設 (新規 11 か所)
7 月	古紙分別収集事業開始 (モデル地区 西尾、花ノ木小学校区)
11 月	学校等ペットボトル回収事業開始 (小学校 14 校)
平成 10 年 6 月	ペットボトルと食品トレーの回収場所を増設 (新規 6 か所)
7 月	古紙分別収集地域拡大 (鶴城、西野町、八ツ面、米津小学校区) 学校等ペットボトル回収事業拡大 (西尾実業高校)
9 月	学校等ペットボトル回収事業拡大 (幼稚園 5 園、保育園 19 園)
10 月	西尾市ごみ減量等推進協議会報告書提出
12 月	一般廃棄物処理基本計画及びごみ減量化・再生利用推進計画策定
平成 11 年 7 月	ごみ収集運搬業務民間委託 (2 t 車 2 台平坂浄化槽維持管理センター) 古紙分別収集を市内全域に拡大
10 月	ごみ指定袋制導入(平成 12 年 3 月まで猶予期間) 可燃 大 45ℓ 小 30ℓ 不燃 大 45ℓ の 3 種類
平成 12 年 3 月	貝吹最終処分場の埋立終了及び不燃物減容化施設の稼働終了
4 月	新クリーンセンター本格稼働 ごみ指定袋制完全実施 不燃 小 25ℓ を追加、合計 4 種類
7 月	ごみ収集運搬業務民間委託 (2 t 車 1 台 西尾浄化槽管理センター、2 t 車 1 台 西尾衛生社) 廃棄物の処理手数料引上げ 家庭系 : 100kg まで無料、以降 100kg ごとに 520 円 (旧手数料 100 円) 事業系 : 100kg につき 840 円 (旧手数料 310 円)

年 月	沿 革
平成 13 年 3 月	西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則改正 第 11 条の別表 1 よりテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを除外 西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例改正 ごみ散乱防止市民行動週間を 10 月 1 日から 10 月 7 日に改正 (旧ごみ散乱防止市民行動週間：8 月 1 日から 8 月 7 日) 「ごみの分け方、出し方」のチラシを 1 市 3 町で統一 西尾市狂犬病予防施行細則の廃止
4 月	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）施行 西尾幡豆広域圏組合を西尾幡豆広域連合に改称しスタート ごみ指定袋にポルトガル語を表示
平成 14 年 4 月	環境課ホームページ作成
7 月	使用済み廃蛍光管・乾電池の拠点回収実施（販売店 35 店舗、公共施設等 11 か所）
9 月	旧平原一般廃棄物最終処分場廃止(9 月 30 日)
平成 15 年 3 月	環境基本条例制定(3 月 25 日)
4 月	環境基本条例施行(4 月 1 日) 貝吹一般廃棄物最終処分場終了届出(4 月 30 日)
7 月	ごみ指定袋プラスチック容器包装用 45 ℓ追加及び新規格の取手付に変更 給食生ごみくるみ会へ収集委託（小学校 10 校、中学校 4 校、保育園 16 園） ごみ収集運搬業務民間委託範囲拡大 (2t 車 1 台 株 N J S、2t 車 1 台 西尾衛生社) 学校、保育園、市役所等公共施設のごみの収集運搬を総務課で実施
8 月	プラスチック分別収集開始（モデル地区 西尾小、鶴城小、西野町小の 3 校区） 空き缶・空きびん・古紙分別収集日変更 (西尾小、鶴城小、西野町小は土曜日から平日に変更) (矢田小は火曜日から月曜日に変更)
平成 16 年 2 月	平原地区一般廃棄物最終処分場遮光性マット敷設工事完了
3 月	旧平原地区一般廃棄物最終処分場水処理施設解体工事及び整地工事完了農地として地権者に返還
4 月	公共施設のし尿収集を委託（直営廃止）
8 月	プラスチック分別収集拡大（拡大地区 花ノ木小、矢田小、中畑小、三和小、室場小の 5 校区）
平成 17 年 4 月	にこやか収集開始
8 月	プラスチック分別収集拡大（拡大地区 平坂小、八ツ面小、米津小、福地南部小、福地北部小、寺津小の 6 校区） ※市内全域実施完了
平成 18 年 2 月	西尾市環境事業所開設

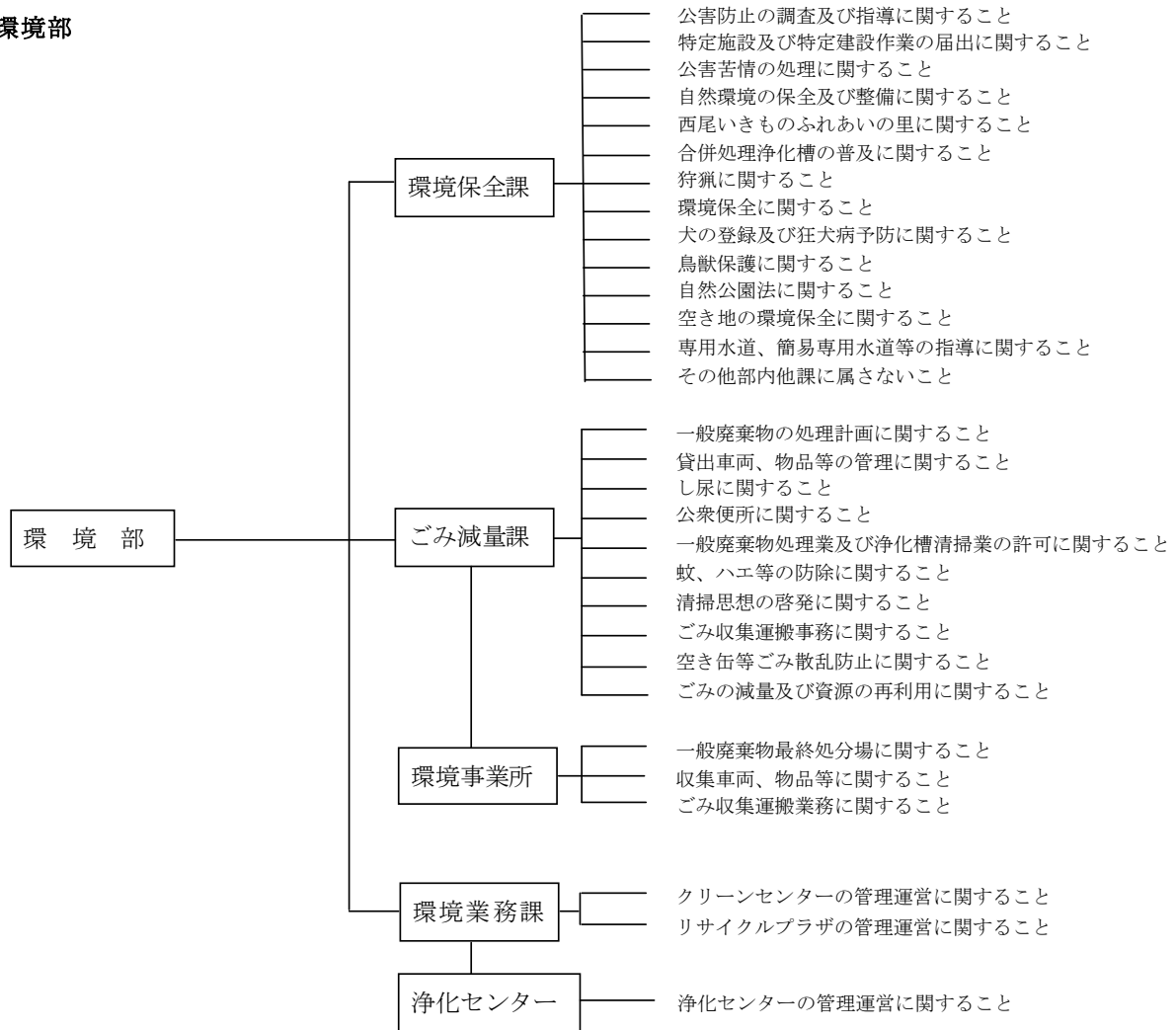
年 月	沿 革
平成 18 年 4 月	ごみ指定袋を西尾幡豆広域連合で一括取扱い 廃プラスチック処理を新設の西尾幡豆クリーンセンター廃プラスチック減容処理施設で処理開始 事業系排出紙ごみについて西尾幡豆クリーンセンターで受け入れ制限開始
平成 19 年 4 月	分別スクール「レスキュー530」事業開始
8 月	なべ・かま等、スプレー缶分別収集開始（市内全域）
9 月	常設資源ステーション開設（米津町蔵屋敷住宅跡地）
10 月	にこやか収集事業の対象者拡大
平成 20 年 4 月	古紙収集業務委託開始
8 月	常設資源ステーション開設（西尾市役所内）
11 月	市内 8 事業者・西尾市ごみ減量等推進協議会・西尾市の三者で「西尾市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋無料配布中止に関する協定」を締結
平成 21 年 2 月	市内 8 事業者 23 店舗でレジ袋の無料配布が中止
4 月	ごみ収集運搬業務民間委託範囲拡大(2 t 車 2 台 西尾衛生社)
平成 23 年 3 月	学校等ペットボトル回収事業中止
4 月	西尾市と幡豆郡 3 町 合併 機構改革 環境課からごみ減量課、環境保全課へ 常設資源ステーション開設（平坂町鳥取住宅跡地） 粗大ごみ収集手数料 1 個につき 810 円→1,000 円 使用済乾電池・廃蛍光管ストックヤード稼動
平成 24 年 4 月	吉良地区資源物・不燃ごみ収集を月 2 回（平日）に変更
平成 25 年 11 月	常設資源ステーションにて小型家電の分別収集を開始
平成 26 年 4 月	一色地区・幡豆地区の資源ステーションで小型家電の分別収集を開始
7 月	常設資源ステーション開設（旧吉良町吉田不燃ステーション） 資源物の持ち去り行為を禁止するため、西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正
平成 27 年 4 月	一色地区、吉良地区、幡豆地区でスプレー缶の分別収集を開始 一色地区で布類の分別収集を開始 一色地区、吉良地区、幡豆地区の資源物の分別（名称）を変更
平成 28 年 4 月	廃棄物の処理手数料改定 家庭系 100kg まで無料、10kg ごとに 70 円 事業系 10kg につき 110 円

1.2 ごみ処理・処分体制

本市における清掃事業の行政機構・事務分掌を図 3.1.1 に示します。

ごみ処理・処分体制は、西尾市環境部において役割を分担して、清掃事業を実施しています。

◎環境部



◎関係施設

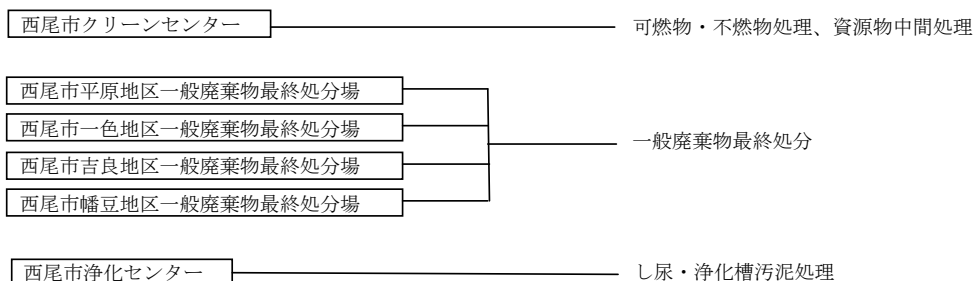


図 3.1.1 清掃事業の行政機構・事務分掌

1.3 ごみ処理主体

本市におけるごみの収集・運搬、中間処理、資源化・最終処分処理主体を表 3.1.2 に示します。一般家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬は、市又は委託業者が行っています。

粗大ごみの収集運搬については、市が行っていますが、一時的に多量に排出される可燃ごみや粗大ごみについては排出者自らが西尾市クリーンセンターへ搬入することとしています。ただし、家屋解体時や引越時等に排出される粗大ごみに限り、許可を受けた業者が行うことができることとしています。

事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、排出者自らが西尾市クリーンセンターへ搬入するか、許可を受けた業者が行うこととしています。

一般家庭から排出されるプラスチック製容器包装等の資源物の収集運搬は、市又は委託業者が行っています。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び一部の資源物の中間処理は、西尾市クリーンセンターで行っています。その他の資源物は、業者の処理施設に運ばれて処理しています。

なお、白色トレーに関しては、社会福祉法人くるみ会で中間処理を行っています。

表 3.1.2 ごみ処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	資源化・最終処分		
可燃ごみ		市又は委託業者	西尾市クリーンセンター	市又は委託業者		
	一時多量ごみ等	排出者				
	事業系	排出者又は委託業者				
不燃ごみ		市又は委託業者				
	一時多量ごみ等	排出者				
	事業系	排出者又は委託業者				
粗大ごみ		市又は委託業者				
	一時多量ごみ等	排出者				
	家屋解体時や引越時等	委託業者				
	事業系	排出者又は委託業者				
資源物	空き缶	市又は委託業者			-	市が資源物として売却
	空きびん					
	紙類					
	布類					
	その他金属製品					
	小型家電		西尾市クリーンセンター			
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装					
	乾電池及び蛍光管					
	白色トレー			社会福祉法人くるみ会	社会福祉法人くるみ会が売却	

出典：清掃事業概要、平成28年度西尾市一般廃棄物処理計画

1.4 ごみ処理フロー

各地区から排出されるごみの処理フローを、図 3.1.2 及び図 3.1.3 に示します。

(1) 西尾地区

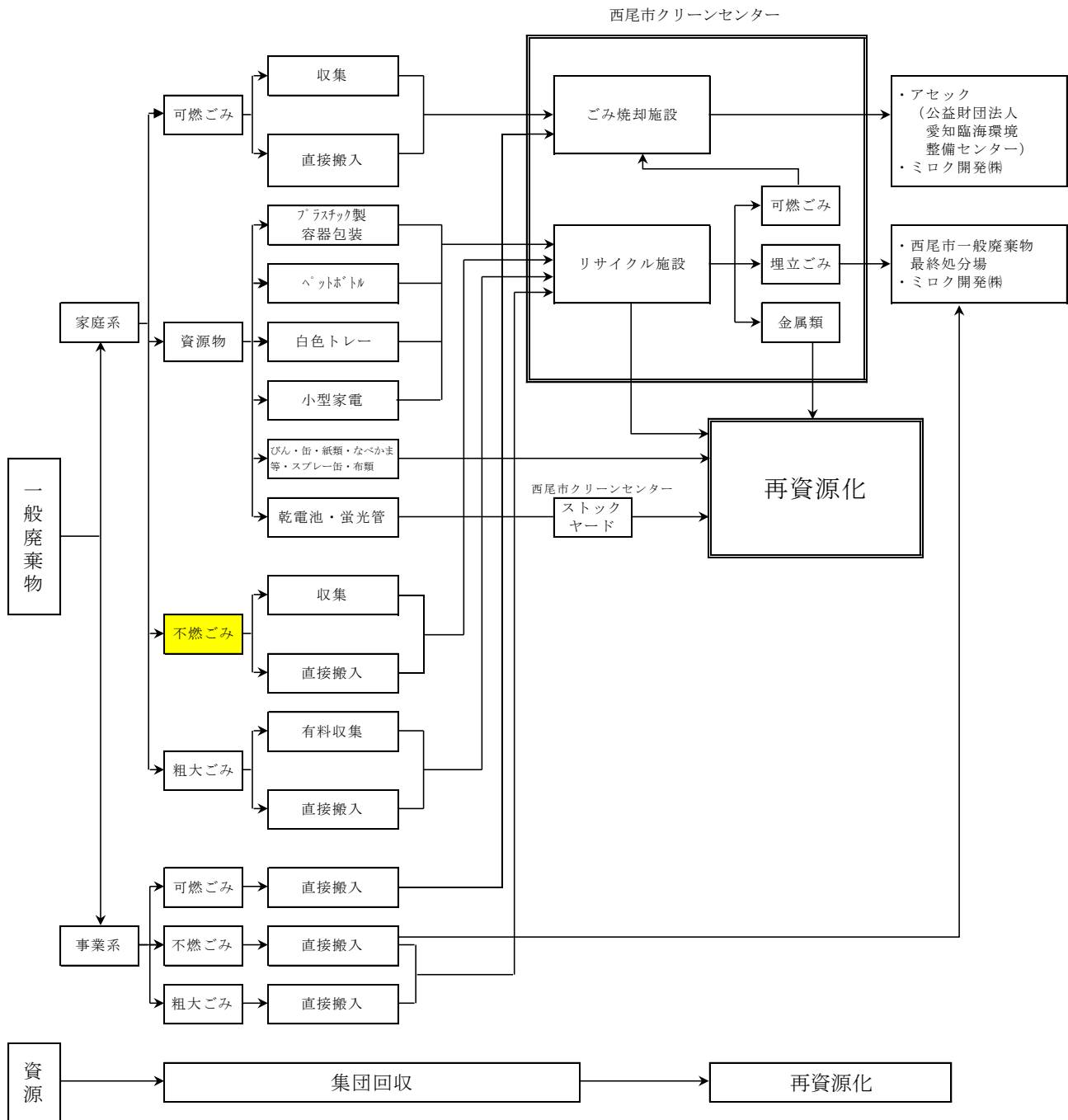


図 3.1.2 西尾地区ごみ処理フロー

(2) 一色地区、吉良地区、幡豆地区

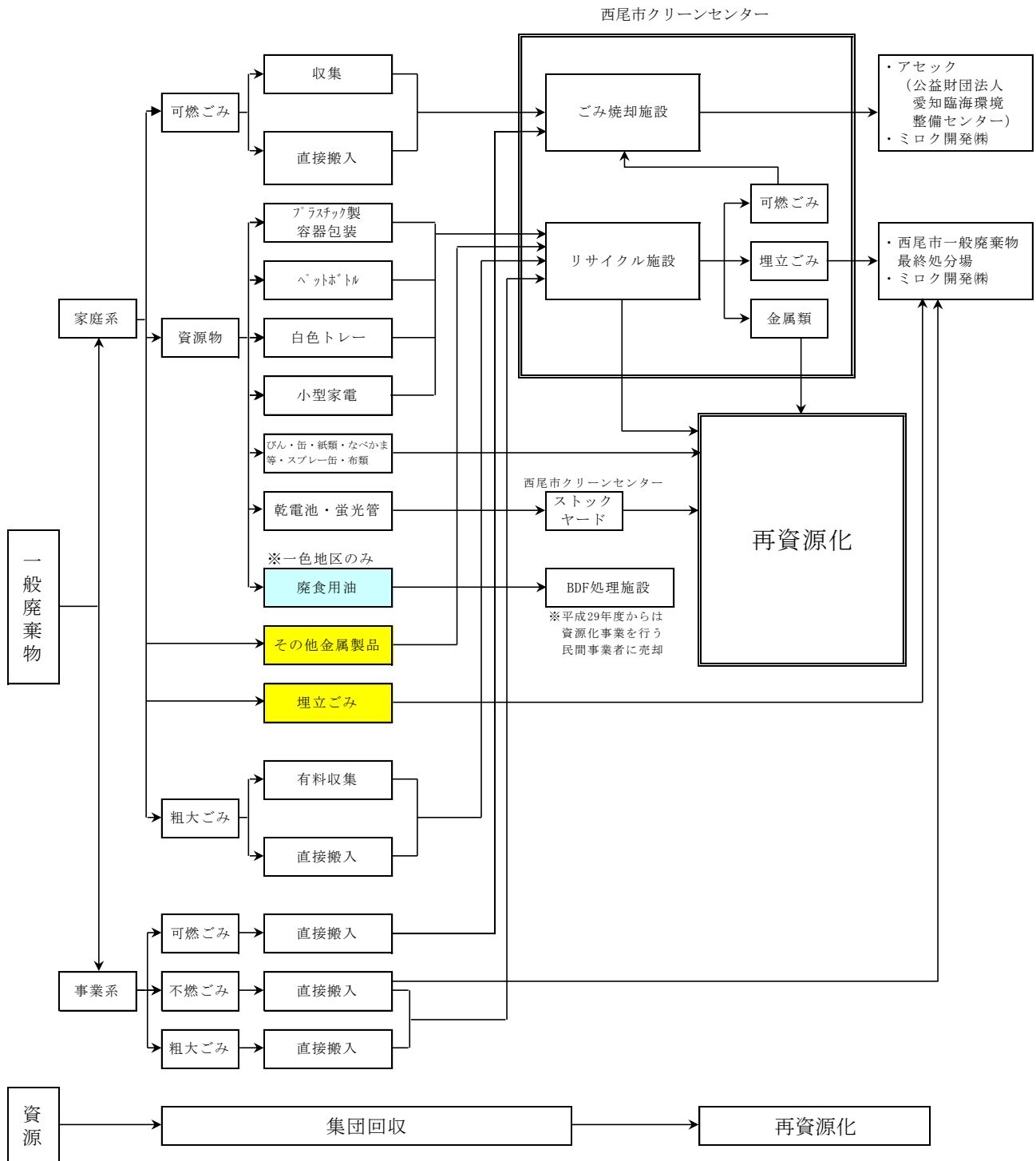


図 3.1.3 一色地区、吉良地区、幡豆地区ごみ処理フロー

(3) 佐久島地区

佐久島地区のごみ処理については、月1回、市が準備する台船により本土に運搬し、一色地区のごみ処理体系により処理しています。ただし、生ごみについては島内の生ごみ処理機、草木については島内の焼却炉で処理しています。

1.5 ごみと資源物の区分

本市におけるごみと資源物の分別方法には、地域特性等を考慮した相違点があります。各地区の平成 28 年度のごみと資源物の区分表を以下に示します。

(1) 西尾地区

西尾地区におけるごみと資源物の区分を表 3.1.3 に示します。

表 3.1.3 ごみと資源物の区分

区分	種類	品 目	
可燃ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、履き物・皮・ゴム製品、食品の付着のある紙箱類、紙おむつ、プラスチック製品（ポリバケツ・ハンガー・おもちゃなど）、木・竹・枯れ葉、その他	
不燃ごみ	不燃ごみ	ガラス製品（鏡、ガラスコップ、化粧品びん）、金属製品（かさ、金属製のおもちゃ、包丁・ハサミ・ナイフ・カミソリなどの刃物、文具）、小型家電（ビデオデッキ、ラジカセ、掃除機）、陶磁器類など	
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ポリ袋・ラップ、ボトル、バック・カップ・色付トレイ、その他（発泡スチロール、プラスチック製のふた、果物や野菜のネットなど）
		ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、調味料類の容器（リサイクルマークのついているもの）
		白色トレイ	発泡スチロールの白いトレイ
	空き缶	アルミ缶	飲用の缶、食用の缶（缶詰の缶、お茶・のり・食用油の缶・クッキーの缶・ペットのえさの缶など）
		スチール缶	
		その他の食用缶	
	その他金物	なべ・かまなどの金物類	なべ・かま・フライパンなど、金属でできているもの
		スプレー缶	スプレー缶、カセット式ガスボンベ
	小型家電	小型家電	ラジカセ、アイロン、ドライヤー、ビデオデッキ、カメラ、掃除機、コード類、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ゲーム機・ゲームソフト、リモコン、携帯電話、その他
	空きびん	茶色	茶色のびん、一升びん、ビールびん
		茶色以外	茶色以外のびん
	紙類	新聞	新聞、折込チラシ
		雑誌	雑誌、本、ノート、カタログ、コピー用紙など
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（牛乳パックなどの、内側の白いもの）
		その他の紙類	紙箱（菓子・レトルト食品・ティッシュペーパーなどの箱）、紙袋・手提げ紙袋・包装紙・封筒・ハガキ・名刺・トイレトペーパーなどの紙製の芯
布類	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルなど	
乾電池	乾電池	使用済みのアルカリ電池・マンガン電池	
蛍光管	蛍光管	コンパクト型蛍光管、丸形蛍光管、電球型蛍光管、直管型蛍光管	
粗大ごみ	粗大ごみ	家具、自転車、タンス、じゅうたん、ストーブ、たたみ、ふとん、物干し台・さお、スキー板など	

(2) 一色地区、吉良地区、幡豆地区

一色地区、吉良地区及び幡豆地区におけるごみと資源物の区分を表 3.1.4 に示します。

なお、一色地区における廃食用油については、平成 28 年度までは市の処理施設で資源化を行っていましたが、平成 29 年度からは資源化事業を行う民間事業者に売却します。

表 3.1.4 ごみと資源物の区分

区分	種類	品 目	
可燃ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、履き物・皮・ゴム製品、食品の付着のある紙箱類、紙おむつ、プラスチック製品（ポリバケツ・ハンガー・おもちゃなど）、木・竹・枯れ葉、その他	
その他金属製品	その他金属製品	かさ、金属製のおもちゃ、文具、包丁・ハサミ・ナイフ・くぎなどの刃物	
埋立ごみ	埋立ごみ	電球、鏡、板ガラス、湯飲み、ガラスコップ、耐熱ガラス、化粧品のびん、茶わん、皿、土・レンガ・ブロック（少量）、植木鉢	
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ポリ袋・ラップ、ボトル、バック・カップ・色付トレイ、その他（発泡スチロール、プラスチック製のふた、果物や野菜のネットなど）
		ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、調味料類の容器（リサイクルマークのついているもの）
		白色トレイ	発泡スチロールの白いトレイ
	空き缶	アルミ缶	飲用の缶、食用の缶（缶詰の缶、お茶・のり・食用油の缶・クッキーの缶・ペットのえさの缶など）
		スチール缶	
		その他の食用缶	
	その他金物	なべ・かまなどの金物類	なべ・かま・フライパンなど、金属でできているもの
		スプレー缶	スプレー缶、カセット式ガスボンベ
	小型家電	小型家電	ラジカセ、アイロン、ドライヤー、ビデオデッキ、カメラ、掃除機、コード類、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ゲーム機・ゲームソフト、リモコン、携帯電話、その他
	空きびん	雑びん	茶色のびん、透明のびん、その他のびん
		生きびん	一升びん、ビールびん
	紙類	新聞	新聞、折込チラシ
		雑誌	雑誌、本、ノート、カタログ、コピー用紙など
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（牛乳パックなどの、内側の白いもの）
		その他の紙類	紙箱（菓子・レトルト食品・ティッシュペーパーなどの箱）、紙袋・手提げ紙袋・包装紙・封筒・ハガキ・名刺・トイレトペーパーなどの紙製の芯
	布類	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルなど
乾電池	乾電池	使用済みのアルカリ電池・マンガン電池	
蛍光管	蛍光管	コンパクト型蛍光管、丸形蛍光管、電球型蛍光管、直管型蛍光管	
廃食用油	廃食用油（一色地区）	植物油のみ	
粗大ごみ	粗大ごみ	家具、自転車、タンス、じゅうたん、ストーブ、たたみ、ふとん、物干し台・さお、スキー板など	

2. ごみの排出量及びその性状

2.1 ごみ量の推移

(1) 総排出量

ごみの総排出量の推移を表 3.2.1 及び図 3.2.1、図 3.2.2 に示します。

ごみの総排出量は、平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、以降は増加に転じています。

表 3.2.1 ごみの総排出量の推移

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	計画処理区域人口(人)	166,666	168,247	169,351	168,989	169,100	169,450	170,036	169,889	170,166	170,409
総排出量	総排出量	70,230	70,647	67,949	66,843	63,726	63,526	63,731	64,329	65,492	66,407
	家庭系ごみの排出量	44,911	45,281	44,481	44,546	42,563	43,127	43,600	43,852	44,136	45,394
	可燃ごみ	34,070	34,811	34,924	33,989	33,526	32,603	33,178	33,179	33,591	34,006
	不燃ごみ	3,130	3,432	2,625	3,253	2,382	1,895	1,978	1,941	1,969	2,237
	粗大ごみ	1,238	737	794	1,835	1,339	3,190	3,304	3,736	3,831	4,513
	資源物	6,396	6,229	6,077	5,410	5,245	5,373	5,072	4,923	4,677	4,569
	その他ごみ (乾電池・蛍光灯)	77	72	61	59	71	66	68	73	68	69
	事業系ごみの排出量	18,950	19,471	18,070	17,431	16,773	16,850	16,765	17,142	18,106	17,977
	可燃ごみ	17,794	17,857	16,668	15,513	15,455	15,357	14,877	15,214	16,024	15,918
	不燃ごみ	527	1,018	707	1,008	388	113	73	55	48	38
	粗大ごみ	629	596	695	910	930	1,380	1,815	1,619	1,776	1,765
	資源物	0	0	0	0	0	0	0	254	258	256
	集団回収量	6,369	5,895	5,398	4,866	4,390	3,549	3,366	3,335	3,250	3,036
	処理 内訳	中間処理量	58,523	59,523	58,133	57,269	55,866	56,841	57,471	58,237	59,738
最終処分量		9,782	8,892	8,102	8,997	7,629	7,358	7,382	7,494	7,580	7,893
資源化	総資源化量	14,567	13,804	13,006	11,823	10,813	9,976	9,672	9,567	8,970	8,976
	資源化率 (%)	20.7	19.5	19.1	17.7	17.0	15.7	15.2	14.9	13.7	13.5

出典：一般廃棄物処理実態調査

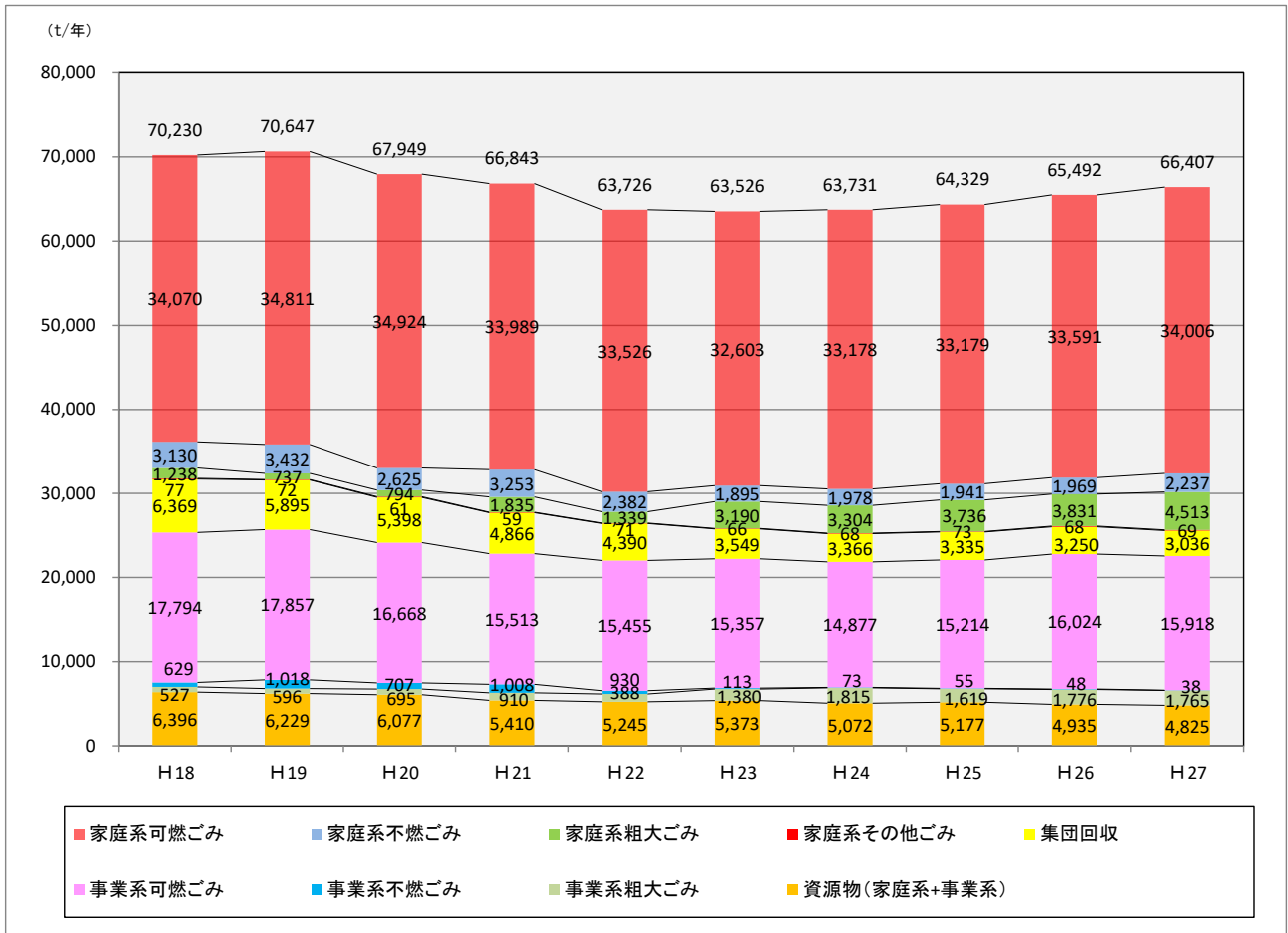


図 3.2.1 ごみの総排出量の推移

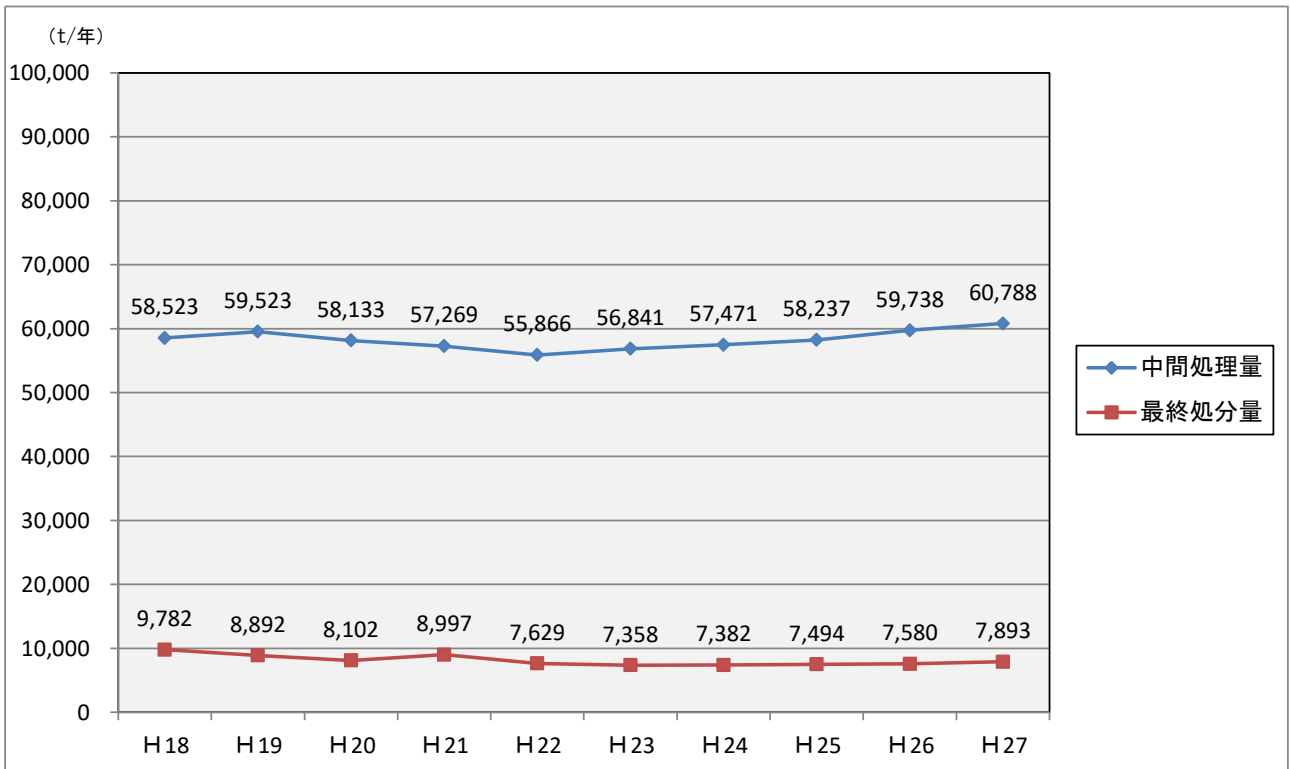


図 3.2.2 中間処理量及び最終処分量の推移

2.2 家庭系ごみの排出量

(1) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の推移を表 3.2.2 及び図 3.2.3 に示します。

家庭系ごみの排出量は、平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、以降は増加傾向にあります。また、資源物の集団回収量が減少傾向にあります。

表 3.2.2 家庭系ごみ排出量の推移

単位：t／年

区分	ごみ・資源物排出量(家庭系)						資源物		総排出量
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他ごみ (乾電池・蛍光灯)	資源物 分別収集	小計 ①=A~E	集団回収		
							F	F/②	
A	B	C	D	E	①=A~E	F	F/②	②=①+F	
平成18年度	34,070	3,130	1,238	77	6,396	44,911	6,369	12.4%	51,280
平成19年度	34,811	3,432	737	72	6,229	45,281	5,895	11.5%	51,176
平成20年度	34,924	2,625	794	61	6,077	44,481	5,398	10.8%	49,879
平成21年度	33,989	3,253	1,835	59	5,410	44,546	4,866	9.8%	49,412
平成22年度	33,526	2,382	1,339	71	5,245	42,563	4,390	9.3%	46,953
平成23年度	32,603	1,895	3,190	66	5,373	43,127	3,549	7.6%	46,676
平成24年度	33,178	1,978	3,304	68	5,072	43,600	3,366	7.2%	46,966
平成25年度	33,179	1,941	3,736	73	4,923	43,852	3,335	7.1%	47,187
平成26年度	33,591	1,969	3,831	68	4,677	44,136	3,250	6.9%	47,386
平成27年度	34,006	2,237	4,513	69	4,569	45,394	3,036	6.3%	48,430

出典：一般廃棄物処理実態調査

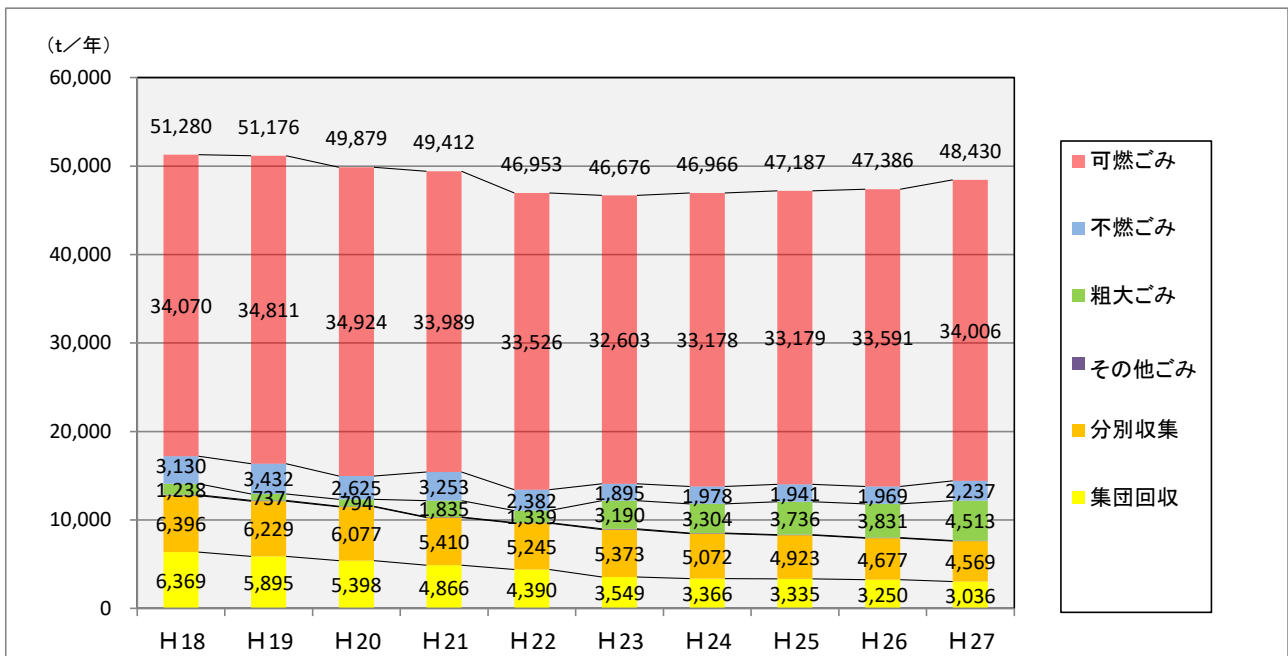


図 3.2.3 家庭系ごみの排出量

(2) 1人1日当たりのごみの排出量

家庭系ごみ1人1日当たりのごみの排出量を表3.2.3及び図3.2.4に示します。

1人1日当たりのごみの排出量は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、以降は増加傾向にあります。

表3.2.3 家庭系ごみ1人1日当たりのごみの排出量

単位：g/人・日

区分	ごみ・資源物排出量(家庭系)						資源物 集団回収	総排出量 ②=①+F	人口 (人)
	可燃ごみ A	不燃ごみ B	粗大ごみ C	その他ごみ (乾電池・蛍光灯) D	資源物 分別収集 E	小計 ①=A~E			
							F	-	
平成18年度	560.1	51.5	20.4	1.3	105.1	738.4	104.7	843.1	166,666
平成19年度	566.9	55.9	12.0	1.2	101.4	737.4	96.0	833.4	168,247
平成20年度	565.0	42.5	12.8	1.0	98.3	719.6	87.3	806.9	169,351
平成21年度	551.0	52.7	29.7	1.0	87.7	722.1	78.9	801.0	168,989
平成22年度	543.2	38.6	21.7	1.2	85.0	689.7	71.1	760.8	169,100
平成23年度	527.1	30.6	51.6	1.1	86.9	697.3	57.4	754.7	169,450
平成24年度	534.6	31.9	53.2	1.1	81.7	702.5	54.2	756.7	170,036
平成25年度	535.1	31.3	60.2	1.2	79.4	707.2	53.8	761.0	169,889
平成26年度	540.8	31.7	61.7	1.1	75.3	710.6	52.3	762.9	170,166
平成27年度	546.7	36.0	72.6	1.1	73.5	729.9	48.8	778.7	170,409

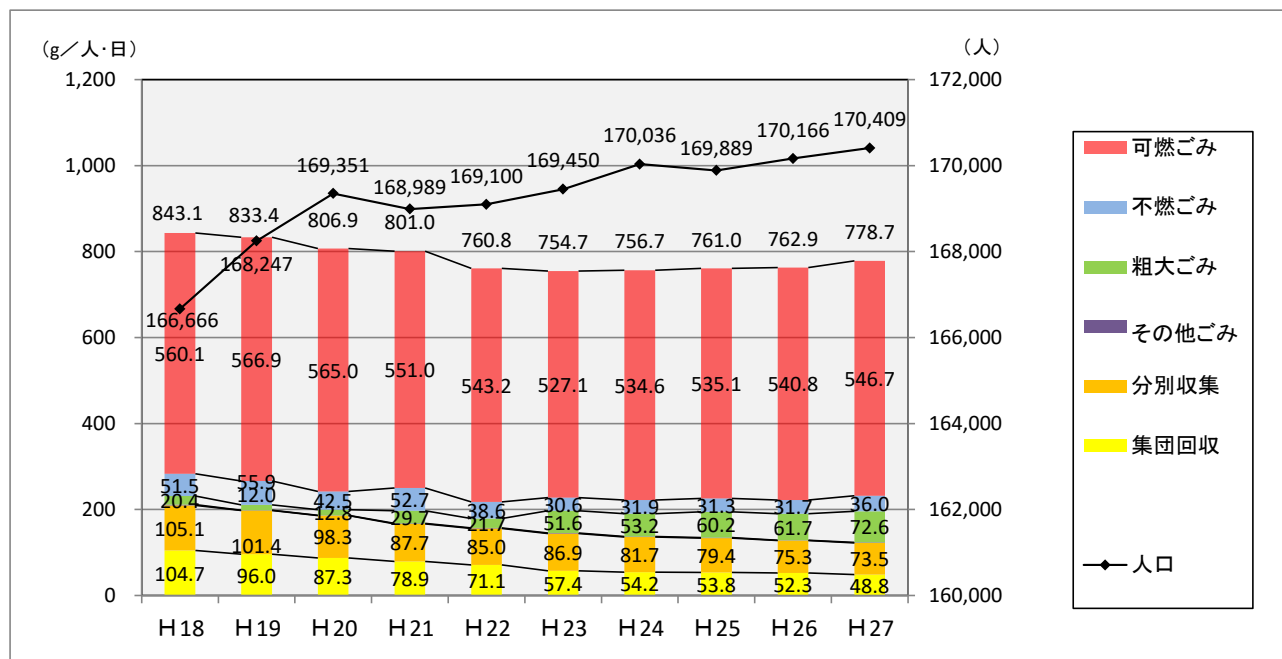


図3.2.4 家庭系ごみ1人1日当たりのごみの排出量

2.3 事業系ごみの排出量

(1) 事業系ごみの排出量及び1日当たりのごみの排出量

事業系ごみ排出量の推移を表 3.2.4 及び図 3.2.5 に示します。

事業系ごみの排出量は、平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、平成 25 年度までは横ばいで推移し、平成 26 年度にやや増加した後にはまた横ばいの傾向にあります。

表 3.2.4 事業系ごみ排出量の推移

単位：t/年

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	総排出量	1日当たりのごみ排出量 (t/日)
平成18年度	17,794	527	629	0	18,950	51.92
平成19年度	17,857	1,018	596	0	19,471	53.35
平成20年度	16,668	707	695	0	18,070	49.51
平成21年度	15,513	1,008	910	0	17,431	47.76
平成22年度	15,455	388	930	0	16,773	45.95
平成23年度	15,357	113	1,380	0	16,850	46.16
平成24年度	14,877	73	1,815	0	16,765	45.93
平成25年度	15,214	55	1,619	254	17,142	46.97
平成26年度	16,024	48	1,776	258	18,106	49.61
平成27年度	15,918	38	1,765	256	17,977	49.25

出典：一般廃棄物処理実態調査

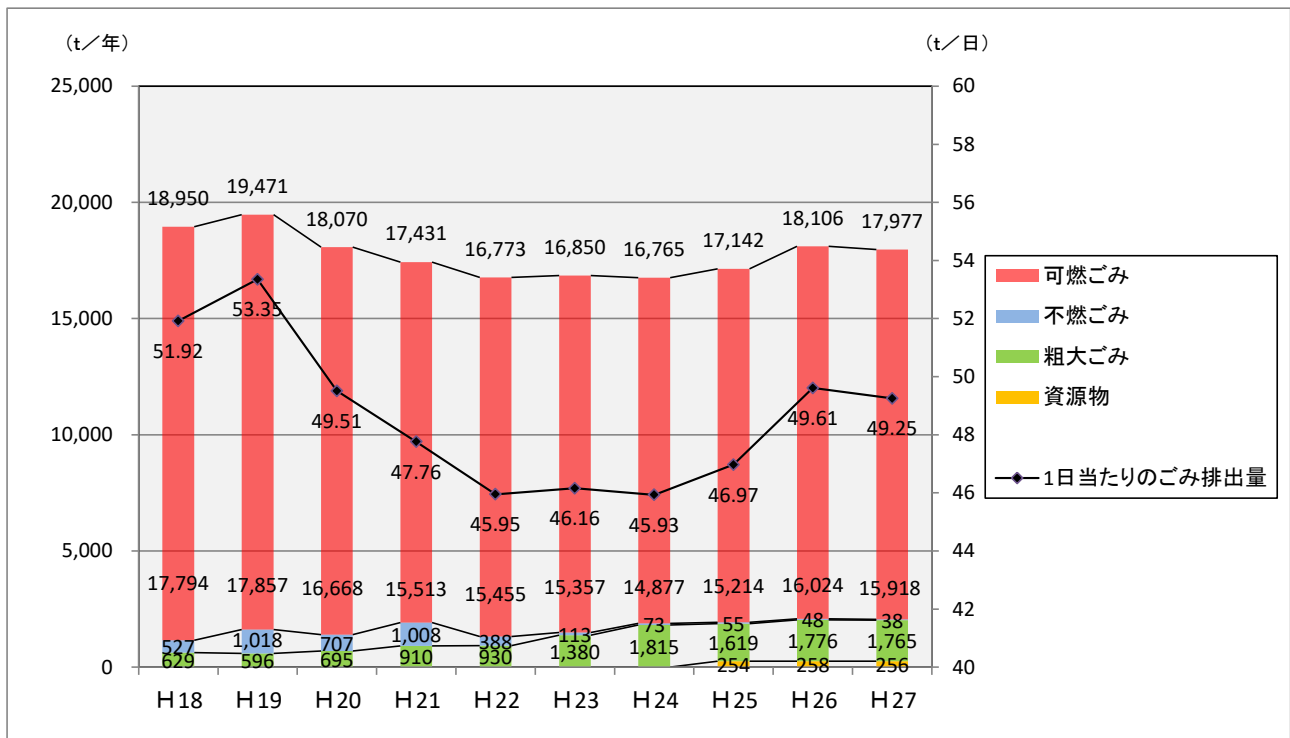


図 3.2.5 事業系ごみの排出量

2.4 リサイクル率の推移

資源物量とリサイクル率の推移を表 3.2.5 及び図 3.2.6 に示します。

資源物量、リサイクル率ともに減少傾向にあります。リサイクル率は、平成 18 年度には 20%を超えていましたが、以降は減少傾向にあり、平成 25 年度以降は 15%を下回っています。

表 3.2.5 資源物量とリサイクル率の推移

単位：t／年

区分	ごみ 総発生量	総資源化量				リサイクル率 (%)
		集団回収	(%)	資源化量	合計	
平成18年度	70,230	6,369	9.1	8,198	14,567	20.7
平成19年度	70,647	5,895	8.3	7,909	13,804	19.5
平成20年度	67,949	5,398	7.9	7,608	13,006	19.1
平成21年度	66,843	4,866	7.3	6,957	11,823	17.7
平成22年度	63,726	4,390	6.9	6,423	10,813	17.0
平成23年度	63,526	3,549	5.6	6,427	9,976	15.7
平成24年度	63,731	3,366	5.3	6,306	9,672	15.2
平成25年度	64,329	3,335	5.2	6,232	9,567	14.9
平成26年度	65,492	3,250	5.0	5,720	8,970	13.7
平成27年度	66,407	3,036	4.6	5,940	8,976	13.5

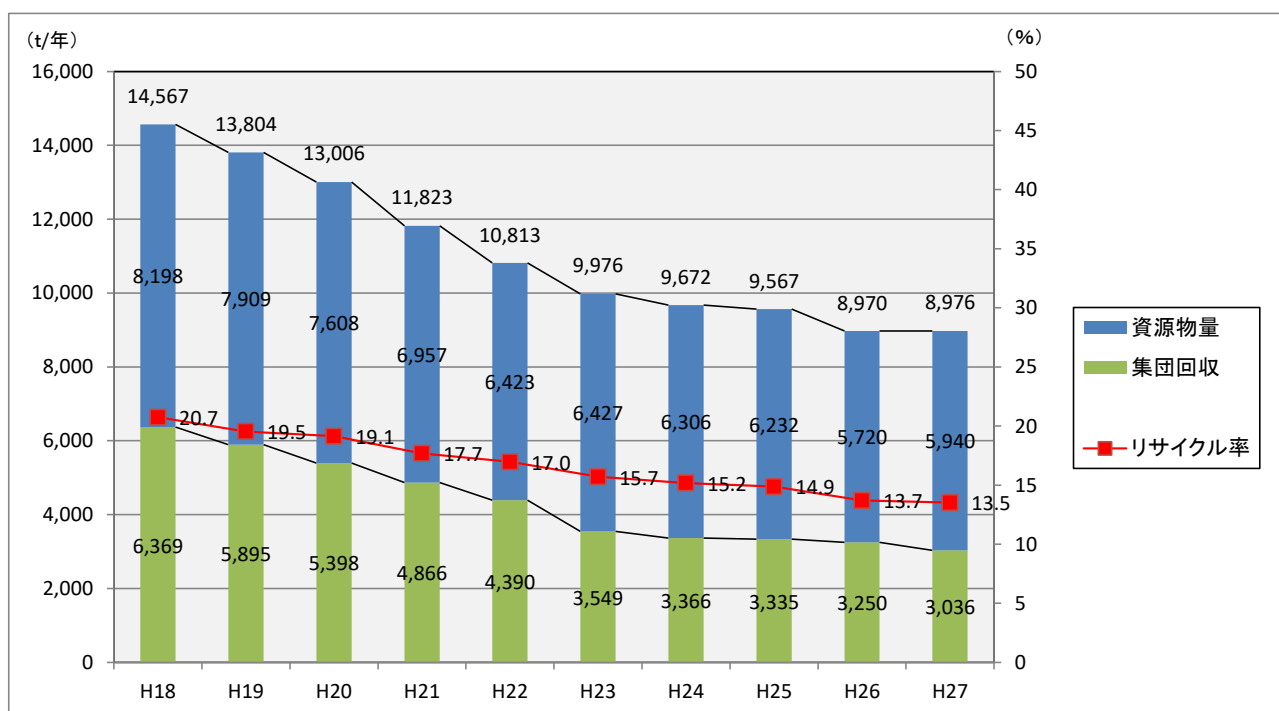


図 3.2.6 資源物量とリサイクル率の推移

2.5 集団回収率の比較

平成 26 年度の本市と他市との集団回収率の比較を表 3.2.6 及び図 3.2.7 に示します。

平成 26 年度の本市の集団回収率は 6.9%であり、豊川市、安城市、小牧市といった県内の同規模都市の中では平均的な値となっていますが、愛知県全体と比較すると低い値となっています。また、近隣の岡崎市、幸田町よりも低い値となっています。

表 3.2.6 他市との集団回収率の比較（平成 26 年度実績）

単位：t/年

区分	家庭系		集団回収量		合計	
	収集ごみ量					
愛知県	1,732,436	90.6%	179,956	9.4%	1,912,392	100%
西尾市	44,136	93.1%	3,250	6.9%	47,386	100%
岡崎市	89,135	90.6%	9,285	9.4%	98,420	100%
豊川市	50,846	96.3%	1,969	3.7%	52,815	100%
安城市	43,221	91.8%	3,846	8.2%	47,067	100%
小牧市	32,683	94.2%	2,029	5.8%	34,712	100%
刈谷市	36,072	91.2%	3,471	8.8%	39,543	100%
半田市	31,653	83.9%	6,072	16.1%	37,725	100%
幸田町	6,909	82.3%	1,485	17.7%	8,394	100%

出典：一般廃棄物処理実態調査

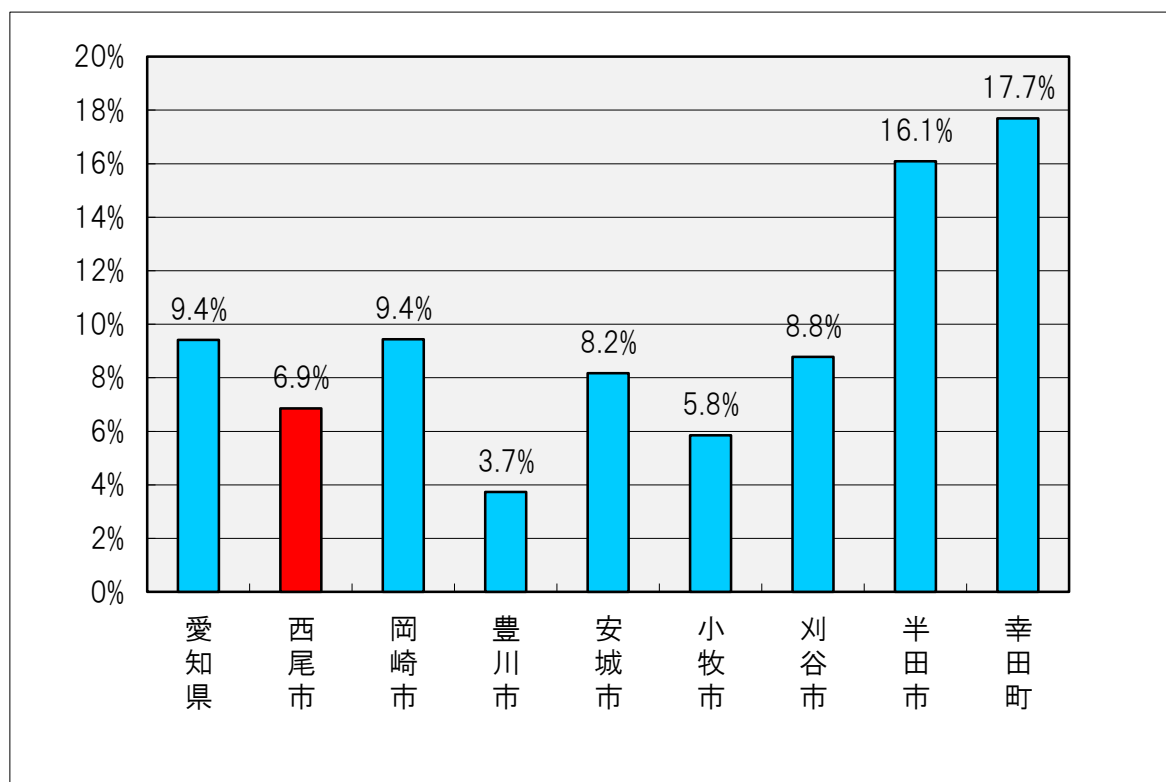


図 3.2.7 他市との集団回収率の比較（平成 26 年度実績）

2.6 生ごみ減量化事業の実績

生ごみ減量化事業の実績を表 3.2.7 及び図 3.2.8～図 3.2.10 に示します。

生ごみ処理器（コンポスト）の補助件数、交付金額は、増減を繰り返しながら増加傾向にありましたが、平成 23 年度をピークに減少傾向となっています。

生ごみ処理機の補助件数、交付金額は、平成 19 年度をピークに減少傾向にありましたが、平成 27 年度は増加に転じています。

ぼかしによる生ごみ堆肥化事業の申込世帯数、無料配布の配布数は、平成 23 年度に大幅に増加した後、横ばいの傾向にあります。

表 3.2.7 生ごみ減量化事業の実績

生ごみ処理器 (コンポスト)	区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	補助件数 (基)		35	51	85	70	62	101	88	99	76
交付金額 (円)		110,400	146,200	235,300	202,100	150,300	289,000	242,900	283,300	207,700	173,300

※補助対象数は1世帯2基まで

※補助金の額は販売価格の2分の1（限度額1000以上3000未満3,000円、3000以上は4,000円）

生ごみ処理機	区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	補助件数 (基)		75	92	87	44	42	42	35	36	31
交付金額 (円)		1,384,000	1,829,000	1,729,000	864,000	840,000	840,000	700,000	720,000	609,000	916,000

※補助対象数は1世帯1基まで

※補助金の額は販売価格の2分の1（限度額20,000円）

ぼかしによる 生ごみ堆肥化	区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	申込世帯数		1,236	1,343	1,457	1,578	1,717	2,560	2,671	2,530	2,642
配布数 (袋)		12,177	13,340	13,480	14,245	14,209	27,057	26,145	26,001	25,786	25,760

※無料配布 1世帯あたり年間 12袋 (500g入り)

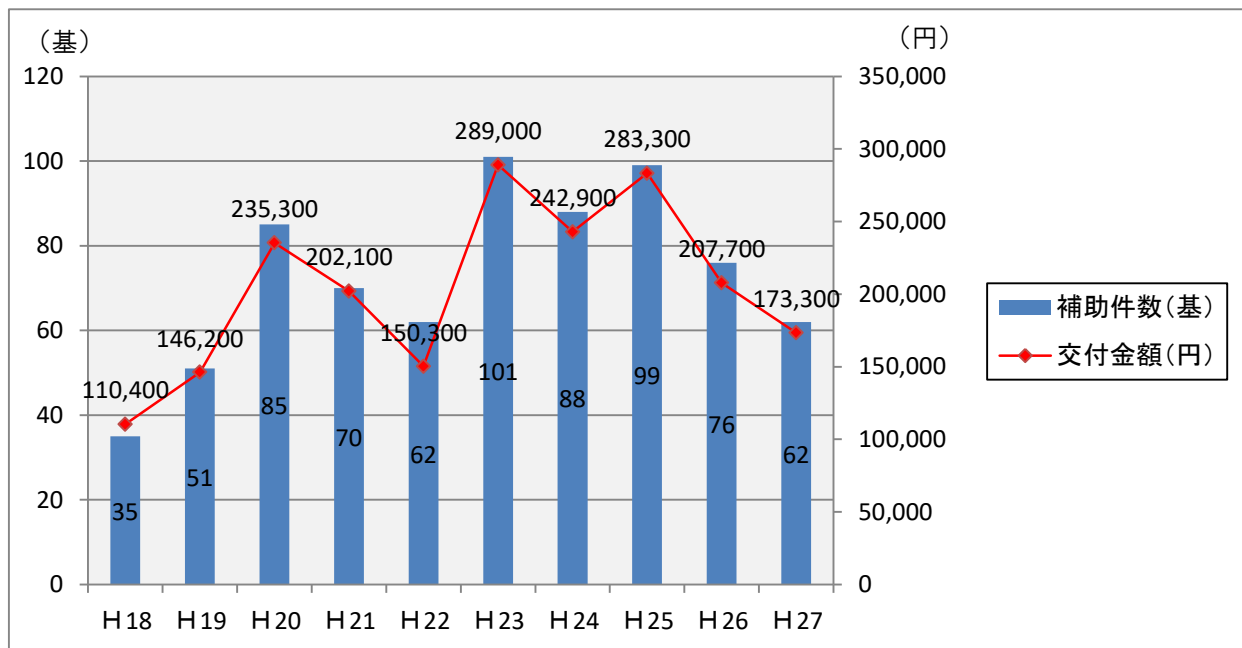


図 3.2.8 生ごみ処理器（コンポスト）の導入実績

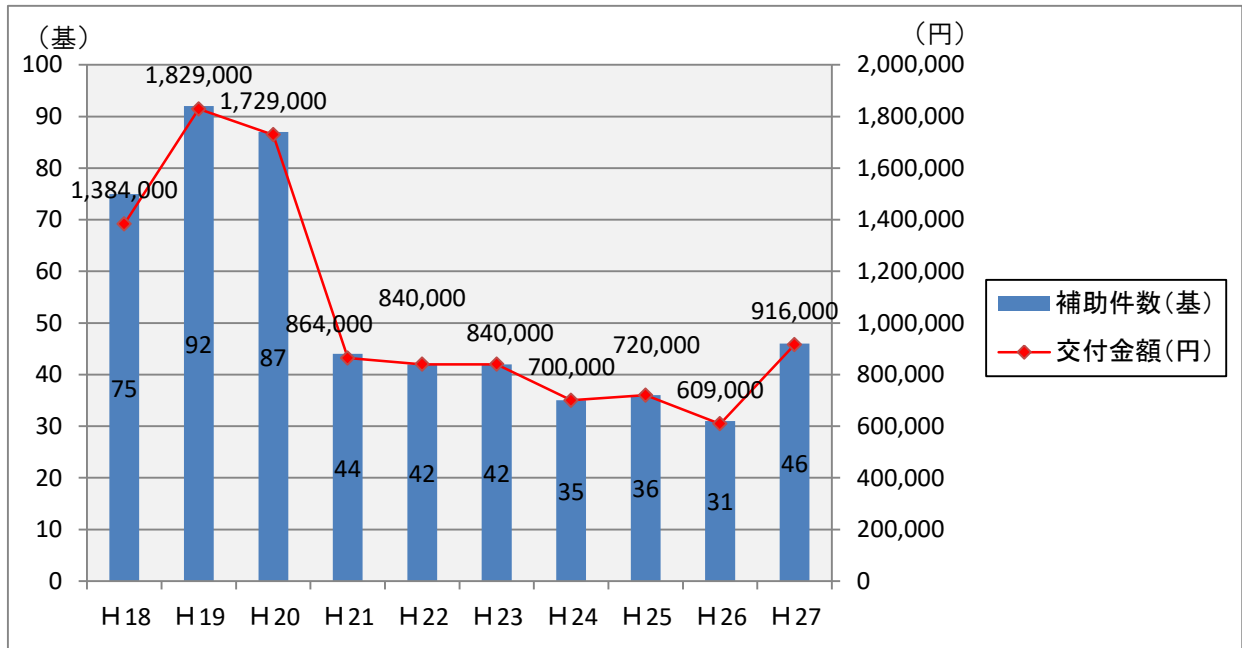


図 3. 2. 9 生ごみ処理機の導入実績

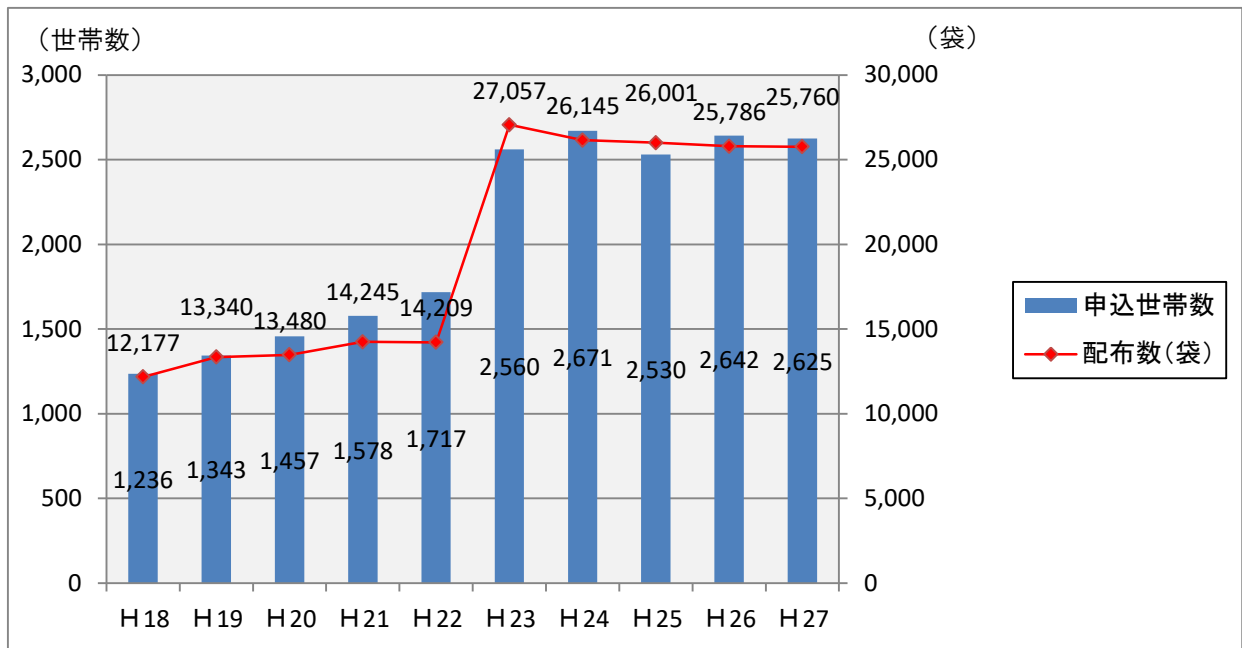


図 3. 2. 10 ぼかしによる生ごみ堆肥化事業参加実績

2.7 ごみ組成及び低位発熱量の推移

(1) ごみ組成

西尾市クリーンセンターにおける可燃ごみ質試験結果の推移を表 3.2.8 及び図 3.2.11～図 3.2.13 に示します。

紙類の割合は、平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は 42～44%で推移しています。

ビニール・ゴム類、厨芥類、不燃物類の割合は、横ばいもしくは微増傾向がみられます。

木・草類は、平成 22 年度をピークに増加傾向にありましたが、以降は減少傾向がみられます。

繊維類の割合は、概ね 2.0%以下の割合で横ばいの傾向にあります。

三成分の割合は、水分が約 52～54%、可燃物が約 38～41%、灰分が約 6～7%となっています。

比率の大きな変動はありませんが、平成 27 年度は可燃物の微増と水分の微減がみられます。

表 3.2.8 可燃ごみ質試験結果の推移

単位：%

区分	種 類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ 組成 (乾基 準) の 推 移	紙 類	51.9	46.2	44.9	43.8	41.1	43.3	44.8	44.2	44.7	42.4
	繊維類	2.0	2.0	2.1	1.7	2.0	1.7	1.4	1.1	1.4	1.8
	ビニール ゴム類	15.7	17.4	15.2	16.9	17.1	16.9	17.7	19.0	17.1	19.9
	木・草類	4.7	6.0	8.3	10.3	12.2	11.1	9.3	10.0	8.8	8.5
	厨芥類	17.0	18.2	19.3	17.4	18.0	18.9	19.9	19.0	20.4	18.5
	不燃物類	2.8	3.5	3.4	3.5	2.8	3.4	3.1	2.8	3.3	4.8
	その他	5.9	6.7	6.8	6.4	6.8	4.7	3.8	3.9	4.3	4.1
三 成 分	水 分	53.0	54.9	56.2	52.8	54.1	53.0	53.7	54.4	54.3	52.2
	可 燃 物	39.8	38.1	37.7	40.3	39.1	40.6	39.9	38.8	38.8	41.4
	灰 分	7.2	7.0	6.1	6.9	6.8	6.4	6.4	6.8	6.9	6.4

出典：西尾市提供資料

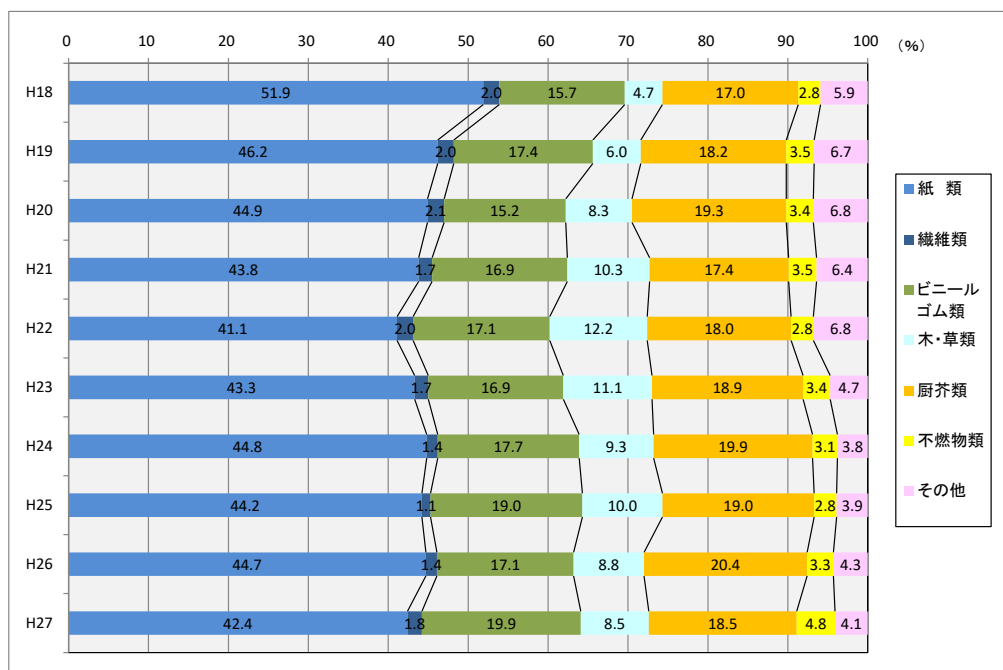


図 3.2.11 可燃ごみ質試験結果の推移

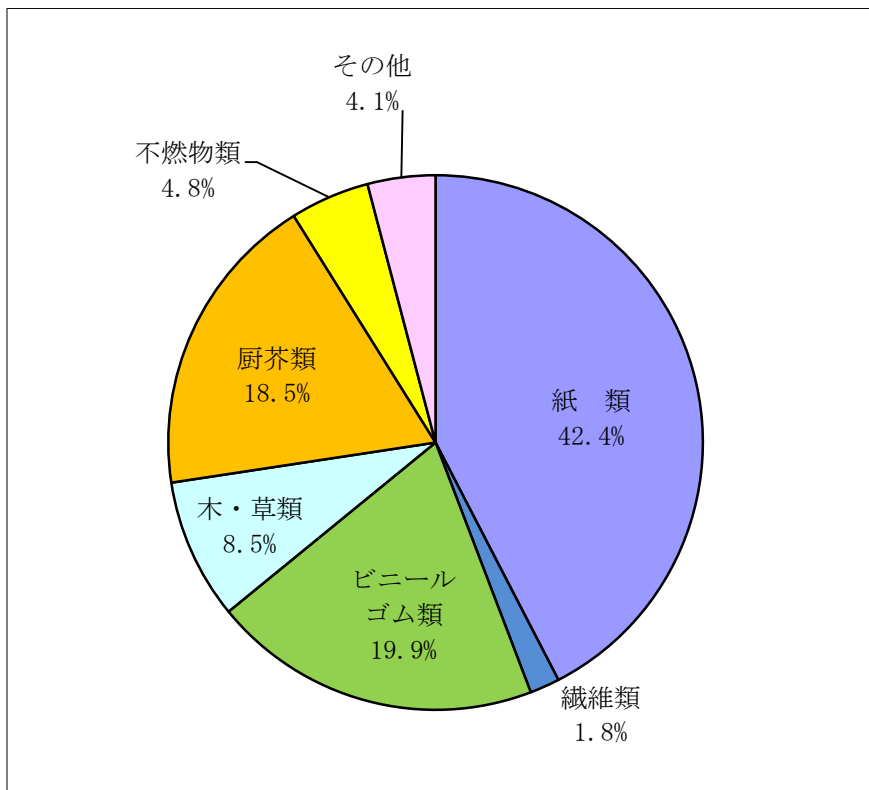


図 3.2.12 可燃ごみ質試験結果（平成 27 年度）

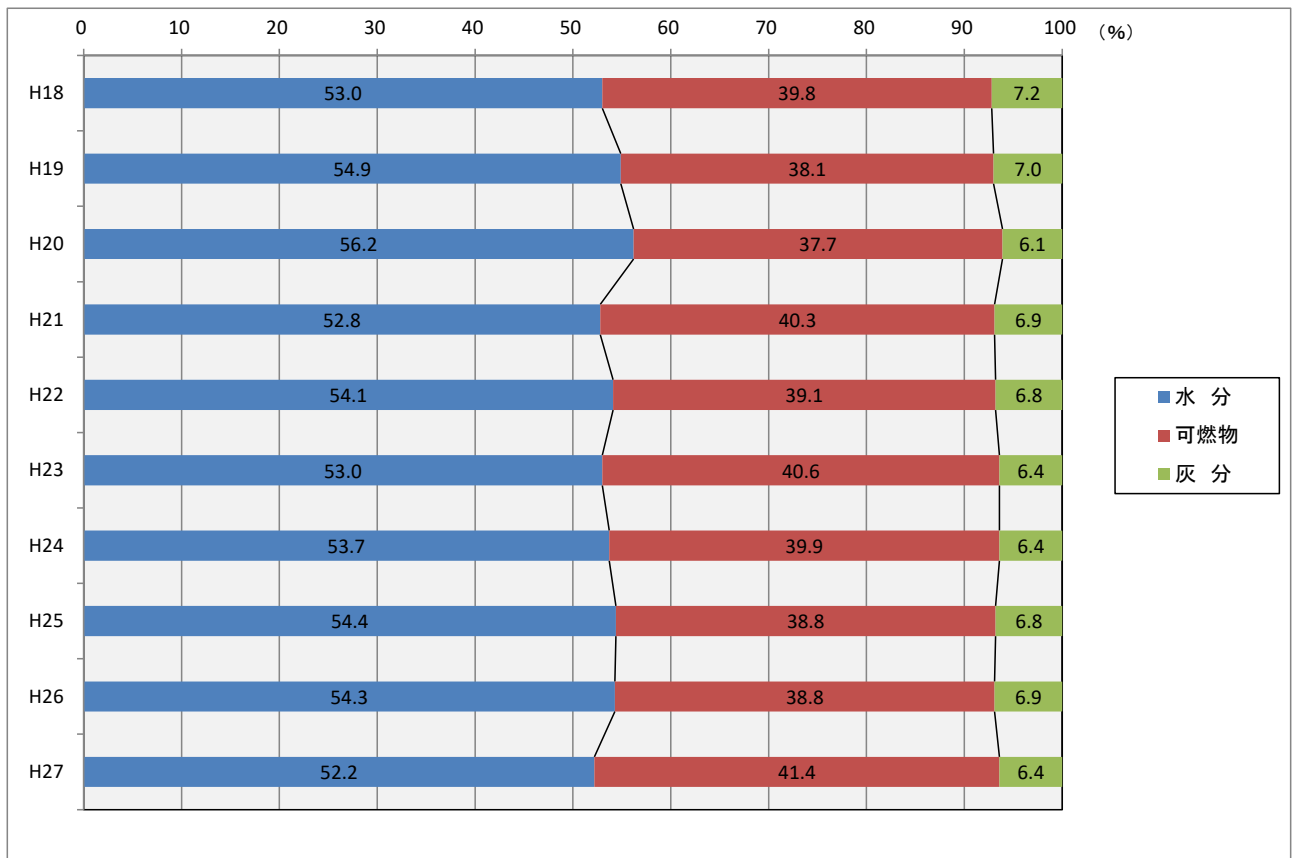


図 3.2.13 三成分の推移

(2) 低位発熱量

西尾市クリーンセンターにおける低位発熱量の推移を表 3.2.9 及び図 3.2.14 に示します。

低位発熱量は、年度によって狭い範囲内で変動しており、明確な傾向はみられませんが、施設の設計ごみ質の範囲内であることから、問題はないと考えられます。

表 3.2.9 低位発熱量の推移

単位：KJ/kg

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
低位発熱量	7,130	7,096	6,511	7,476	6,975	7,357	7,261	7,084	6,732	7,658

出典：西尾市提供資料

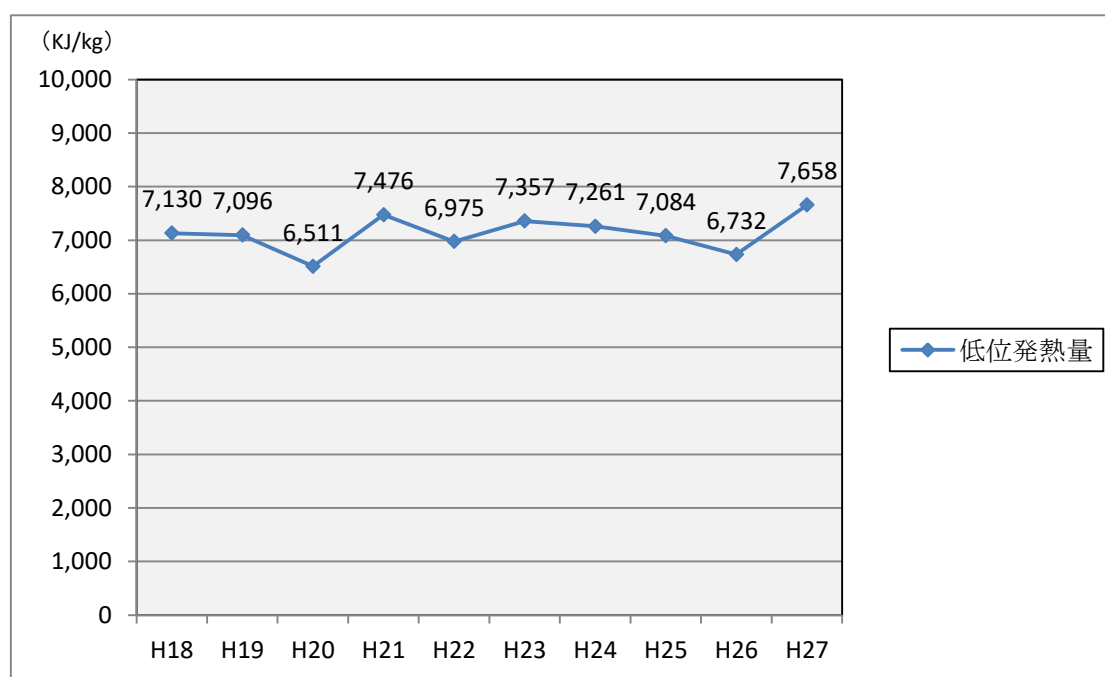


図 3.2.14 低位発熱量の推移

3. ごみ処理の実績

3.1 収集・運搬

本市が保有する収集・運搬車両を表 3.3.1 に示します。

表 3.3.1 収集・運搬車両

単位：台

車種	4 t パツカー車	3 ・5 t パツカー車	3 t パツカー車	2 t パツカー車	2 t ダンプ	4 t 汚泥車	2 t 散水車	ミニ ホイール ローダー	油 圧シヨベル	2 t トラツク	軽 貨物	軽 四 トラツク	計
ごみ収集		2	2	1								1	6
埋立場					2		1	1	1	1			6
上泥収集	1				4	1		2		1			9
資源収集		1		1						3			5
粗大ごみ運搬												2	2
予備車		2		1									3
事務所											2		2
計	1	5	2	3	6	1	1	3	1	5	2	3	33

※平成28年4月1日現在

3.2 中間処理

(1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3.3.2 に示します。

市内から発生するごみは、西尾市クリーンセンターへ搬入し、可燃ごみは、焼却炉で焼却処分を行っています。

不燃系ごみ（不燃ごみ、不燃性粗大ごみ）は、リサイクル施設にて破砕処理され、鉄くず類、アルミ、可燃物、残渣に選別処理をしています。また、ペットボトルは、圧縮・梱包処理を行い、プラスチック製容器包装については、受け入れ貯留ヤードに集められ、手選別により不適物を除去し圧縮・梱包処理をしています。

表 3.3.2 中間処理施設の概要

施設名	西尾市クリーンセンター			
	ごみ焼却棟、リサイクル棟、管理棟・リサイクルプラザ、廃プラスチック減容処理施設			
処理対象区域	市 全 域			
所在地	西尾市吉良町岡山大岩山65番地			
敷地面積	約43,939㎡			
施設名	ごみ焼却施設	リサイクル施設		
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	ペットボトル	プラスチック製 容器包装
処理能力	65t/日×24h×3炉 (計195 t/日)	不 燃：42.5t/5h 不燃粗大：7.5t/5h	ペットボトル：200kg/h	8.1t/5h
処理方式	全連続燃焼式流動床炉	2軸せん断破碎機 +横型回転破碎機	圧縮・梱包	圧縮・梱包
稼動開始	平成12年4月			平成18年4月
余熱利用	発電+場外熱供給	—	—	—



図 3.3.1 中間処理施設配置図及び管理棟（西尾市クリーンセンター）

(2) 中間処理量の推移

中間処理量の推移を表 3.3.3 及び図 3.3.2 に示します。

中間処理量は、平成 22 年度まで減少傾向でしたが、以降は増加傾向となっています。

一方、リサイクル施設からの処理残渣は、減少傾向となっています。

表 3.3.3 中間処理量の推移

単位：t/年

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中間処理	58,523	59,523	58,133	57,269	55,866	56,841	57,471	58,237	59,738	60,788
ごみ焼却処理	52,739	53,992	53,011	51,891	51,243	52,300	53,026	53,566	55,064	55,924
直接焼却（焼却施設）	52,109	53,460	52,523	51,558	50,724	51,997	52,703	53,279	54,777	55,671
処理残渣（リサイクル施設）	630	532	488	333	519	303	323	287	287	253
焼却以外の中間処理（ごみ焼却施設分を除く）	5,784	5,531	5,122	5,378	4,623	4,541	4,445	4,671	4,674	4,864
資源化施設	5,773	5,521	5,113	5,369	4,615	4,531	4,437	4,410	4,413	4,599
堆肥化施設	0	0	0	0	0	0	0	254	253	256
燃料化施設	11	10	9	9	8	10	8	7	8	9

※平成22年度までは旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査

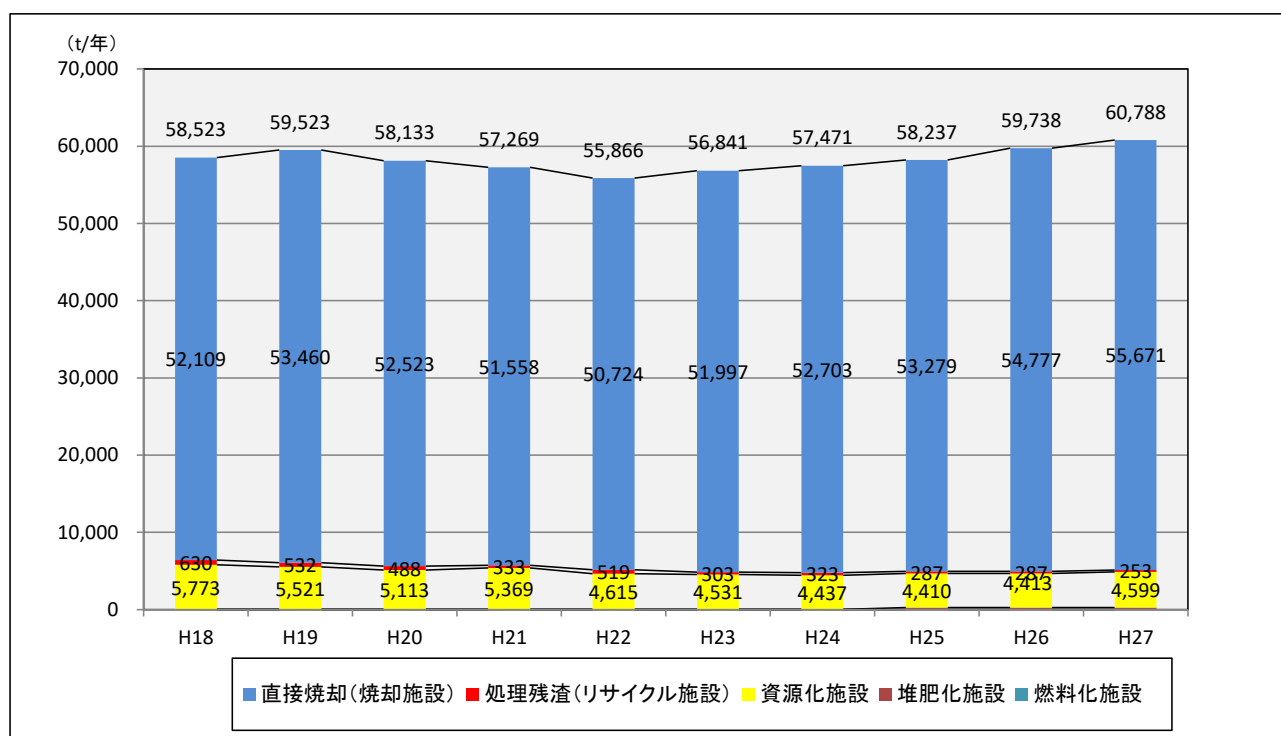


図 3.3.2 中間処理量の推移

3.3 最終処分場

(1) 最終処分場の概要

本市では、市内に4つの最終処分場を管理しています。家庭系の埋立ごみは、各地区の最終処分場で埋立処分をしています。一方、西尾市クリーンセンターの焼却残渣は、市が管理する最終処分場のほかに、(公財)愛知臨海環境整備センター(略称:アセック)、ミロク開発(株)(民間)に搬出し、埋立処分をしています。

市内の4つの最終処分場と、(公財)愛知臨海環境整備センター(略称:アセック)、ミロク開発(株)(民間)の最終処分場の概要を表3.3.4に示します。

表 3.3.4 最終処分場の概要

地区名	西尾地区	一色地区
施設名	西尾市平原地区 一般廃棄物最終処分場	西尾市一色地区 一般廃棄物最終処分場
所在地	西尾市平原町花籠60番地1	西尾市一色町細川四ノ割1
埋立面積	16,800㎡	10,000㎡
埋立容量	146,000㎥	49,000㎥
供用開始	平成8年4月	平成7年4月
埋立方法	準好気性埋立(セル方式)	準好気性埋立(サトイチャ方式)
浸出液処理方式	生物脱窒処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理+滅菌処理	生物脱窒処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理+滅菌処理
残余容量	78,552㎥	30,990㎥

地区名	吉良地区	幡豆地区
施設名	西尾市吉良地区 一般廃棄物最終処分場	西尾市幡豆地区 一般廃棄物最終処分場
所在地	西尾市吉良町饗庭二本松1番地	西尾市鳥羽町笹頭49番地
埋立面積	9,400㎡	7,100㎡
埋立容量	46,500㎥	38,824㎥
供用開始	平成3年3月	平成6年4月
埋立方法	準好気性埋立(サトイチャ方式)	準好気性埋立(サトイチャ方式)
浸出液処理方式	生物脱窒処理+凝集沈殿処理+ろ過・活性炭吸着+滅菌処理	生物脱窒処理+凝集沈殿処理+ろ過・活性炭吸着+滅菌処理
残余容量	27,159㎥	22,617㎥

地区名	-	-
施設名	衣浦港3号地廃棄物最終処分場 ※(公財)愛知臨海環境整備センター(略称:アセック)が管理	ミロク開発株式会社一般廃棄物最終処分場 ※ミロク開発(株)が管理
所在地	知多郡武豊町字旭1番及び 一号地17番2の地先公有水面	愛知県西尾市一色町細川三の割 23
埋立面積	47.2h	22,345㎡
埋立容量	5,380,000㎥	173,074㎥
供用開始	安定型区画:平成22年7月 管理型区画:平成23年3月	平成20年4月
埋立方法	準好気性埋立(サトイチャ方式)	準好気性埋立(サトイチャ方式)
浸出液処理方式	凝集沈殿処理+生物脱窒処理+ろ過・活性炭吸着+滅菌処理	生物脱窒処理+凝集沈殿処理+ろ過・活性炭吸着+滅菌処理
残余容量	安定型区画: 473,518㎥ 管理型区画: 3,671,739㎥	26,500㎥

※残余容量は平成28年3月31日現在の値

(2) 最終処分量の推移

最終処分量の推移を表 3.3.5 及び図 3.3.3 に示します。

最終処分量は、平成 23 年度までは減少傾向がみられましたが、以降は微増傾向となっています。

一方、リサイクル施設からの処理残渣の埋立は、減少傾向となっています。

表 3.3.5 最終処分量の推移

単位：t/年										
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最終処分量	9,782	8,892	8,102	8,997	7,629	7,358	7,382	7,494	7,580	7,893
直接最終処分	2,796	1,933	1,157	1,693	1,101	551	564	500	434	574
中間処理残渣の埋立	6,986	6,959	6,945	7,304	6,528	6,807	6,818	6,994	7,146	7,319
焼却残渣の埋立（焼却施設）	5,966	6,084	6,220	5,971	5,959	6,248	6,300	6,479	6,633	6,811
処理残渣の埋立（リサイクル施設）	1,020	875	725	1,333	569	559	518	515	513	508

※平成22年度までは旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査

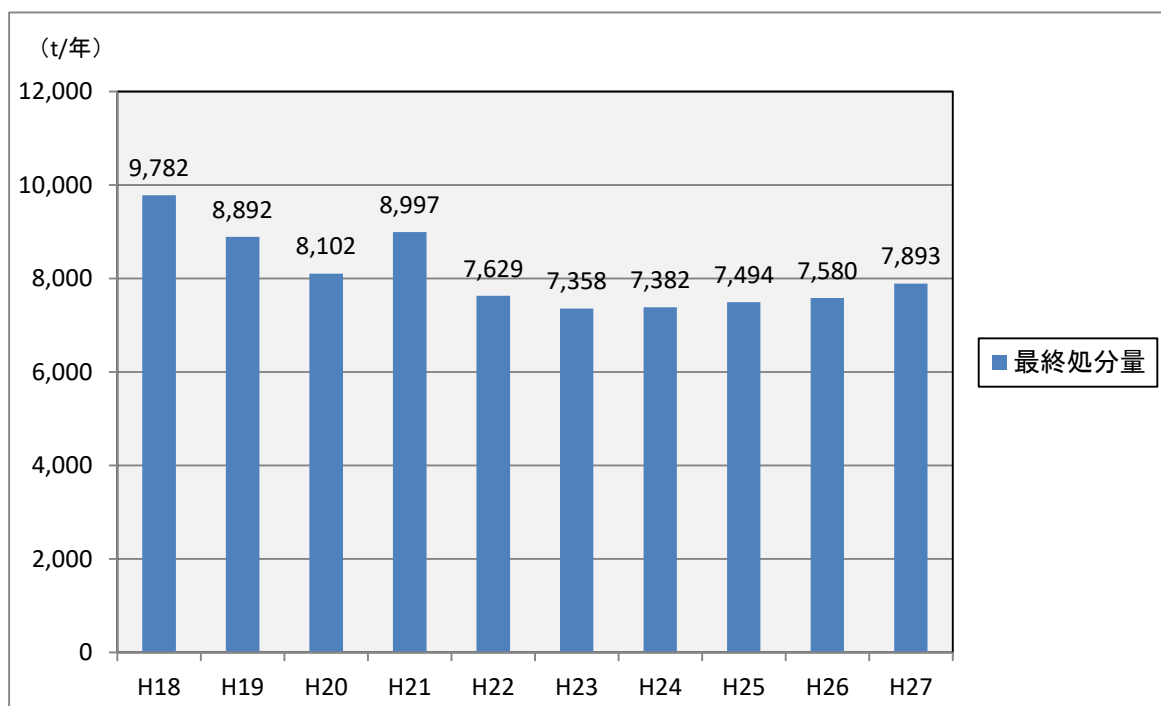


図 3.3.3 最終処分量の推移

(3) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移を表 3.3.6 及び図 3.3.4、図 3.3.5 に示します。

ごみ処理量は、平成 22 年度まで減少傾向がみられましたが、以降は増加傾向となっています。

ごみ処理経費は、処理量と同様に平成 21 年度まで減少傾向がみられましたが、以降は増減を繰り返しながら微増傾向となっています。

ごみ処理単価は、増減を繰り返しながら微増傾向がみられます。

表 3.3.6 ごみ処理経費の推移

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
ごみ処理量	(t/年)	64,726	64,765	62,551	61,977	59,337	59,977	60,365	60,994	62,242	63,371	
ごみ処理経費	人件費	(千円)	383,924	387,773	384,618	339,960	309,821	571,891	537,963	533,639	557,451	579,119
	処理費	(千円)	70,912	39,612	41,633	41,584	27,734	276,153	297,537	332,013	114,322	335,689
	収集・運搬	(千円)	15,418	15,418	14,931	12,568	12,491	35,115	43,993	43,677	57,894	60,295
	中間処理	(千円)	747	716	2,639	2,846	2,128	205,194	215,258	242,240	22,795	234,568
	最終処分	(千円)	54,747	23,478	24,063	26,170	13,115	35,844	38,286	46,096	33,633	40,826
	車両等購入費	(千円)	49,250	29,647	29,647	29,647	29,647	0	890	4,500	14,550	27,355
	委託費	(千円)	292,433	305,853	323,158	162,504	354,919	1,063,865	1,045,301	1,070,497	1,141,555	991,310
	組合分担金	(千円)	918,654	904,314	895,696	1,037,973	932,228	0	0	0	0	0
	その他	(千円)	78,855	88,222	66,456	5,174	8,842	0	0	0	0	0
	合計	(千円)	1,794,028	1,755,421	1,741,208	1,616,842	1,663,191	1,911,909	1,881,691	1,940,649	1,827,878	1,933,473
処理単価	(円/kg)	27.7	27.1	27.8	26.1	28.0	31.9	31.2	31.8	29.4	30.5	

※平成22年度までは旧西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査

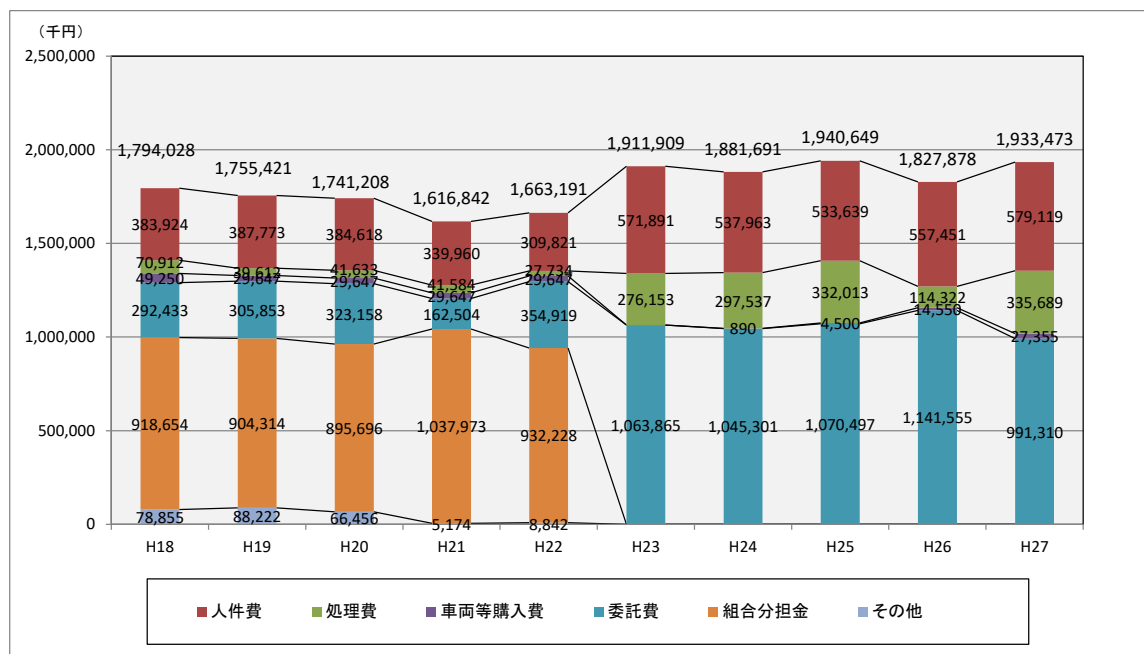


図 3.3.4 ごみ処理経費の推移

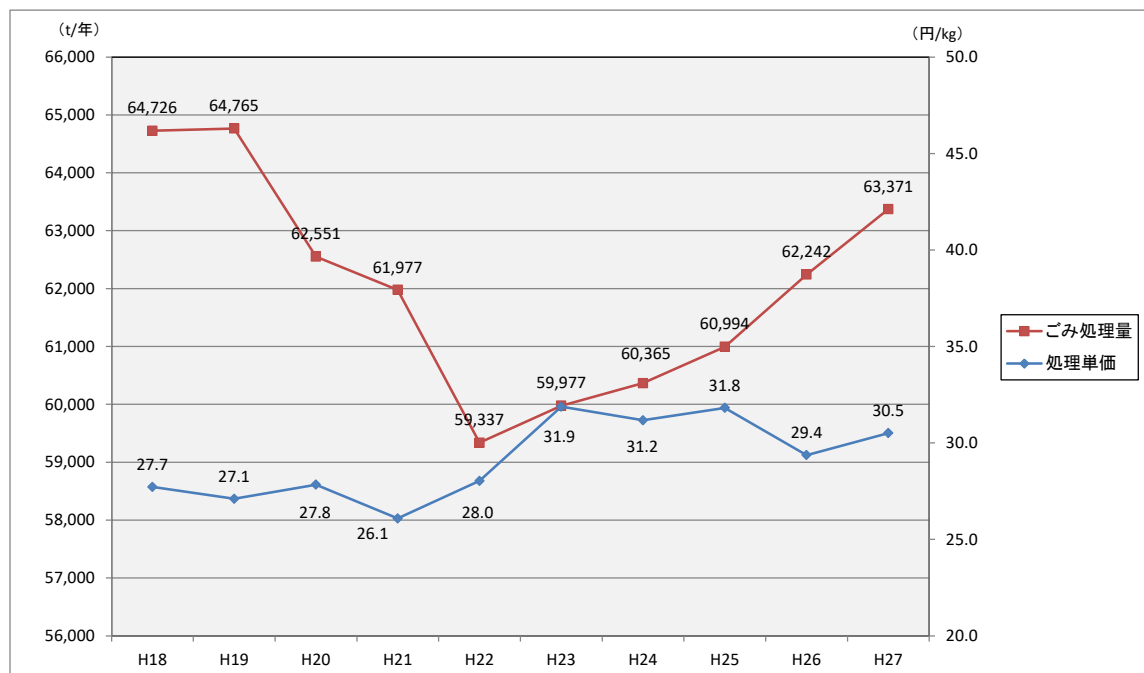


図 3.3.5 ごみ処理量及び処理単価の推移

第4章 問題点・課題の抽出

1. 排出抑制・資源化における課題

1.1 排出量の増加

(1) 家庭系ごみの排出抑制

家庭系ごみは、平成 23 年度までは減少傾向にありましたが、以降は増加傾向がみられます。また、リサイクル率及び集団回収率が減少していることから、資源物の分別が不十分であることが考えられます。ごみ質試験結果の割合をみると、紙類の占める割合が 40%以上と高いことから、紙類の分別を徹底することが排出量の削減に効果的であると考えられます。

また、三成分の割合をみると、水分の占める割合が 50%以上と高いことから、厨芥類の水切りが排出量の削減に効果があると考えられます。

(2) 事業系ごみの排出抑制

事業系ごみは、平成 22 年度まで減少傾向にあり、その後平成 25 年度までは横ばいで推移していましたが、平成 26 年度以降は増加傾向にあります。これは景気にやや回復の兆しがみられたことが影響していると考えられます。今後もゆるやかな景気の回復が見込まれるため、継続的な啓発・指導による排出抑制対策が必要と考えられます。

1.2 リサイクル率の低下

リサイクル率及び集団回収率は減少傾向にあり、平成 25 年度以降のリサイクル率は 15%を下回っています。また、集団回収率は、近隣の岡崎市や幸田町よりも低い値となっており、上述のように家庭系ごみ排出量の増加に繋がっている可能性が考えられます。よって、これまで以上に分別の徹底を市民及び事業者に求めていく必要があります。

2. 中間処理・最終処分場における課題

2.1 広域化処理の検討

西尾市クリーンセンター（焼却施設）は、稼働開始から 16 年が経過しており、施設の老朽化への対応等について検討する必要がありますが、その際には第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画において提言されている「岡崎西尾ブロック」によるごみの広域化処理を検討する必要があります。

現在も「岡崎西尾ブロック」に含まれている岡崎市及び幸田町と広域化処理についての検討を進めていますが、今後は建設候補地等、さらに具体的な検討に入っていく必要があります。

2.2 最終処分場の適正な維持管理

佐久島地区一般廃棄物最終処分場の閉鎖に伴い、本市の保有する最終処分場は 4 つとなりました。最終処分場の確保に苦慮する自治体も多いなか、複数の最終処分場を確保できていることは本市の強みでもあります。ごみ処理経費削減等のため、今後も計画的な埋立処分により、適正な維持管理を継続していく必要があります。

また、最終処分場の延命化及び環境負荷低減のため、ごみの発生抑制、減量化・資源化を推進して埋立量の低減を図る必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針の設定

計画策定の趣旨や本市におけるごみ処理の現状を踏まえ、計画策定時に「基本方針」「基本理念」を設定しています。

「基本方針」「基本理念」を再度確認し、新たな目標設定及び目標設定のための施策検討を行います。

1.1 基本理念

本計画策定時の基本理念である「安心して暮らせる循環型まちづくり・人づくり」を引き続き推進します。

環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するため、

- ① 限りある資源やエネルギーを有効活用する
- ② 市民、事業者及び市が連携・協働して発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rを推進する
- ③ 積極的な地域環境の保全やごみ減量の実践に努める

ことにより、「安心して暮らせる循環型まちづくり・人づくり」の実現を目指します。

<4Rの推進>

ごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らす意識を持つ事が大切です。必要以上にものを買わないようにすることや、まだ使えそうなものは捨てないという考え方が必要となります。

<Refuse（リフューズ）>・・・断る

ごみの量を減らすためにはごみの発生を回避する、つまり、ごみとなるものを家庭に持ち込まないという考え方です。

- ・マイバッグの持参
- ・過剰包装をやめる。

<Reduce（リデュース）>・・・減らす

将来ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていくという考え方です。

- ・必要なものを、必要な量だけ購入する。
- ・詰め替え商品の積極的購入

<Reuse（リユース）>・・・繰り返し使う

不要なものが出て、そのまま使えるならば繰り返し使用し、ものの寿命を最大限生かすという考え方です。

- ・ものをすぐ捨てないで、修理などをして繰り返し使う。
- ・フリーマーケット、バザーなどの活用

<Recycle（リサイクル）>・・・資源として再生利用する

リユースできないで、どうしても不要物（ごみ）になる場合には、大切な資源として活用できるように正しく分別して、資源として再生利用するという考え方です。

- ・資源になるものは、きちんと分別ルールに従って排出する。
- ・ものを買うときは再生紙を使った商品など、再生品を選んで資源の循環を図る。
- ・地区等の集団回収に協力する。

1.2 基本方針及び基本施策の設定

本計画における基本方針及び基本施策を以下のように設定します。

本計画策定時の基本方針に「食品ロスの削減」を新たに追加し、より効果的な施策等を検討していきます。

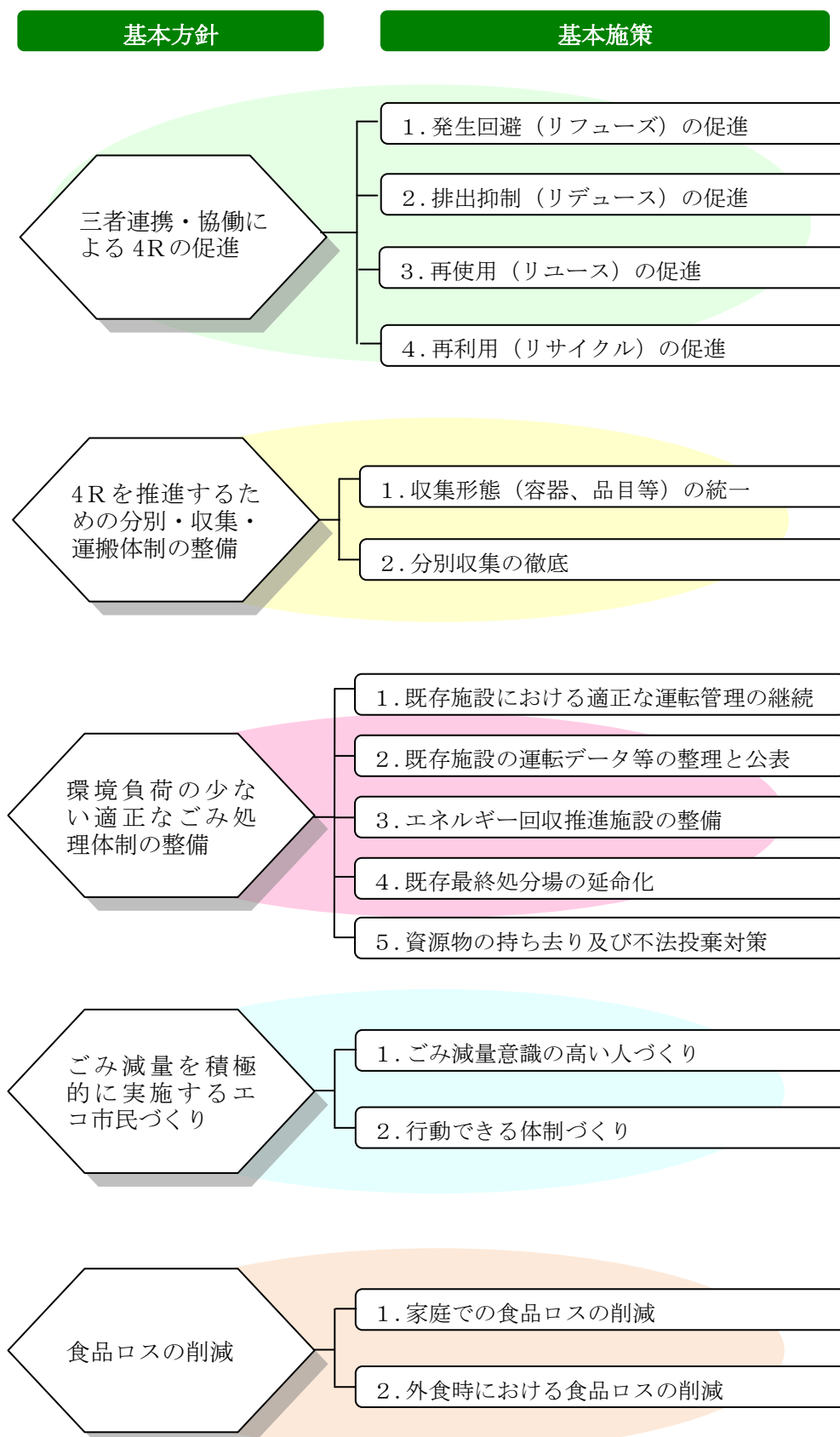


図 5.1.1 基本方針と基本施策

1.2.1 三者連携・協働による4Rの促進

資源化に対する市民の意識の向上が図られ、ごみ排出量、特に家庭系ごみの排出量については、発生抑制が順調に進んでいます。これをさらに推進するため、家庭におけるごみの発生を抑える取り組み（水切り、過剰包装の辞退、料理の適正量など）や、生ごみ処理機などへの補助促進、レジ袋有料化の拡大などにより、ごみ減量の意識をより高める必要があります。

市民、事業者及び市が行うべき役割と行動を明確にし、効率的かつ効果的な取り組みを推進します。

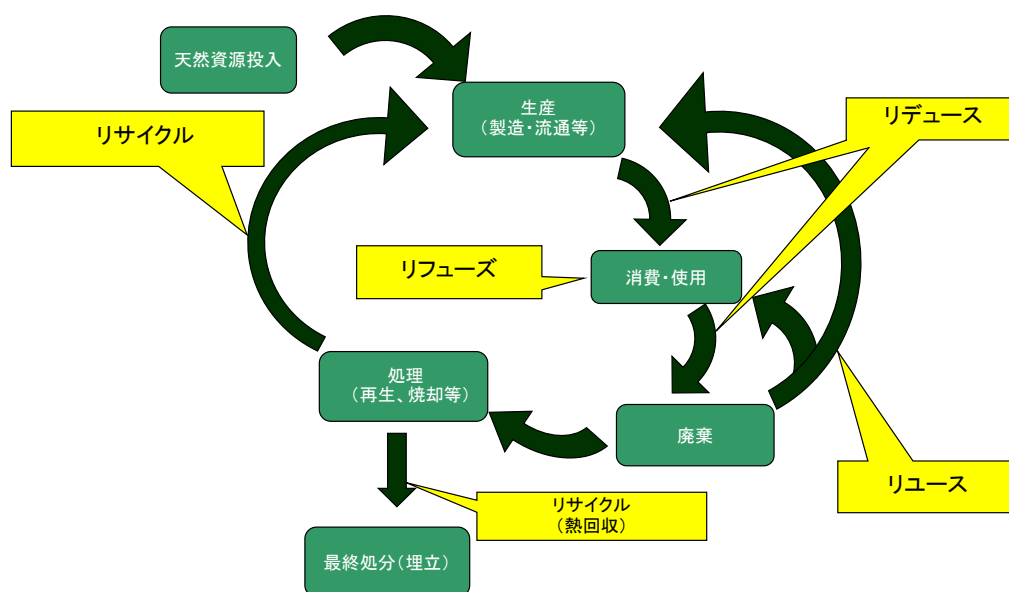


図 5.1.2 4Rを含めた資源化サークル

(1) 発生回避（リフューズ）の促進

買い物時にはマイバックを持参して、不要なレジ袋や紙袋、過剰包装等を辞退し、ごみになるものを家庭に持ち込まないことで、ごみの減量を図ります。

(2) 排出抑制（リデュース）の促進

詰め替え商品の購入や使い捨て商品なるべく買わないなど、ごみになるようなものは買う量や使う量を減らし、ごみの排出抑制を図ります。

(3) 再使用（リユース）の促進

ごみを削減するためには、排出抑制（リデュース）や再生利用（リサイクル）を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用した物をそのままの形で繰り返し使う再使用（リユース）が大切なことから、リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図っていきます。

(4) 再生利用（リサイクル）の促進

リサイクル活動は、天然資源の採取やごみ処理等に伴う環境負荷を低減し、資源を節約する有効な手段として位置付けられています。近年、資源の循環的利用が求められる中、町内会・子ども

も会・PTA等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われるほか、民間事業者による剪定枝・食品残渣・廃食用油などの新たな資源化への取り組みが始まっています。そのため、現在、民間レベルで展開されている回収ルートを活用するとともに、その拡大に向けて積極的に支援します。

1.2.2 4Rを推進するための分別・収集・運搬体制の整備

4Rを推進するためには、単に排出するごみを分別するだけでなく、ごみの排出時にしっかりと意識して実践できる仕組みづくりが大切です。日々の排出行動の根拠を動機付けできれば、生活全般におけるごみ減量活動の基礎となります。

(1) 収集形態（容器、品目等）の統一

西尾地区と三町地区では、一部収集形態が異なります。市民サービスの向上とより一層の減量化・資源化のために、市民の理解を得ながら統一します。

(2) 分別収集の徹底

容器包装リサイクル法等に対応したごみの分別化を実施し、広報・啓発等により周知徹底を図ります。

1.2.3 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の整備

環境に配慮した循環型社会の実現のため、ものがごみとして排出されることを抑制し、資源として有効に活用することや、収集運搬や最終処分などごみ処理の過程で発生する二酸化炭素（CO₂）やメタンガス（CH₄）などの温室効果ガスにも配慮することが重要です。

今後は、ごみを適正に処理するだけでなく、収集から焼却・資源化・埋立の過程において、できる限り環境への負荷を低減することへの配慮が必要です。

(1) 既存施設における適正な運転管理の継続

既存施設の適正な運転管理体制を維持することにより、施設の延命化を図ります。

(2) 既存施設の運転データ等の整理と公表

既存施設の運転管理データを整理し、定期的に市民へPRすることにより、環境意識の向上を図り、信頼される施設として位置づけることが必要です。

(3) エネルギー回収推進施設の整備

西尾市クリーンセンターでは発電、余熱利用を行っており、新しいごみ処理施設においても、ごみ焼却処理広域化計画を踏まえて、より高効率な処理施設の整備を検討します。

(4) 既存最終処分場の延命化

既存の最終処分場の残余容量を把握し、その延命化を図ります。

1.2.4 ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくり

循環型社会づくりを進めるためには、市民、事業者及び市等の各主体が、自主的かつ積極的に4Rの取り組みを推進していくことが基本になります。各主体の取り組みだけでは目的の達成が困難な場合が多くあることから、市民、事業者、市及び環境活動団体等がパートナーシップのもとに相互に連携しながら取り組みが進められるようにならなければなりません。

そのため、循環型社会づくりに向けた各種情報の提供、ごみについて学ぶ機会の充実等によって各主体の関心と活動意欲を高め、連携が促進されるための人づくりを目指します。

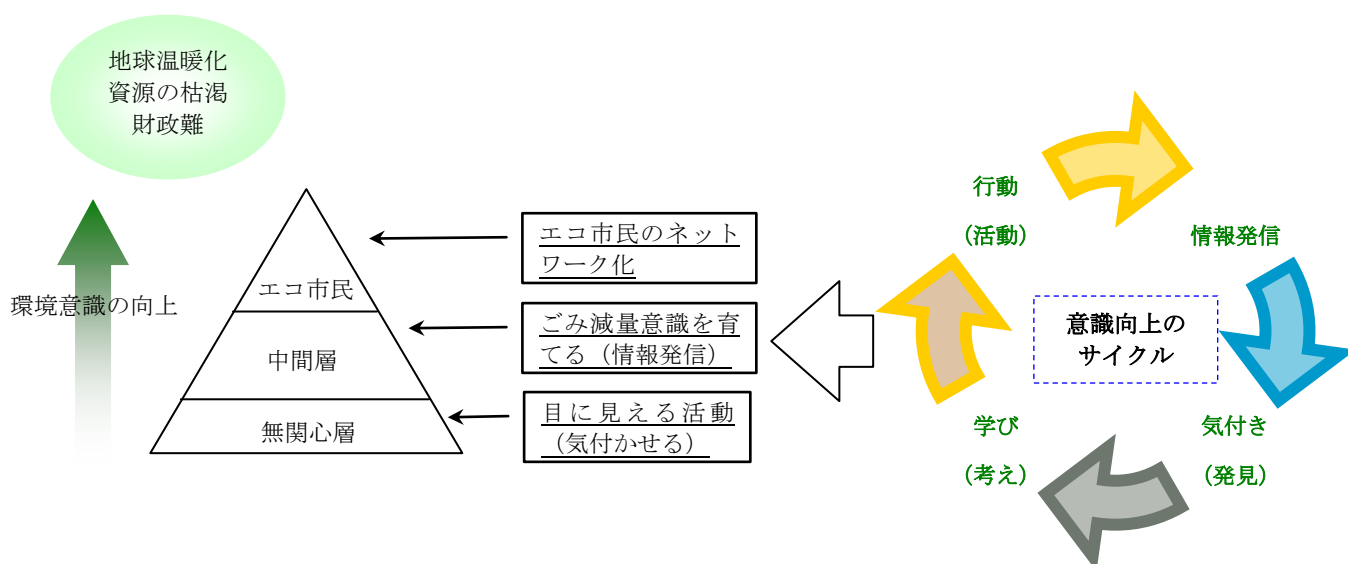


図 5.1.3 エコ市民づくり模式図

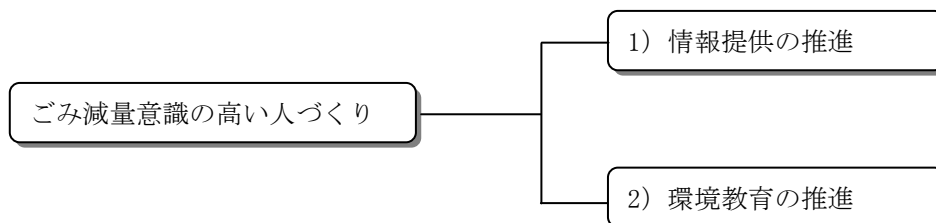
(1) ごみ減量意識の高い人づくり

本市においても、環境を守りごみを減量しようとする意識の高い人が多く在住し、循環型の社会構築に貢献する活動を常に心がけ、活動しています。

しかし、まだごみ減量意識に目覚めていない市民も多く、これらの人たちがごみ減量意識に目覚めるためには、わかりやすく、有益な情報が市民に確実に届くことが必要です。様々なメディアや方法を用いてごみ減量情報を提供することで、少しでもごみ問題に触れる人を増やすことが重要です。

また、ごみ減量活動に取り組むことを子供の頃から学び、体験することで、ごみについての知識のある人が増加します。子供達ばかりでなく、親や地域の人たちもごみについて学ぶことでごみ減量の大切さを理解することが出来ます。

このように、ごみ情報の提供と教育の推進を図ることで、市民のごみ減量意識を向上させ、循環型社会の実現を目指します。



1) 情報提供の推進

市民自らがごみ減量活動に取り組むためには、市民の参加を推進し、問題に気付き、学び、行動することが求められます。

そのため、自然環境やごみ問題がどのようになっているのか、現状を伝え、関心を高めるとともに、どのような取り組みが有効かなどを適切に伝えることで、「知っている」から「できる」人を増やします。

2) 環境教育の推進

ものや自然を大切にし、思いやる心の豊かさを市民が育むには、自然とふれあい、ごみ問題が身近な問題であると学習できる機会をできるだけ多く提供することが必要です。

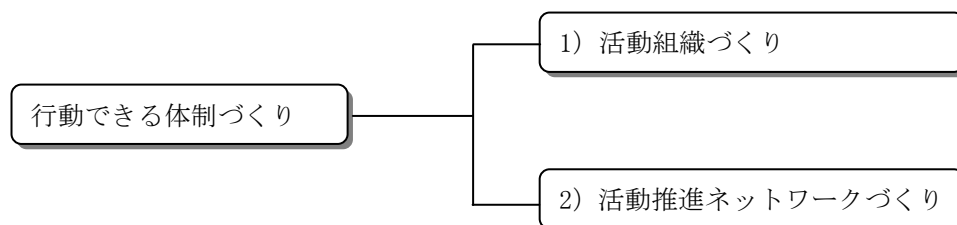
ごみの学習を通じて、ごみ問題に関心を持った人の輪を広げ、積極的にごみ減量を推進していきます。

(2) 行動できる体制づくり

ごみに対する意識の高い市民は、活動目的が同じ人たちで構成されるごみ減量活動団体で活動しています。

各団体の活動を継続させるとともに、活動の方向を集約しサポートして、基本計画の実行を担う組織を育成します。代表的なごみ減量活動団体と調整をとって、活動をサポートする組織の構築を図ります。

市民が中心となったごみ減量活動を、事業者と市の協働、連携により進めることで、ごみ減量意識の高い市民を増加させ、循環型社会の形成を目指します。



1) 活動組織づくり

本市には、多くの環境活動団体やごみ問題意識の高い人たちが、ごみの減量やリサイクル推進などの活動を行っていますが、中核となる組織は存在せず、現状ではそれぞれの団体が個別に活動を展開しています。

これまで各自で活動していた団体の連携を図るとともに、その活動の輪を広げていくことで、より多くの団体や個人の参加、市民のごみ減量意識向上につながることを期待されます。

そのためには、現在のごみ減量意識が高い人たちを中心に、本計画に示す行動指針を推進し、様々なごみ減量活動を牽引する組織の設立を目指します。

2) 活動推進ネットワークづくり

循環型社会の形成の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携し、立場に応じた取り組みを確実に推進することが求められます。そのためには、各主体の中で、どのように活動をサポートし、輪を広げていくかが重要になります。

先述した活動組織や環境活動団体とともに、組織的に活動を推進するネットワークをつくり、互いに協力しながら組織から個々へと活動の輪を広げることを目指します。

1.2.5 食品ロスの削減

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

世界で約 9 億人の人々が栄養不足状態にある中で、我が国では、「食品ロス」が年間 500～800 万 t 発生しています。現在、国、地方自治体、NPO 団体等が中心となって食品ロス削減に向けた運動が展開されていますが、まだまだ「食品ロス」は多く残っているのが現状です。例えば、家庭における 1 人当たりの食品ロスは、1 年間で 24.6kg と試算されており、これは茶碗 1 杯分のごはんを 150 g と仮定すると、164 杯分に相当します。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮、さらには道徳的な観点からも、「食品ロス」を削減することが必要です。

しかし、まだまだ食品ロスの現状について認識されていないという現状があり、まずは食品ロスについて知ってもらい、次に削減のためにどのような方法があるかということを普及啓発していくことが必要です。

(1) 家庭での食品ロスの削減

食材を捨てなくてすむ買い方や料理の工夫を市民に知っていただき、食品ロスの発生抑制に努めます。

(2) 外食時における食品ロスの削減

飲食業を営む事業者に、大型生ごみ処理機の導入等、燃やすごみとして排出されている生ごみの資源化への協力をお願いしていきます。

また、小サイズの設定等、食べ残しが出にくいメニューの設定をお願いし、市民にはそのようなメニューの利用を推奨していきます。

2. 人口の将来予測

2.1 予測の方法

平成 26 年 11 月に本市が「西尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」で示している将来人口推移を基に、人口の将来予測を行いました。

「西尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」で示された平成 27 年度の将来予測人口は、166,306 人となっています。一方、平成 27 年 10 月 1 日における本市の人口（実際の人口）は、170,409 人であるため、予測と実際の人口には 4,103 人の差があります。

そこで、「西尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」の将来予測人口に 4,103 人を加えて補正を行いました。なお、「西尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」で示されている将来予測人口は 5 年ごとであるため、予測値のない年度については、補間法により人口を求めました。

<補間法>

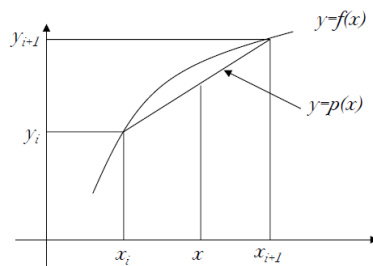
数学で、関数において、二つ以上の点での関数値が知られているとき、その間の任意の点に対する関数値あるいは近似値を求める方法のことです。内挿法とも言います。

補間法にもいくつかの方法がありますが、ここでは線形補間法（一次補間）を用いています。

上の2点 $(x_i, y_i), (x_{i+1}, y_{i+1})$ が与えられた時、
任意の点 x に対して、 $f(x)$ の近似値 $p(x)$ を
この2点を直線で結んだ x の一次関数として求める方法

$$\frac{y - y_i}{x - x_i} = \frac{y_{i+1} - y_i}{x_{i+1} - x_i}$$

$$\begin{aligned} y &= \frac{y_{i+1} - y_i}{x_{i+1} - x_i} (x - x_i) + y_i \\ &= \frac{(y_{i+1} - y_i)(x - x_i) + y_i(x_{i+1} - x_i)}{x_{i+1} - x_i} \\ &= \frac{y_{i+1}x - y_i x - y_{i+1}x_i + y_i x_{i+1}}{x_{i+1} - x_i} \\ &= \frac{-y_i(x - x_{i+1}) + y_{i+1}(x - x_i)}{x_{i+1} - x_i} \end{aligned}$$



$$\therefore p(x) = \frac{y_i(x - x_{i+1}) - y_{i+1}(x - x_i)}{x_i - x_{i+1}}$$

参考：奈良女子大学理学部HP

2.2 予測結果

前記の方法により求められた本市の人口の予測結果を表 5.2.1 及び図 5.2.1 に示します。

本市の人口は、平成 27 年度までは微増傾向にありましたが、以降は徐々に減少傾向に移ると予測されます。

表 5.2.1 人口の予測結果

年度	人口	備考
平成18年度	166,666	実績値
平成19年度	168,247	
平成20年度	169,351	
平成21年度	168,989	
平成22年度	169,100	
平成23年度	169,450	
平成24年度	170,036	
平成25年度	169,889	
平成26年度	170,166	
平成27年度	170,409	
平成28年度	170,248	
平成29年度	170,087	
平成30年度	169,926	
平成31年度	169,765	
平成32年度	169,603	
平成33年度	169,283	
平成34年度	168,963	
平成35年度	168,643	
平成36年度	168,323	
平成37年度	168,003	
平成38年度	167,623	

※平成27年度までの人口（実績値）は、各年10月1日現在

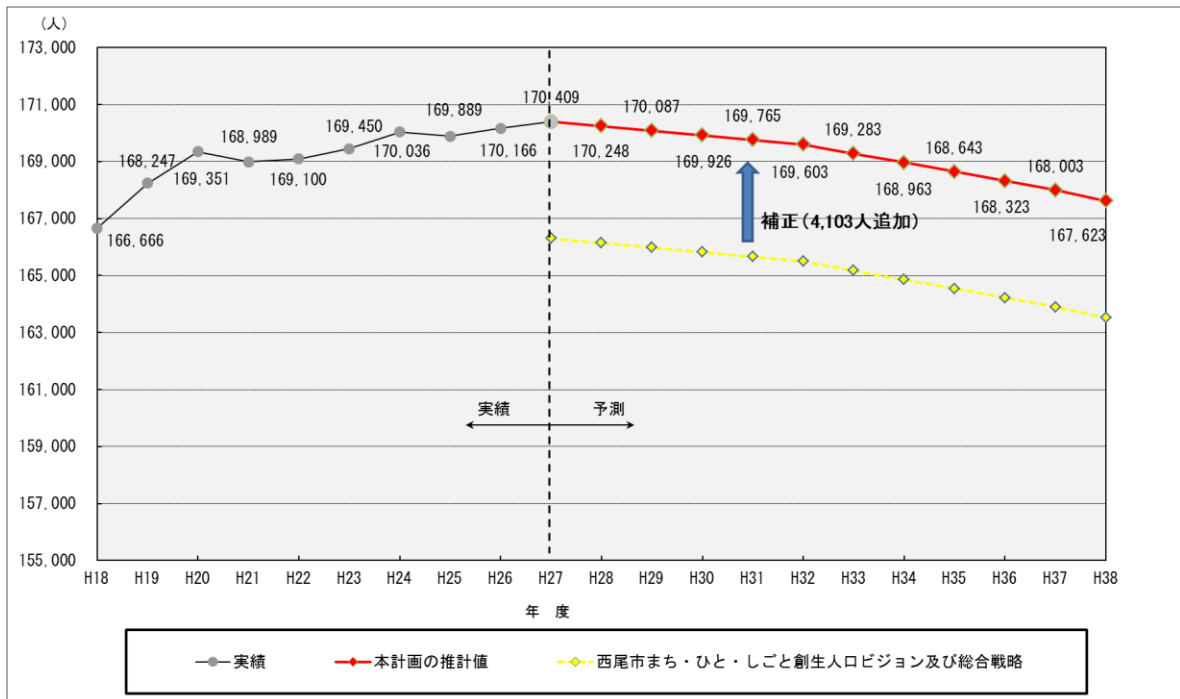


図 5.2.1 人口の予測結果

3. ごみ発生量の予測（現状推移）

計画目標年次までの期間に減量すべきごみの量や処理すべき計画処理量を求めるため、ごみ発生量及び処理量の将来予測を行います。

ここでは現状のごみ処理状況がこのまま継続されるものとして、将来のごみ発生量を予測しました。

3.1 予測の考え方及び予測方法

現状案の予測については、過去 5 年間の実績値に基づき、トレンド法により行います。

なお、予測に必要な将来予測人口は、「2.人口の将来予測」の予測結果を使用しました。

<トレンド法>

過去の動態に基づいて、数学的手法により将来を予測する方法です。

時間の経過に従って変化する増減を一定の規則性をもつ傾向線として、近似的に一次傾向線、二次傾向線、対数曲線、べき曲線等によって数式モデル化して延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を定量的に把握する予測法であり、人口及びごみ量の推計に用いられています。仮定される数式モデルは、次のようなモデルが挙げられます。

本計画では次に挙げる 6 種類の回帰式を求め、最も適した回帰式を採用することとしました。

推計式	名称	傾向及び特徴
$Y = a \cdot X + b$	一次傾向線 (直線式)	最も単純な式で、推計としての使用頻度が高い式です。過去の実績が漸増・漸減している場合に良く適合しますが、予測結果が過大になる場合もあります。
$Y = a / X + b$	分数	予測結果は曲線を描いて収束していくことから、他の予測式と比較して変化率が低くなる傾向があります。
$Y = a \cdot X^b$	べき曲線	実績値が増加し続ける条件で最もあてはまりが良いとされており、人口推計等に多く用いられています。
$Y = a \cdot \log X + b$	自然対数	予測結果は曲線を描いて収束し、一次傾向線より低い伸びで推移する傾向を示します。
$Y = a \cdot b^X$	一次指数曲線	過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いとされていますが、式の特性上、数値が急激に変化する場合があります。
$Y = k / [1 + e^{(a + b X)}]$	ロジスティック 回帰曲線式	人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関係する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。

3.2 予測結果

ごみ総排出量の予測結果を表 5.3.1 及び図 5.3.1 に、発生原単位を表 5.3.2 及び図 5.3.2 に示します。

総排出量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 24 t 減少すると予測されます。

一方、発生原単位は増加し、平成 38 年度には平成 27 年度から 17.35 g/人・日増加すると予測されます。よって、総排出量の減少は、人口の減少に起因しているものと考えられます。

各項目の増減を以下に記載します。

表 5.3.1 ごみ総排出量の予測結果

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度
計画処理区域人口(人)	人	170,409	170,248	170,087	169,926	169,765	169,603	169,283	167,623
総排出量	t/年	66,407	66,374	66,401	66,456	66,490	66,523	66,514	66,383
家庭系ごみの排出量	t/年	45,394	45,339	45,358	45,378	45,390	45,398	45,371	45,130
可燃ごみ	t/年	34,006	34,002	34,005	34,007	34,001	33,995	33,958	33,758
不燃ごみ	t/年	2,237	2,181	2,181	2,182	2,182	2,183	2,182	2,169
粗大ごみ	t/年	4,513	4,525	4,549	4,573	4,598	4,621	4,642	4,678
その他ごみ (乾電池・蛍光灯)	t/年	69	69	69	69	69	69	69	68
資源物	t/年	4,569	4,562	4,554	4,547	4,540	4,530	4,520	4,457
事業系ごみの排出量	t/年	17,977	18,014	18,036	18,086	18,123	18,162	18,198	18,397
可燃ごみ	t/年	15,918	15,940	15,962	15,983	16,005	16,028	16,049	16,159
不燃ごみ	t/年	38	37	37	37	37	37	37	33
粗大ごみ	t/年	1,765	1,781	1,781	1,810	1,825	1,840	1,854	1,942
資源物	t/年	256	256	256	256	256	257	258	263
集団回収量	t/年	3,036	3,021	3,007	2,992	2,977	2,963	2,945	2,856

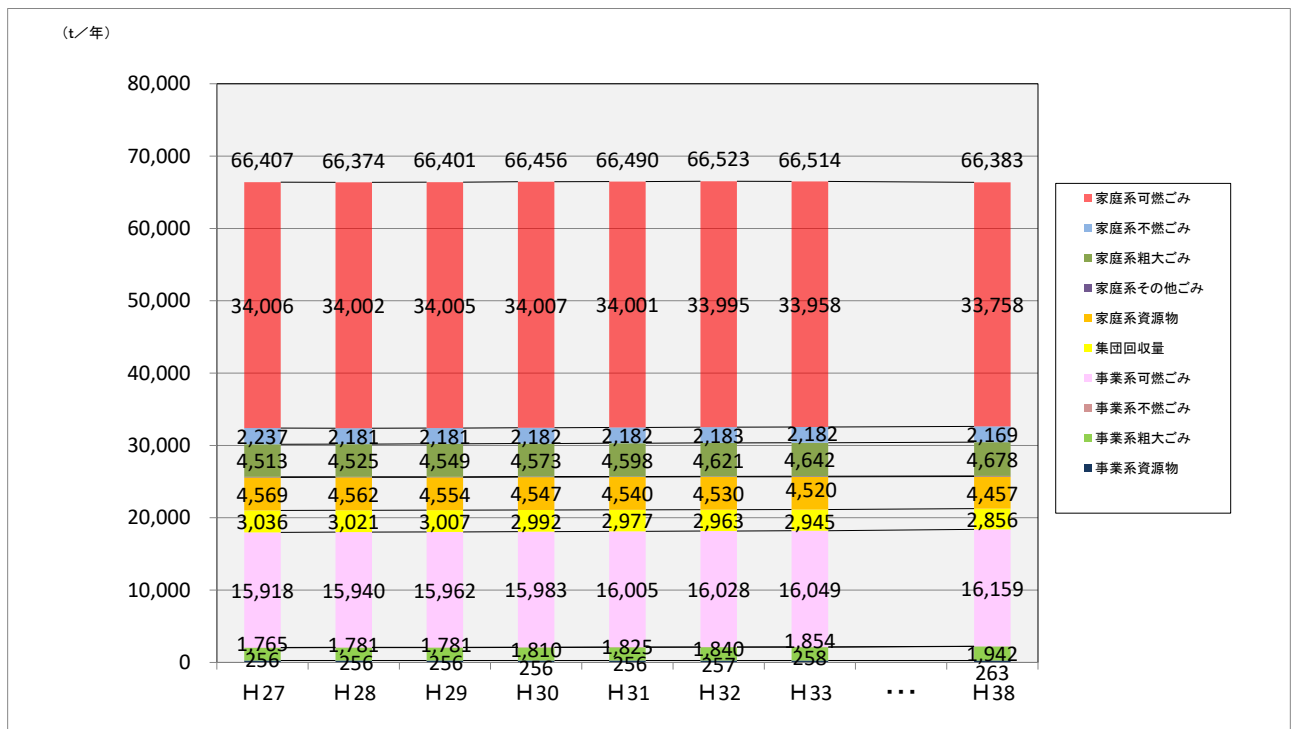


図 5.3.1 ごみ総排出量の予測結果

表 5.3.2 発生原単位の予測結果

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度	
人口	人	170,409	170,248	170,087	169,926	169,765	169,603	169,283	167,623	
1人1日当たりの排出量	家庭系ごみ	g/人・日	729.82	729.50	730.50	731.48	732.36	733.23	734.11	737.50
	収集ごみ	g/人・日	613.48	612.88	613.27	613.64	614.03	614.41	614.80	616.73
	可燃ごみ	g/人・日	517.03	517.46	517.89	518.32	518.75	519.18	519.61	521.79
	不燃ごみ	g/人・日	20.21	19.35	19.35	19.35	19.35	19.35	19.35	19.35
	粗大ごみ	g/人・日	1.67	1.68	1.69	1.70	1.71	1.72	1.73	1.77
	資源物	g/人・日	73.46	73.28	73.23	73.16	73.11	73.05	73.00	72.71
	その他ごみ (乾電池・蛍光管)	g/人・日	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11
	直接搬入ごみ	g/人・日	116.02	116.62	117.23	117.84	118.33	118.82	119.31	120.77
	可燃ごみ	g/人・日	29.61	29.73	29.85	29.97	29.97	29.97	29.97	29.97
	不燃ごみ	g/人・日	15.71	15.75	15.79	15.83	15.87	15.91	15.95	16.10
	粗大ごみ	g/人・日	70.69	71.14	71.59	72.04	72.49	72.94	73.39	74.70
集団回収	g/人・日	48.81	48.62	48.43	48.24	48.05	47.86	47.67	46.68	
1日当たりの排出量	事業系ごみ	t/日	49.25	54.23	54.29	54.51	54.65	54.79	54.93	55.70
	可燃ごみ	t/日	43.61	43.67	43.73	43.79	43.85	43.91	43.97	44.27
	不燃ごみ	t/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09
	粗大ごみ	t/日	4.84	4.88	4.88	4.96	5.00	5.04	5.08	5.32
	資源物	t/日	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70
合計	g/人・日	1,067.65	1,068.13	1,069.57	1,071.47	1,073.04	1,074.60	1,076.48	1,085.00	

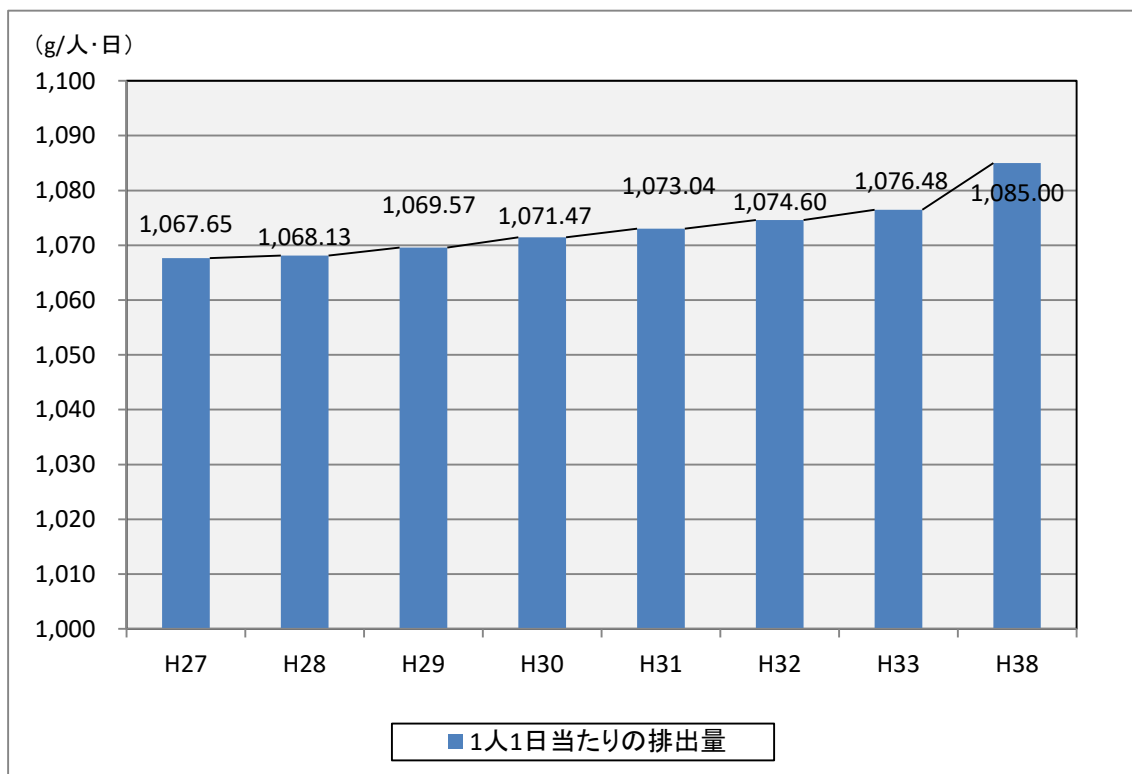


図 5.3.2 発生原単位の予測結果

(1) 家庭系ごみの発生量

家庭系ごみ発生量（資源物を除く）の予測結果を図 5.3.3 に示します。

家庭系ごみの発生量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 152 t 減少すると予測されます。

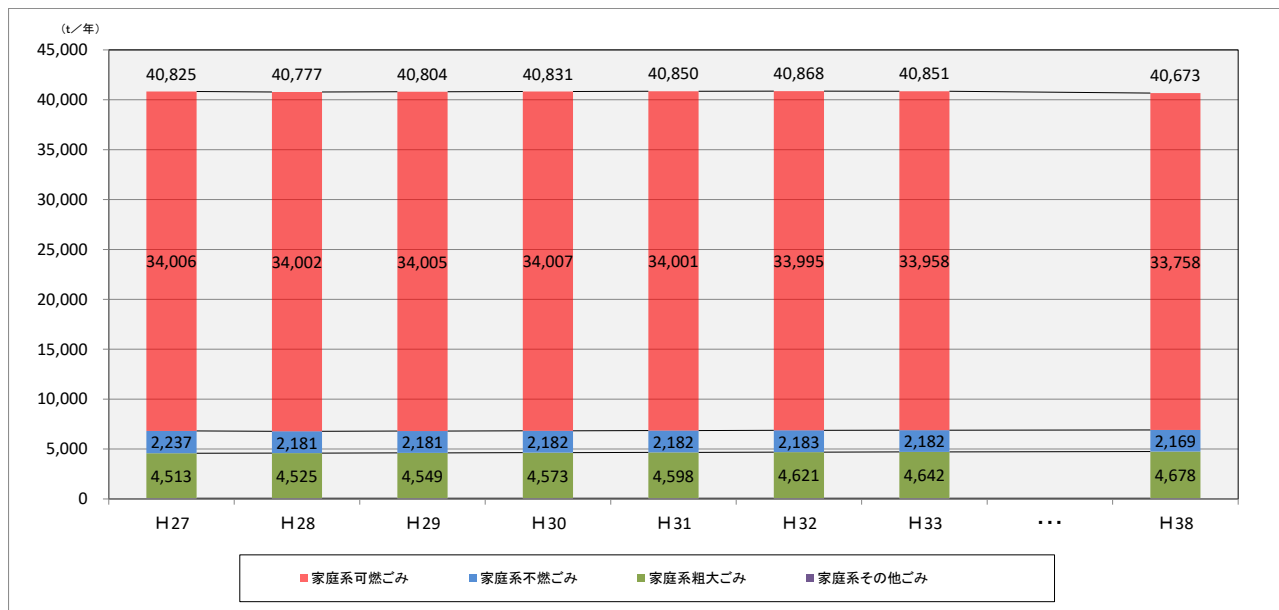


図 5.3.3 家庭系ごみ発生量の予測結果

(2) 資源物量

資源物量の予測結果を図 5.3.4 に示します。

資源物量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 105 t 減少すると予測されます。

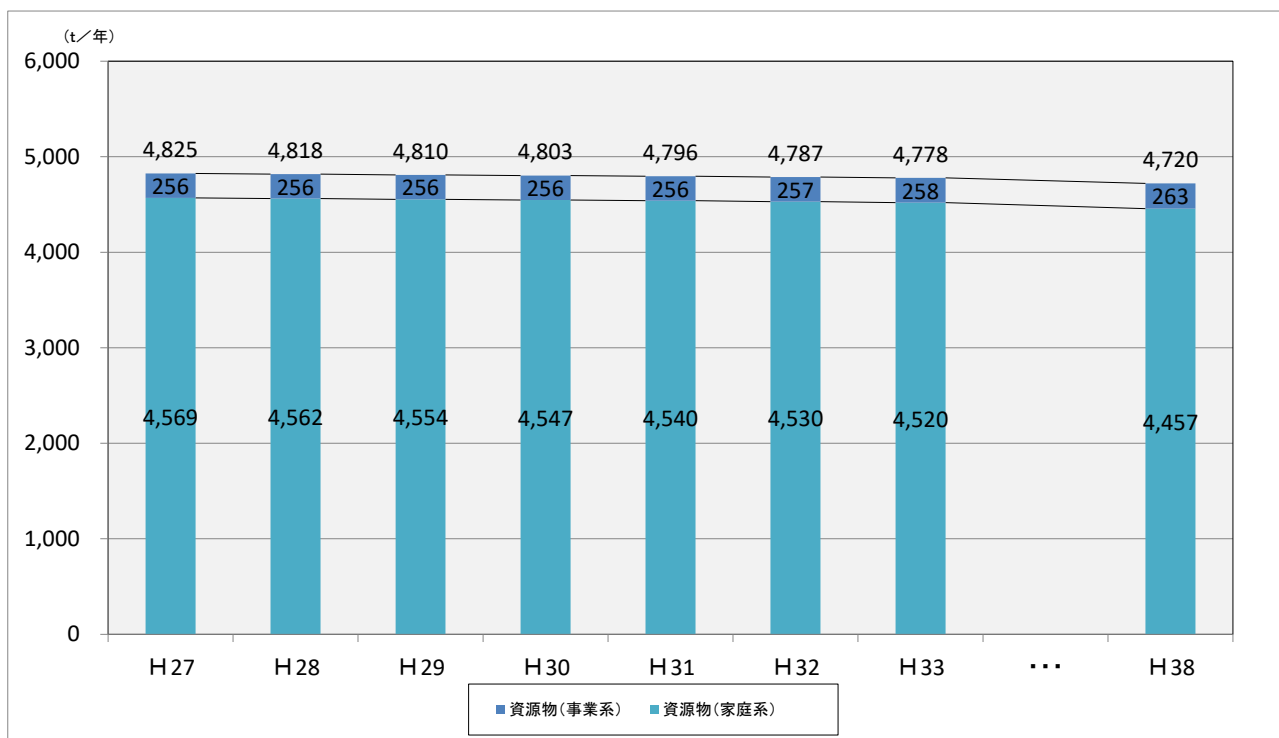


図 5.3.4 資源物量の予測結果

(3) 事業系ごみの発生量

事業系ごみ発生量（資源物を除く）の予測結果を図 5.3.5 に示します。

事業系ごみの発生量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 413 t 増加すると予測されます。

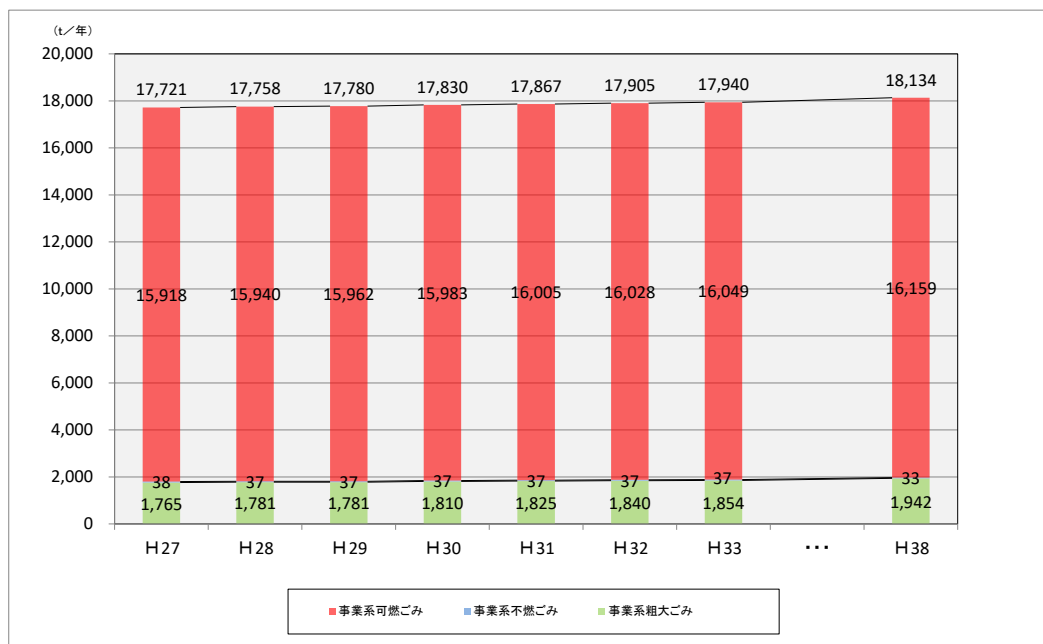


図 5.3.5 事業系ごみ発生量の予測結果

(4) 集団回収量

集団回収量の予測結果を図 5.3.6 に示します。

集団回収量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 180 t 減少すると予測されます。

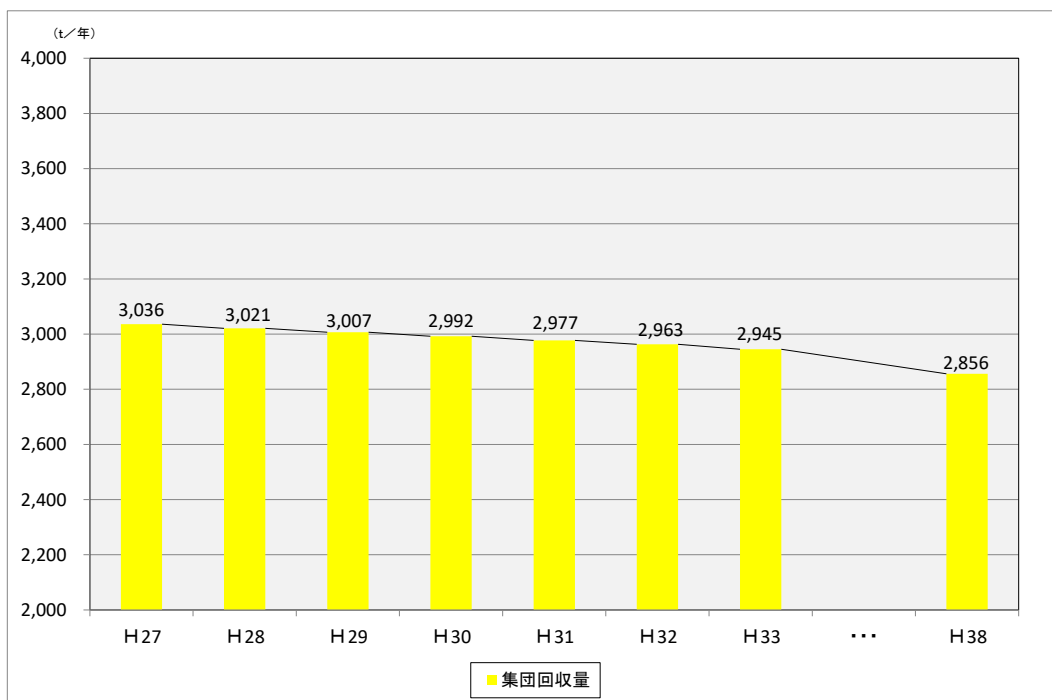


図 5.3.6 集団回収量の予測結果

(5) 収集・運搬量の予測

収集・運搬量の予測結果を表 5.3.3 及び図 5.3.7 に示します。

収集・運搬量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 417 t 減少すると予測されます。

表 5.3.3 収集運搬量の予測結果

単位：t/年

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度
収集・運搬	38,158	38,092	38,081	38,069	38,058	38,043	37,998	37,741
可燃ごみ	32,159	32,155	32,152	32,148	32,144	32,140	32,106	31,924
不燃ごみ	1,257	1,202	1,201	1,200	1,199	1,198	1,196	1,184
粗大ごみ	104	104	105	105	106	106	107	108
資源物	4,569	4,562	4,554	4,547	4,540	4,530	4,520	4,457
その他ごみ (乾電池・蛍光管)	69	69	69	69	69	69	69	68

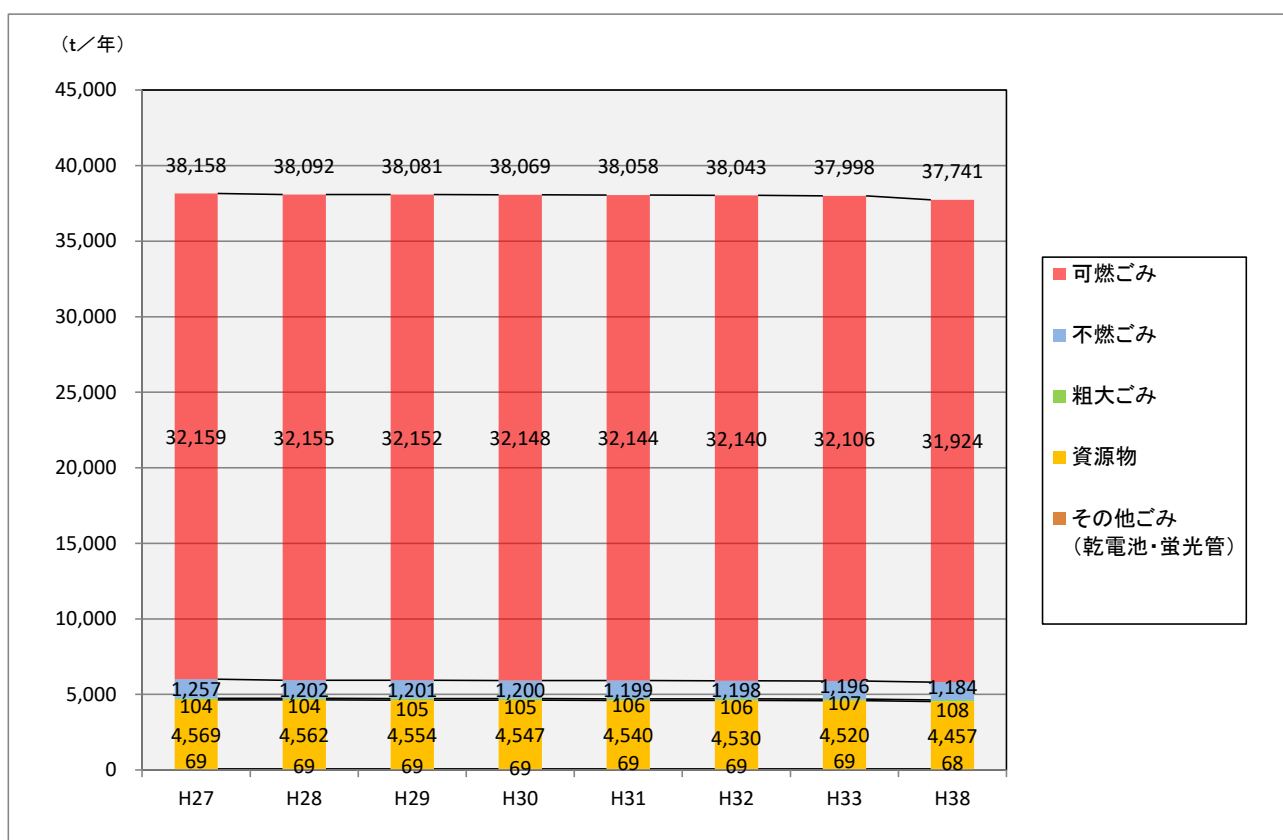


図 5.3.7 収集運搬量の予測結果

(6) 中間処理量の予測

中間処理量の予測結果を表 5.3.4 及び図 5.3.8 に示します。

中間処理量は、平成 38 年度には平成 27 年度から 272 t 増加すると予測されます。なお、これまで市の施設で行っていた廃食用油の燃料化は、平成 29 年度から民間の資源化施設において行います。

表 5.3.4 中間処理量の予測結果

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度
中間処理		60,788	60,826	60,864	60,938	60,991	61,043	61,058	61,060
焼却処理	焼却処理	55,924	55,968	56,015	56,088	56,140	56,193	56,209	56,238
	直接焼却	55,671	55,715	55,762	55,835	55,887	55,940	55,956	55,985
	処理残渣(リサイクル施設)	253	253	253	253	253	253	253	253
焼却以外の中間処理(ごみ焼却施設分を除く)		4,864	4,858	4,849	4,850	4,851	4,850	4,849	4,822
焼却以外の中間処理(ごみ焼却施設分を除く)	資源化施設	4,599	4,595	4,595	4,596	4,596	4,596	4,595	4,568
	堆肥化施設	256	254	254	254	254	254	254	254
	燃料化施設	9	9	0	0	0	0	0	0

単位：t/年

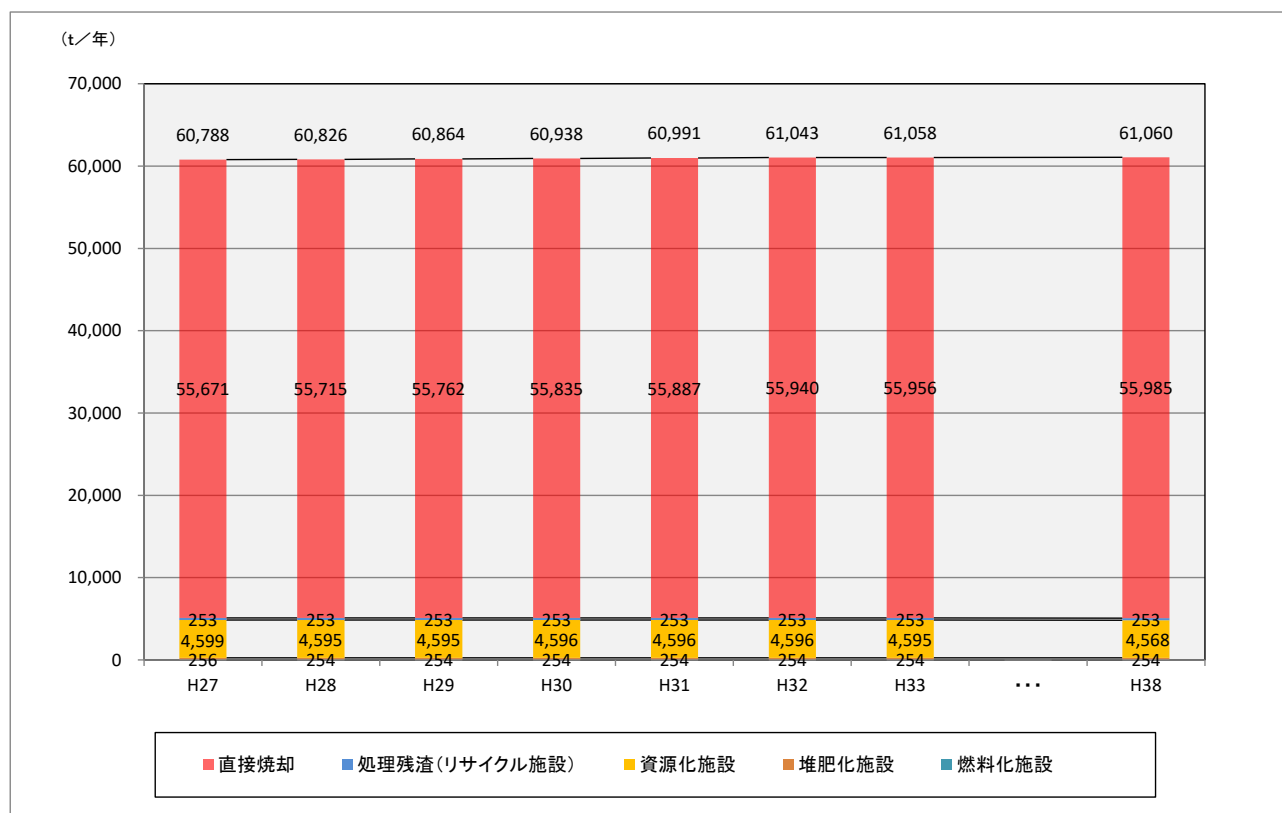


図 5.3.8 中間処理量の予測結果

(7) 最終処分量の予測

最終処分量の予測結果を表 5.3.5 及び図 5.3.9 に示します。

最終処分量は、ほぼ横ばいで推移し、平成 38 年度には平成 27 年度から 35 t 増加すると予測されます。

表 5.3.5 最終処分量の予測結果

単位：t/年

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成38年度
最終処分量	7,893	7,898	7,904	7,913	7,920	7,926	7,928	7,928
直接最終処分	574	574	574	574	575	575	575	574
処理残渣の埋立	7,319	7,324	7,330	7,339	7,345	7,351	7,353	7,354
焼却残渣の埋立	6,811	6,816	6,822	6,831	6,837	6,844	6,846	6,849
処理残渣の埋立	508	508	508	508	508	508	508	505

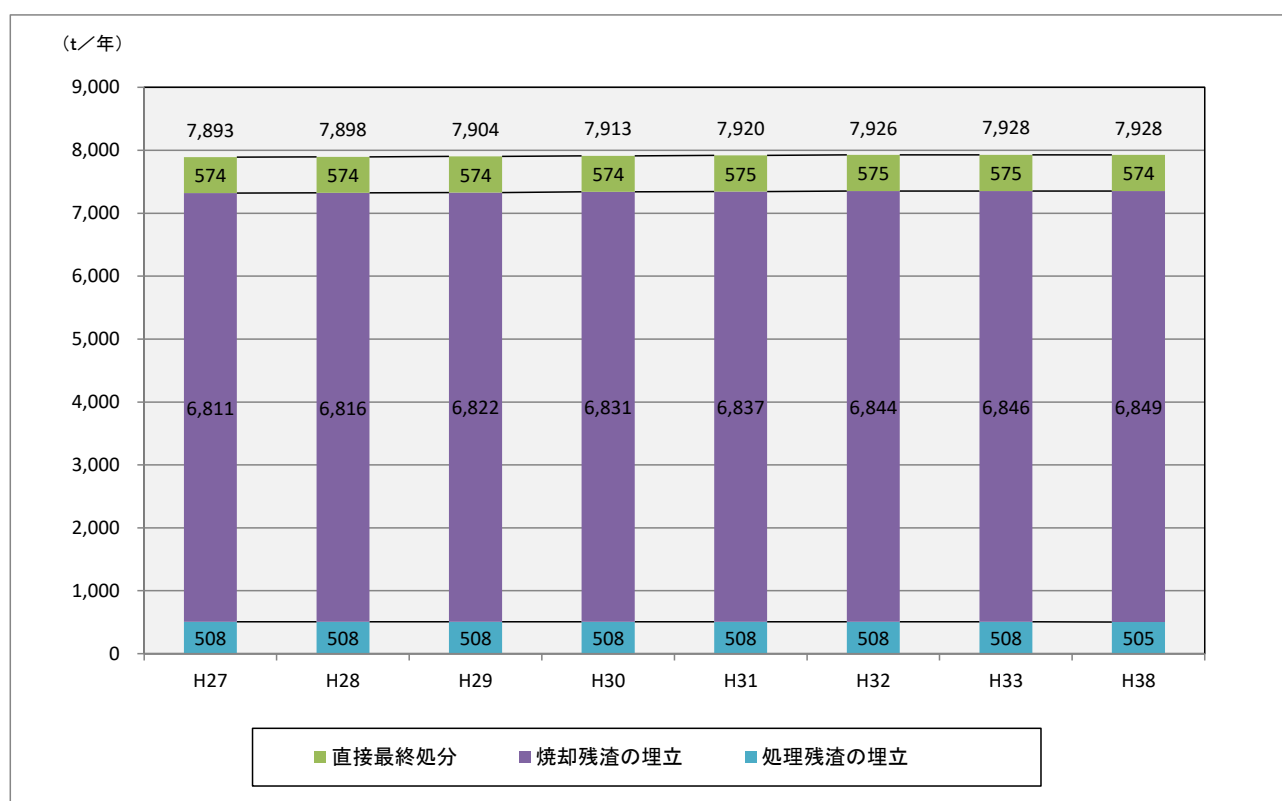


図 5.3.9 最終処分量の予測結果

4. 目標の達成状況

本計画における目標の達成状況を表 5.4.1 に示します。

目標値の項目について、1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) は、ごみ総排出量を、人口及び1年間の日数 (365日) で除した値です。値が少ないほど良く、ごみの総排出量を減らすことで値が減少します。

処理しなければならない1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) は、総排出量から資源物 (集団回収分を含む) を除いた量を、人口及び1年間の日数 (365日) で除した値です。値が少ないほど良く、資源物以外のごみ排出量を減らすか、資源化量を増加することで値が減少します。

処理しなければならない家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) は、家庭系ごみ総排出量から資源物 (集団回収分を含む) を除いた量を、人口及び1年間の日数 (365日) で除した値です。値が少ないほど良く、家庭系ごみの排出量を減らすことで値が減少します。

リサイクル率 (%) は、資源化量を総排出量で除した値です。値が大きいほど良く、総排出量を減らすか、資源化量を増やすことで値が増加します。

上記の4つの項目について、平成27年度の実績値をみると、計画策定時に定めた平成27年度の目標 (中間目標) を達成することはできませんでした。これは、計画策定時には減少すると予測されていた将来推計人口が予測に反して増加したことに加え、景気の回復によるごみ排出量の増加が影響していると考えられます。

また、リサイクル率減少の要因としては、資源物の多くを占める紙類では、家庭で読まれる新聞、雑誌自体が減っていることと、民間業者による戸別収集が影響していると考えられます。

本市の人口は今後緩やかな減少傾向に転ずると予測されていますが、現状のままでは平成38年度の目標達成は非常に困難と考えられるため、現状や今後本市が実施する施策の効果等を考慮した、現実的な目標値への変更を行う必要があります。

表 5.4.1 目標の達成状況

項目	実績値		目標値		達成率	
	平成22年度	平成27年度	平成27年度	平成38年度	平成27年度	平成38年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,032	1,068	1,020	900	95.5%	84.3%
処理しなければならない 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	876	941	720	670	76.5%	71.2%
処理しなければならない 家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	604	656	435	420	66.3%	64.0%
リサイクル率 (資源化率) (%)	17.0	13.5	23.4	26.0	残9.9 ポイント	残12.5 ポイント

5. 施策の効果を見込んだごみ発生量の予測

新たな目標値設定のため、今後本市が実施する予定の施策及び施策の効果を検証します。

5.1 実施する施策及び施策の効果

(1) 実施する施策

実施する施策は、以下のとおりとします。

- 1) 剪定枝のリサイクル
- 2) 小型家電分別収集の拡大
- 3) 食品ロスに関する施策
- 4) 水切り運動等の施策
- 5) 紙類の分別率向上に関する施策

(2) 施策の効果等の設定

実施する施策の効果は、以下のとおりとします。

1) 剪定枝のリサイクル

剪定枝のリサイクルにより、剪定枝 1,700 t/年をチップ化して再利用します。(剪定枝は家庭系粗大ごみ(直接搬入)としてクリーンセンターに搬入されます。)

→家庭系粗大ごみ(直接搬入) 1,700 t/年の資源化を見込みます・・・A

2) 小型家電分別収集の拡大

西尾地区について、家庭系不燃ごみ収集量(平成27年度実績で西尾市全体の約76.4%)に含まれている小型家電(本市の過去5ヵ年のサンプリング調査結果より17%とする。)の50%を資源物として再利用します。

→ $76.4\% \times 17\% \times 50\% = 6.5\%$ の家庭系不燃ごみ(収集)の資源化を見込みます・・・B

3) 食品ロスに関する施策

- ① 食品ロスに関する施策等の実施により、家庭系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」(埼玉県清掃行政研究協議会 平成24年3月)より42.6%とする。)の排出量を10%減少させます。

→ $42.6\% \times 10\% = 4.3\%$ の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・C

- ② 食品ロスに関する施策等の実施により、事業系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(「事業系ごみの分け方・減らし方」(京都市)より41.1%とする。)の排出量を10%減少させます。

→ $41.1\% \times 10\% = 4.1\%$ の事業系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・D

4) 水切り運動等の施策

- ① 水切り運動等といった施策の実施により、家庭系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(42.6% 前記参照)を10%減少させます。

→ $42.6\% \times 10\% = 4.3\%$ の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・E

- ② 水切り運動等といった施策の実施により、事業系可燃ごみ(収集、直接搬入)に含まれている厨芥類(41.1% 前記参照)を10%減少させます。

→ $41.1\% \times 10\% = 4.1\%$ の事業系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・F

5) 紙類の分別率向上に関する施策

家庭系可燃ごみ（収集、直接搬入）に含まれている紙類（雑がみ：「紙ごみ」を減らして再資源化！」（京丹後市）より 8.5%とする。）の 30%を資源物として回収します。

→ $8.5\% \times 30\% = 2.6\%$ の家庭系可燃ごみの減量効果を見込みます・・・G

(3) 施策が影響する区分

施策の効果が影響する区分は、以下のとおりとします。

表 5.5.1 施策の効果が影響する区分

施策の効果が影響する区分	施策の効果
資源化量	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aより1,700 t /年の増加 ・ Bより家庭系不燃ごみ収集量6.5%分（$76.4\% \times 17\% \times 50\% = 6.5\%$）の増加 ・ Gによって減少した家庭系可燃ごみ排出量分の増加（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）
家庭系可燃ごみ排出量（収集）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cより4.3%の減量効果 ・ Eより4.3%の減量効果 ・ Gより2.6%の減量効果（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）
家庭系可燃ごみ排出量（直接搬入）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cより4.3%の減量効果 ・ Eより4.3%の減量効果 ・ Gより2.6%の減量効果（家庭系可燃ごみから家庭系資源ごみへの移行）
事業系可燃ごみ排出量（収集）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dより4.1%の減量効果 ・ Fより4.1%の減量効果
事業系可燃ごみ排出量（直接搬入）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dより4.1%の減量効果 ・ Fより4.1%の減量効果

5.2 施策実施効果を見込んだ予測結果

施策の実施効果を見込んだ予測結果を以下に示します。

(1) 資源化量

資源化量は、施策の実施により増加し、平成 38 年度には、平成 27 年度から 2,285 t 増加すると予測されます。

表 5.5.2 施策実施効果を見込んだ資源化量の予測結果

区分	単位：t/年	
	平成27年度	平成38年度
資源化量	8,976	11,261

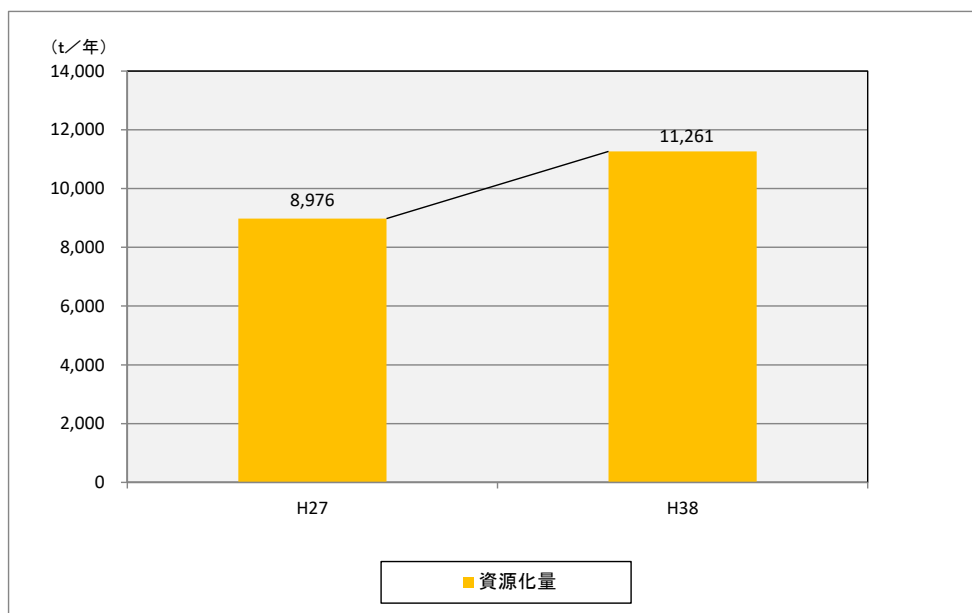


図 5.5.1 施策実施効果を見込んだ資源化量の予測結果

(2) 家庭系可燃ごみの発生量

家庭系可燃ごみの発生量は、施策の実施により減少し、平成 38 年度には、平成 27 年度から 3,893 t 減少すると予測されます。

表 5.5.3 施策実施効果を見込んだ家庭系可燃ごみ発生量の予測結果

単位：t/年

区分	平成27年度	平成38年度
家庭系可燃ごみ（収集）	32,159	28,477
家庭系可燃ごみ（直接搬入）	1,847	1,636
合計	34,006	30,113

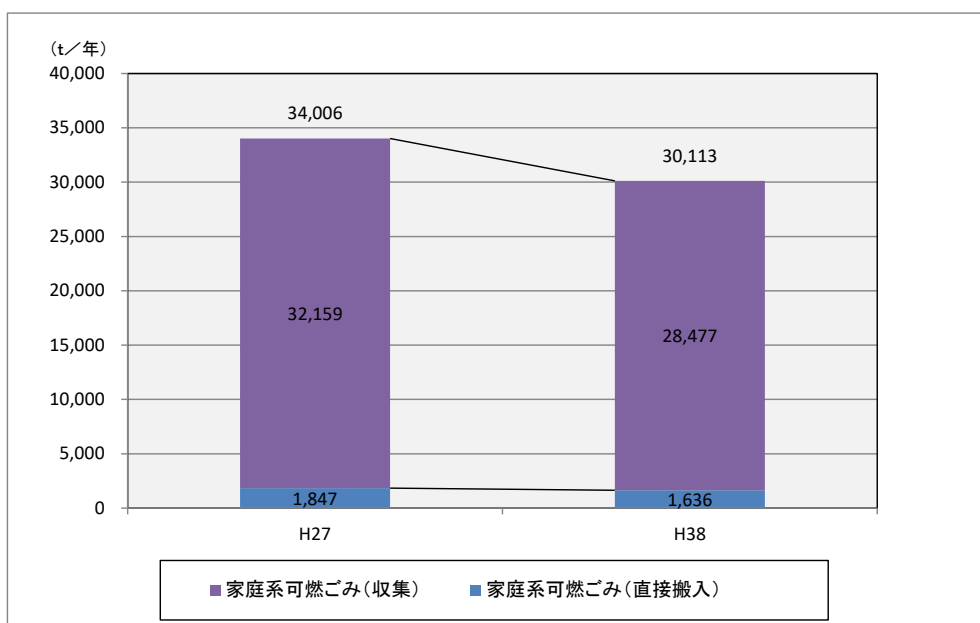


図 5.5.2 施策実施効果を見込んだ家庭系可燃ごみ発生量の予測結果

(3) 事業系可燃ごみの発生量

事業系可燃ごみの発生量は、施策の実施により減少し、平成 38 年度には、平成 27 年度から 1,057 t 減少すると予測されます。

表 5.5.4 施策実施効果を見込んだ事業系可燃ごみ発生量の予測結果

単位：t/年

区分	平成27年度	平成38年度
事業系可燃ごみ（収集）	15,025	14,029
事業系可燃ごみ（直接搬入）	893	832
合計	15,918	14,861

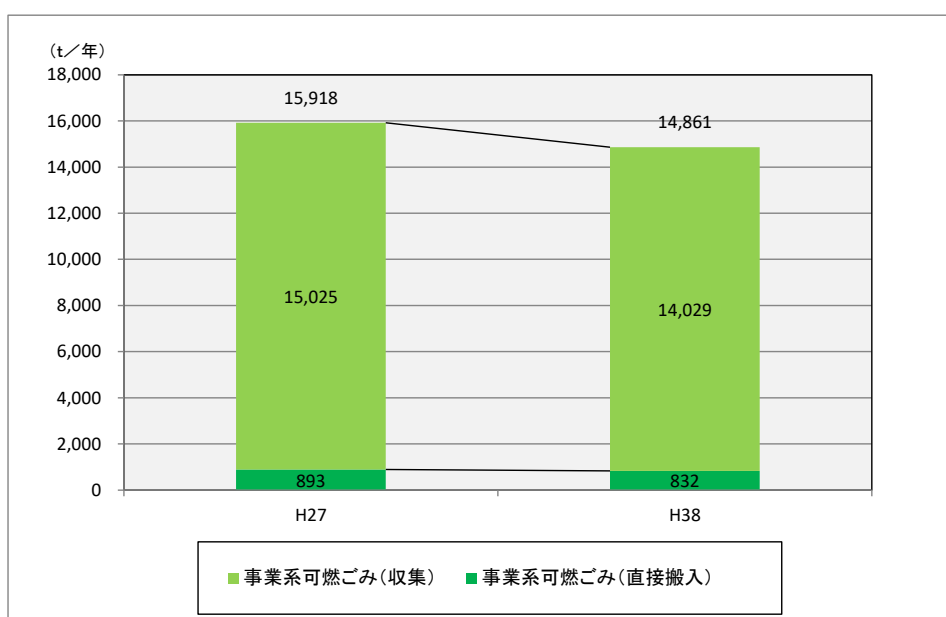


図 5.5.3 施策実施効果を見込んだ事業系可燃ごみ発生量の予測結果

(4) 資源物量（紙類）

資源物量（紙類）は、可燃ごみに混入していた紙類を資源物として回収することにより、平成38年度には、平成27年度から795 t増加すると予測されます。

表 5.5.5 施策実施効果を見込んだ資源物（紙類）発生量の予測結果

区分	単位：t/年	
	平成27年度	平成38年度
紙類	1,884	2,679

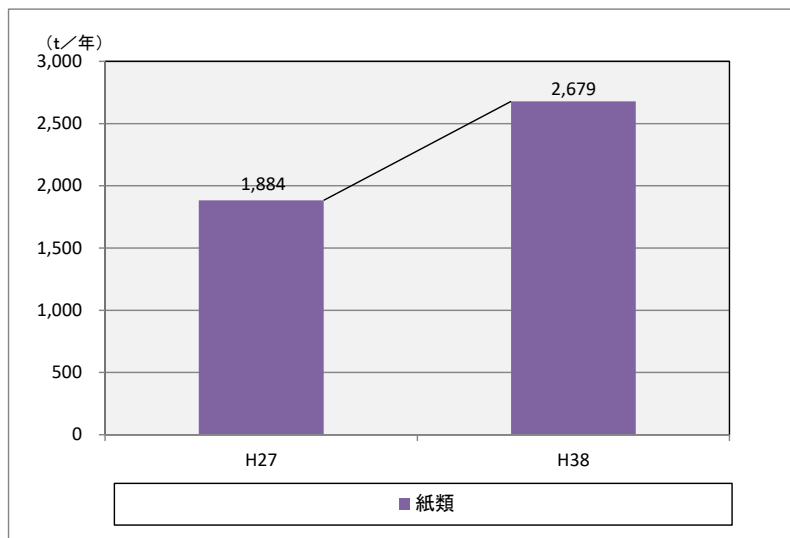


図 5.5.4 施策実施効果を見込んだ資源物（紙類）発生量の予測結果

(5) 総排出量及び資源化率

総排出量は、家庭系、事業系可燃ごみの減少により、平成 38 年度には、平成 27 年度から 4,163 t 減少すると予測されます。

一方、資源化率は、剪定枝の資源化及び雑がみの資源化により、13.5%から 18.1%まで増加すると予測されます。

表 5.5.6 施策実施効果を見込んだ総排出量及び資源化率の予測結果

単位：t/年

区分	平成27年度	平成38年度
総排出量	66,407	62,244
資源化率	13.5	18.1

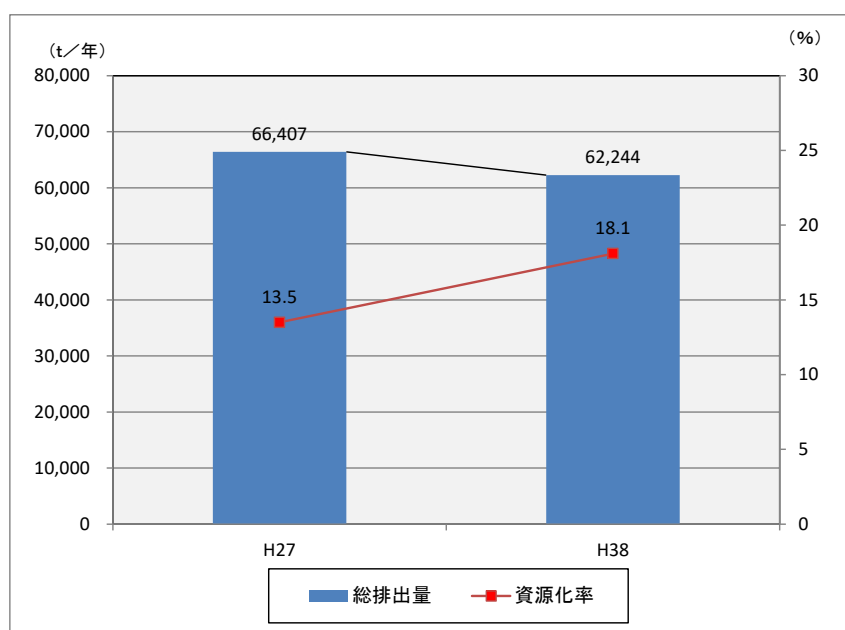


図 5.5.5 施策実施効果を見込んだ総排出量及び資源化率の予測結果

5.3 目標値の見直し

前記施策の効果を踏まえ、目標値の見直しを行います。

1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) の平成 38 年度における目標値は、1,010 g とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、1,040 g とします。

処理しなければならない1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) の平成 38 年度における目標値は、880 g とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、910 g とします。

処理しなければならない家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) の平成 38 年度における目標値は、600 g とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、630 g とします。

リサイクル率 (%) の平成 38 年度における目標値は、18.0% とします。また、中間見直し期にあたる平成 33 年度の目標値は、平成 27 年度と平成 38 年度の値の中間値を採って、16.0% とします。

目標値の見直しを表 5.5.7 に整理します。

表 5.5.7 目標値の見直し

項目	実績値		将来推計		目標値の見直し () 内：見直し前	
			現状推移	施策実施	中間	最終
	平成22年度	平成27年度	平成38年度	平成38年度	平成33年度	平成38年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,032	1,068	1,085	1,017	1,040 (1,020)	1,010 (900)
処理しなければならない 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	876	941	961	880	910 (720)	880 (670)
処理しなければならない 家庭系1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	604	656	665	605	630 (435)	600 (420)
リサイクル率 (資源化率) (%)	17.0	13.5	13.1	18.1	16.0 (23.4)	18.0 (26.0)

6. ごみの減量化のための方策

ごみ処理においては、市民、事業者、市の協働による取り組みが必要であり、個々の役割と責任を果たす必要があります。

基本理念及び基本方針を踏まえて計画目標を達成するために、市民、事業者、市の役割分担を明確にした施策ごとの具体的な方策を示します。

基本方針① 三者連携・協働による4Rの促進

基本施策 発生回避（リフューズ）の促進

市民の役割

- マイバッグを持参し、レジ袋を辞退します。
- 過剰包装や不要な包装を辞退します。

事業者の役割

- マイバッグの普及に協力します。
- 商品の過剰包装を抑制・自粛します。

市の役割

- マイバッグの普及推進を呼びかけます。

基本施策 排出抑制（リデュース）の促進

市民の役割

- 食材の買い過ぎや作りすぎに注意します。
- 安いからといってむやみに物を買わない。使う物を使う量だけ購入します。
- 使い捨て商品より長く使えるものを購入します。
- 生ごみはぼかし、コンポスト容器、生ごみ処理機を利用し、堆肥化します。
- 生ごみを出す場合は、しっかりと水切りをします。
- 詰め替え商品を積極的に購入します。

事業者の役割

- 製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行います。
- 廃棄物ができるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努めます。
- 詰め替え商品の販売を促進します。
- 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しません。
- コピー用紙の両面使用などを行い、事業所内での紙ごみの発生量を削減します。

市の役割

- 多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行います。
- ごみ処理負担の公平化、排出抑制策として、ごみ処理有料化の検討を行います。
- 事業系ごみの排出者負担料金の定期的な見直しを検討します。
- リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかけます。
- ぼかしの無料配布、コンポスト容器、生ごみ処理機購入費の補助を行い、生ごみの減量を促進します。
- 水切りによる生ごみの減量効果について情報発信を行います。

基本施策 再使用（リユース）の促進

市民の役割

- リターナブル製品の購入を積極的に行います。
- 不用品の有効利用を積極的に行います。
- 修理可能な製品は修理（リペア、リフォーム）して使います。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用します。

事業者の役割

- 梱包材等を繰り返し利用します。
- 不用品の有効利用を行います。
- 使い捨て商品でなく何度も修理できる商品をつくる努力をします。

市の役割

- フリーマーケットの開催を促進するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供を行います。
- 出前講座やイベント等により、ごみの減量化・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。

基本施策 再利用（リサイクル）の促進

市民の役割

- 団体等が行っている集団回収に積極的に参加・協力します。
- ペットボトル・白色トレイ、乾電池などは、公共施設・店頭等の拠点回収を利用します。
- 再生品（再生紙 100%のトイレットペーパー）など環境ラベルの商品・製品を選択します。
- テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、自動車、自動二輪車など、メーカーが引き取りリサイクルするものは、適正にリサイクルします。
- ごみを出すときは、資源物を種類別に分別し、ごみの出し方のルールを守って排出します。

事業者の役割

- 事業者としてのごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量やリサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行います。
- 自主的なリサイクル活動を積極的に行います。
- ミスコピー紙などは、内部資料やメモ用紙などに再使用します。(裏面使用)
- 封筒、ファイルなどは、繰り返し使用します。
- 流通梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用します。
- 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選びます。

市の役割

- 再生品を積極的に使用します。
- 「ごみ出しルール」の周知を図ることで廃棄物の資源化を進めます。
- 衛生委員の協力を得て地域のごみの資源化を進めます。
- 資源化を促進するため、施設の整備、リサイクルルートの確保に努めます。
- 地域が一体となった分別収集が推進されるよう、町内会等への働きかけを行います。
- クリーンセンターに搬入される剪定枝のリサイクルに努めます。
- 団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。
- 常設資源ステーションの利用拡大を促進します。

基本方針② 4Rを推進するための分別・収集・運搬体制の整備

収集形態（容器、品目等）の統一

市の役割

- 資源物が出しやすい排出品目や排出方法の統一を検討します。
- 収集では、適正な収集・運搬を確保しつつ、さらなる効率化を目指します。

分別収集の徹底

市の役割

- 広報やホームページなどにより積極的に情報の発信をします。
- ごみの出し方のガイドブックを全戸に配布し、ごみ分別について周知します。

基本方針③ 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制整備

既存施設における適正な運転管理の継続

市の役割

- クリーンセンターの適正な運転管理、維持管理を推進することにより、経費の削減と効率的な発電の確保に努めます。
- 適正な稼働体制、稼働日数を保つとともに、減量化・資源化による処理量の削減、ごみ質の均質化、カロリーコントロール等を行い、ごみ処理の安定化を図ります。
- 最終処分場の周辺環境への監視を徹底します。
- 最終処分場の適正管理の推進及び最終処分場跡地利用について検討します。

既存施設の運転データ等の整理と公表

市の役割

- 大気汚染物質の排出抑制と温室効果ガスの削減及び測定結果を公表します。
- 最終処分場の浸出水、地下水データ等の整理及び測定結果を公表します。

エネルギー回収推進施設の整備

市の役割

- 新ごみ処理施設整備について、関係市町村等との連携による広域化を推進します。
- 新ごみ処理施設の更新について研究します。

既存最終処分場の延命化

市の役割

- 最終処分場の周辺環境への監視を徹底します。
- 埋立処分量削減による延命化を図ります。

資源物の持ち去り及び不法投棄対策

市の役割

- 資源物の持ち去り禁止についての指導を行います。
- 事業系ごみのごみ集積場所への排出を防止するため、事業所訪問などにより事業者への指導を強化します。
- 不法投棄対策として、職員によるパトロール体制を強化します。
- 不法投棄対策として、町内会から要望があれば、ごみステーションに監視カメラを設置します。

施策方針④ ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくり

ごみ減量意識の高い人づくり

市民の役割

- ごみ減量に関する情報に関心を持つようにします。
- 取り組みの成果を積極的に発表します。

事業者の役割

- ごみ減量に関する情報の入手や発信を心がけます。
- 事業所内にごみ減量担当者を配置し、社員のごみ減量意識を高めていくように努めます。

市の役割

- ごみ問題の現状や推進する取り組み等を、具体的かつ分かりやすく発信するよう努めます。
- ごみ減量の目標や達成状況を公開します。
- 教育機関と連携・協力し、子どもたちのごみ減量教育を支援します。
- 町内会に対して積極的にごみについての出前講座を行います。
- 最終処分場、クリーンセンターの見学会を行います。
- 町内の清掃や環境衛生活動などに取り組んでいる個人、団体を表彰します。

行動できる体制づくり

市民の役割

- ごみの減量意識の高い人たち（エコ市民）を中心とした活動組織を形成します。
- ごみ減量に取り組む団体組織による活動の輪を周囲に広げるよう努めます。
- 既存のごみ減量活動団体・個人などの間で積極的な情報交換を図ります。

事業者の役割

- ごみ減量活動をしている団体と連携し、協力します。

市の役割

- ごみの減量活動をする組織づくりと市民主導の運営を支援します。
- ごみの減量活動をする組織のコーディネータ役を務めます。
- 各課、支所、県等との連携のもと、迅速な情報提供、情報発信などに努めます。

基本方針⑥ 食品ロスの削減

家庭での食品ロスの削減

市民の役割

- 冷蔵庫等の中に残っている食べ物を確認してから買い物に行くように努めます。
- バラ売りや少量パック等、使い切ることができる適量を買うように努めます。
- 賞味期限と消費期限の違いを理解して買い物をするように努めます。

事業者の役割

- 食品ロスの発生抑制に取り組んだ上で、再生利用等に努めます。
- 飲食店や小売店等は、食品ロスの発生しにくい少量販売等に努めます。

市の役割

- 食品ロスに関する正しい認識が広く市民に伝わるよう、普及啓発に努めます。
- 市民や飲食店等の食品ロス削減の取組を支援します。
- 食品ロス削減に関する運動の普及促進に努めます。

外食時における食品ロスの削減

市民の役割

- 小盛りメニューの利用等、食品ロスを発生させない注文に努めます。
- ごみ減量に取り組む団体組織による活動の輪を周囲に広げるよう努めます。
- 既存のごみ減量活動団体・個人などの間で積極的な情報交換を図ります。

事業者の役割

- 飲食店や小売店等は、小盛りメニュー等、食品ロスの発生しにくいメニューの設定に努めます。
- 市民が料理の持ち帰りを希望した際には、可能な限り協力するようにします。
- 市が呼びかける食べ残し防止運動等に協力します。

市の役割

- 飲食店や小売店等に、小盛りメニューや少量販売の設定を呼びかけます。
- 多量排出事業所に対して、生ごみの資源化を提案していきます。
- 食品ロスに関しての情報提供、情報発信等を行い、普及啓発に努めます。

7. 分別区分

資源物の収集は、従来のとおり実施していきますが、市民への意識調査等により収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックを行い、必要に応じて分別品目を見直すことで資源化率の向上を目指します。また、市民の理解と協力を得られるよう、的確な周知と情報提供に努めます。

表 5.7.1 分別区分

家庭系の分別区分		事業系の分別区分
資源物	紙類	受入れ先の収集区分に従って分別する
	紙パック	
	金属類	
	布類	
	ペットボトル	
	白色トレイ	
	缶・びん	
	小型家電	
	プラスチック製容器包装	
	廃食用油（一色地区のみ）	
その他	乾電池・蛍光管	

8. 収集・運搬計画

8.1 収集対象

収集対象は、家庭系ごみとし、事業系ごみについては、今後も許可業者による収集とします。
 なお、収集対象地域は、市内全域とします。

8.2 収集運搬体制・収集方式・収集頻度・排出方式

ごみ・資源物の収集・運搬方法を表 5.8.1 に示します。

収集・運搬方法は、現状の収集・運搬方法を継続するものとします。ただし、法令等の改正、社会情勢の変化、リサイクル技術の進歩等により、随時変更します。また、市民の理解と協力を得られるように、的確な周知と情報提供に努めるほか、収集運搬体制の効率化によるエネルギー消費量の低減や、低公害車の導入により、環境負荷の削減を図ります。

また、スプレー缶などの危険ごみによる収集車両の火災等の事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ・資源の収集体制を確保します。

表 5.8.1 ごみ・資源物の収集・運搬方法

区 分		収 集 主 体	収 集 区 域	収 集 回 数	収 集 方 法	運 搬 先	
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営 委託業者	市内 全域	週 2 回	ステーション	西尾市クリーンセンター	
	不燃ごみ			月 2 回			
	粗大ごみ			週 1 回	戸 別		
	資源物	プラスチック製容器包装	直営 委託業者	市内 全域	週 1 回	ステーション	西尾市クリーンセンター リサイクル施設他
		空きびん			月 2 回		
		空き缶			月 2 回		
		金属類			月 2 回		
		紙類			月 2 回		
		ペットボトル			月 2 回	拠点回収 ステーション	
		白色トレイ			月 2 回	拠点回収 ステーション	
布類		月 2 回			拠点回収 ステーション		
廃食用油	月 2 回	ステーション					
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 自己搬入	市内 全域	/	戸 別	西尾市クリーンセンター	
	不燃ごみ						
	不燃粗大						
	可燃粗大						
有害ごみ	乾電池・蛍光管	委託業者	市内 全域	随 時	拠点回収 ステーション	西尾市使用済乾電池・廃蛍 光管ストックヤード	
集団回収	紙類、布類、空き缶、 空きびん、金属類	小中学校 PTA 子ども会等	市内 全域	/	拠点回収	民間業者	

※収集運搬や搬入を禁止するものについては各年度の実施計画で定めることとします。

9. 中間処理施設計画

9.1 中間処理に関する目標

現在、本市の中間処理は、西尾市クリーンセンターの焼却施設及びリサイクル施設で行っています。今後も引き続きごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについて適正処理を行ないます。

一方、現クリーンセンターは、稼動から16年が経過しており、年々老朽化が進んでいます。今後は、愛知県広域化計画に定められた「岡崎西尾ブロック」による広域処理を前提に、クリーンセンターの長寿命化及び次期施設の整備を検討します。

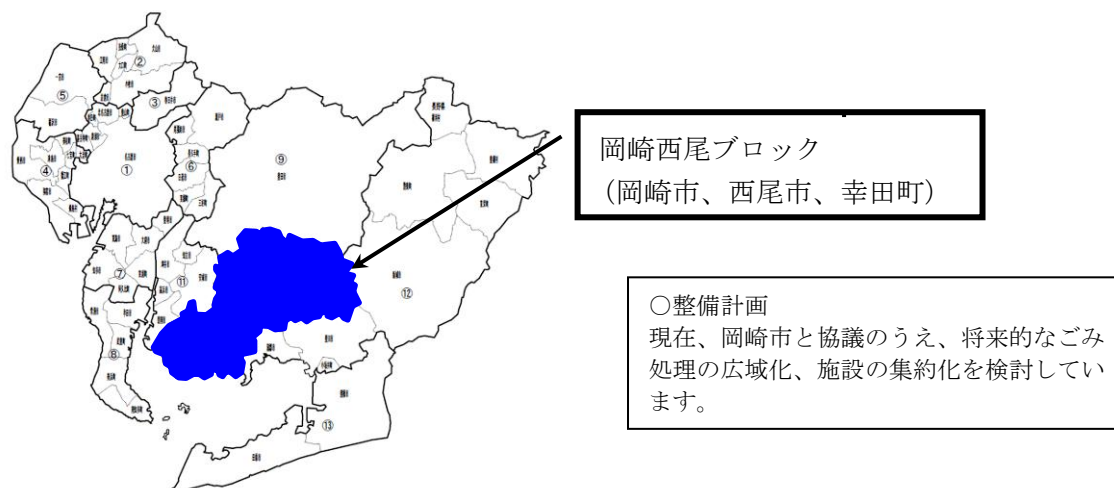


図 5.9.1 岡崎西尾ブロック（愛知県広域化計画より）

9.2 中間処理の方法

中間処理方法を表 5.9.1 に示します。

中間処理方法は、概ね現状の収集・運搬方法を継続するものとしますが、廃食用油については、平成 29 年度から民間の資源化施設において燃料化を行います。

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみについては、クリーンセンターにて焼却処理を行います。不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみについては、リサイクル施設において、破碎・選別・圧縮等の処理及びストックヤードにて一時保管を行います。

表 5.9.1 中間処理方法

区 分		中間処理施設	中間処理方法	処理主体	
可燃ごみ		焼却施設	焼却処理	西尾市	
不燃ごみ		リサイクル施設	破碎処理・選別処理		
粗大ごみ	可燃粗大ごみ	焼却施設	焼却処理		
	不燃粗大ごみ	リサイクル施設	破碎処理・選別処理		
資源物	プラスチック類	ペットボトル	リサイクル施設		選別圧縮処理・一時保管
		白色トレイ	リサイクル施設		一時保管
		プラスチック製容器包装	リサイクル施設		選別圧縮処理・一時保管
有害ごみ	乾電池	ストックヤード	一時保管		
	蛍光管	ストックヤード	一時保管		
廃食用油	廃食用油	廃食用油燃料化 →平成 29 年度からは 民間の資源化施設	燃料化处理		民間施設

9.3 施設整備計画

現在、西尾市クリーンセンターでは、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及びリサイクル施設から排出される可燃残渣を処理対象として焼却処理を行っています。

新たな焼却施設の整備については、本市のごみ処理量やごみ質の変化に加えて、岡崎市、幸田町との広域化を踏まえて検討していくこととします。

10. 最終処分場計画

10.1 最終処分に関する基本方針

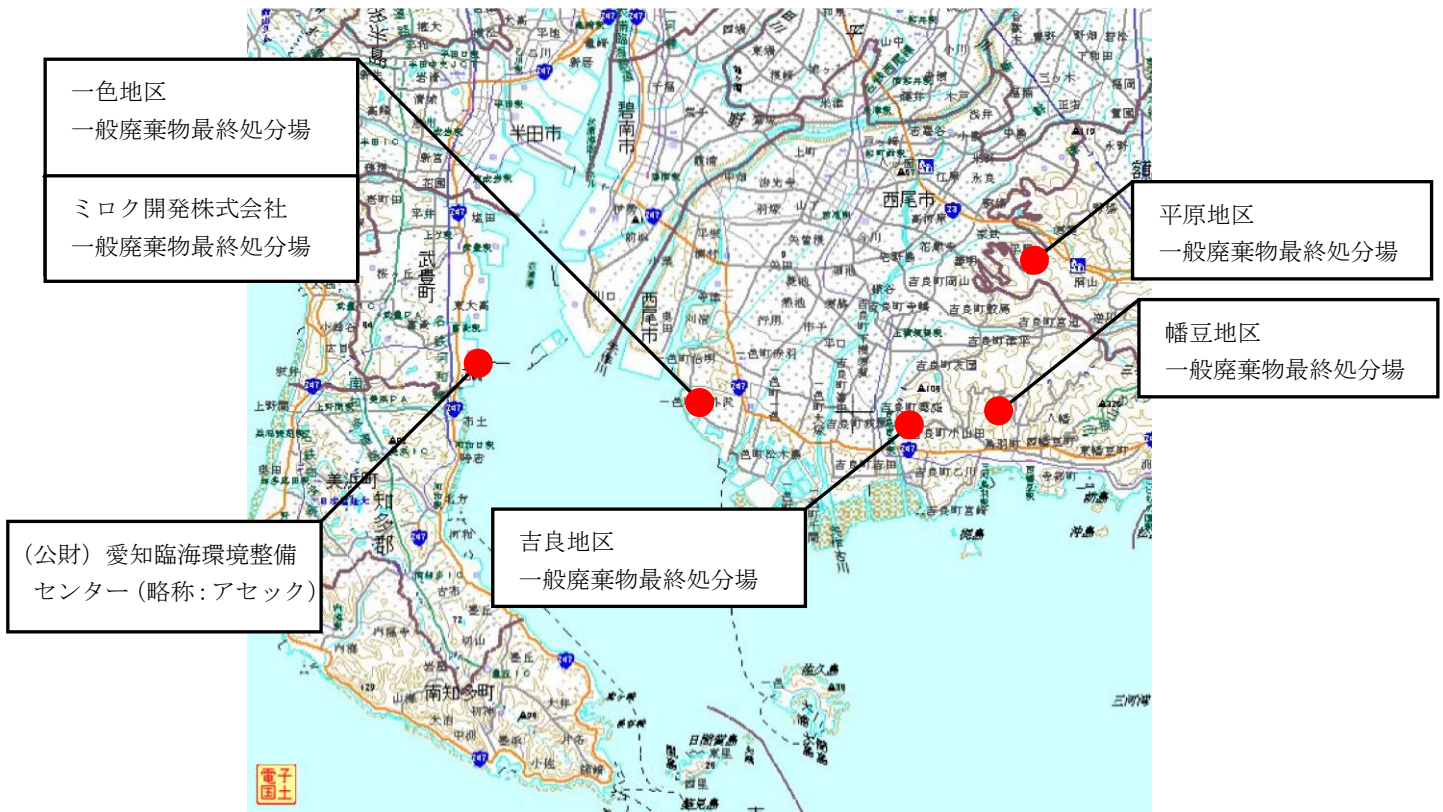
現在、本市は、平原地区一般廃棄物最終処分場、一色地区一般廃棄物最終処分場、吉良地区一般廃棄物最終処分場及び幡豆地区一般廃棄物最終処分場の4か所の最終処分場を有しています。

家庭系の埋立ごみは、各地区の最終処分場で埋立処分をしています。一方、西尾市クリーンセンターの焼却残渣は、上記の処分場のほかに、(公財)愛知臨海環境整備センター(略称:アセック)、ミロク開発(株)(民間)に搬出して埋立処分をしています。

今後も最終処分場の延命化、処理経費削減を図るため、最終処分量の削減に努めるとともに、焼却残渣の民間埋立処分場等への搬出も含め、現在稼働している4つの最終処分場の効率的な施設運営方法等について検討していきます。

10.2 最終処分の方法

不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び焼却処理に伴って発生する焼却残渣等は、今後も引き続き最終処分量の削減に努めた後、最終処分場において埋立処分を行っていきます。



出典：電子国土基本図

図 5. 10. 1 最終処分場配置図

11. その他

11.1 衛生委員の活用による普及啓発活動の実施

西尾市衛生委員は、ごみの減量化・資源化と地域美化の推進に関するリーダー役として位置づけられており、各種資源物の分別収集を行ううえでも重要な役割を担っています。

今後も、ごみの減量化・資源化施策を展開する際等には衛生委員の協力を要請し、委員のネットワークを活用することで施策の周知・効果拡大に努めることとします。

11.2 災害時における近隣市町村との連携・協力

災害等による一時多量ごみの発生、ごみ処理施設の障害等により、処理区域内でのごみ処理に支障が生じた場合は、近隣市町村などと連携・協力して処理を行い、生活環境や公衆衛生上の支障が生じないように努めます。

また、本市だけでは解決が難しく、広域的に対応する方が効果的な課題が生じた場合には、近隣市町村と協議を行い、共同処理体制の確立に努めることとします。

11.3 災害により発生したごみの処理

災害により発生したごみ等の廃棄物を速やかに処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、同計画に基づき廃棄物を適正に処理します。

11.4 不法投棄対策

不法投棄については、以下の方法等により、安全・清潔で快適な環境を築き、違法行為を許さない状況を構築して対応していきます。

(1) 監視体制の充実

市内パトロールの充実を図り、監視や早期発見・早期撤去に努めます。また、監視カメラの活用により、不法投棄の未然防止を図ります。

(2) 土地所有者への協力要請、責務

空き地などの土地所有者や管理者に、不法投棄によるごみは、土地所有者や管理者の責任において適切に処理、処分しなければならないということを周知し、柵の設置等による投棄者の侵入防止策への協力を要請します。

(3) 関係部局との連携

関係部局との連携を図り、悪質者に対しては、警察と連携し、厳正に対応していきます。

(4) 啓発の推進

広報などにより、ごみの適正な処理についての協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

(5) 広域的な対応

不法投棄は、山間や河川部等に多く、市域を超えて発生するため、周辺自治体と連携した対応を検討します。また、県、警察及び市民の組織的な協力を強化するため情報共有等を行います。

11.5 適正処理困難物等への対応

(1) 適正処理困難物への対応

本市で処理することが困難なごみを表に示します。

今後も、処理することが困難なごみについては、市民、事業者が処理する際に専門の処理業者へ依頼する等の方法を指導していきます。

表 5.11.1 処理することが困難なごみ

品 目	特 性
塗料、廃油	引火・爆発の危険性等
ガスボンベ、プロパンガス容器	爆発の危険性、破砕困難物等
農薬、薬品類	有毒性、有害性等
医療廃棄物	病原性、有毒性、有害性等
タイヤ、消火器、ピアノ、金庫、業務用機器器具、その他	処理・処分の困難性、危険性、形状・重量的特性を持つもの

(2) リサイクル関連法に基づく対処

テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の特定期間用機器、自動車、自動二輪車については、法律に沿った適正な処理を行うよう指導していきます。

(3) 医療廃棄物への対処

1) 感染性医療廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

医療関係機関等から排出される一般廃棄物のうち、血液等の付着した包帯・脱脂綿・ガーゼ・紙くず等といった感染性病原体が含まれる、又は付着しているおそれのあるものについては、医療機関自らが適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

2) 在宅医療廃棄物

自宅で使用して排出される在宅医療廃棄物の中で、注射針等鋭利なものや血液等が付着しており、感染性のおそれがあるものについては、今後も医療機関等において処理するよう指導していきます。なお、感染性のおそれのない在宅医療廃棄物については適正に処理を行います。

